

古代王権の隼人支配とその転換

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-06-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 明希 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23998

博士後期課程学位論文

「古代王権の隼人支配とその転換」

東北学院大学大学院文学研究科

アジア文化史専攻博士後期課程

熊谷 明希

目次

序章	1
第一章 大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立	9
第一節 大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内移配の問題	
第二節 令制下における畿内隼人の意義 -夜間の宮城門警備と吠声-	
第二章 文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立	24
第一節 文武朝における「薩摩隼人」の征討	
第二節 文武朝における覓国使の意義	
第三節 「校戸置吏」の意義	
第三章 隼人郡の成立と「隼人之調」	47
第一節 隼人郡・非隼人郡の成立過程	
第二節 大隅・薩摩両国における墾田制と「百姓」	
第三節 延暦十一年条における「隼人之調」	

第四章 大隅・薩摩隼人の朝貢制と九世紀初頭における転換	· · · · ·
第一節 隼人の朝貢形態とその意義	· · · · ·
第二節 延暦二十年における朝貢停止の問題	· · · · ·
第三節 朝貢停止の歴史的意義	· · · · ·

終章

- - - - -

98

73

序章

一 本書の方法と課題

古代において、南九州に居住していた人々は、隼人と呼ばれた。日本の古代王権は、隼人や蝦夷といった島の周縁部の人々に対し、朝貢や朝廷の諸儀礼への参列や征討など、様々な政策を展開した。

本学位論文は、主として六世紀後半から九世紀初頭にかけての、日本古代王権による隼人支配の構造と、その歴史的転換を明らかにするものである。

古代王権による隼人支配の全体像を捉えようとしたものとして特筆すべきなのが、井上辰雄氏と中村明蔵氏の諸研究である。

井上氏は「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として」⁽¹⁾において、五つの残簡からなる天平八年度「薩摩国正税帳」を隼人支配の観点から分析を行った。そして、大隅・薩摩両国には「隼人郡」（隼人を中心構成された郡）という特殊な行政区分が存在していたことを明快に示した。また、『隼人と大和王権』では、古代王権による隼人支配について、大化前代における隼人の近習制、大隅・薩摩両国における律令制支配の問題や朝貢制など、多くの側面から論じている⁽²⁾。中村明蔵氏は、「律令制と隼人支配について—薩摩国の租の賦課をめぐって」において、先に挙げた井上説

を踏まえつつ、両国における律令制的支配の問題を多岐に渡って考察している⁽³⁾。その中で氏は、隼人にに対する律令制的支配は不充分で、その代替政策として朝貢制が行われたと結論付けた。在地における令制的賦課の問題が、朝廷において行われた朝貢と密接に関係するという中村氏の指摘は、後の隼人研究において大きな影響を与えた。

井上・中村氏以降の体系的な隼人研究として、永山修一氏の『隼人と古代日本』が挙げられる。永山氏は先述した井上・中村説の継承・再検討を行いつつ、最新の考古資料や東北地方における蝦夷研究の成果等を積極的に取り入れているという特徴がある。また、「隼人」という呼称は朝貢制に基づくものと理解し、史料上確実な隼人の朝貢史料を『日本書紀』天武十一年（六八二）七月甲午（三）条であると捉え、南九州の住民が「隼人」と呼称されるのは天武朝以降であると述べている。そして、延暦二十年（八〇一）の朝貢停止によって隼人の公民化が完遂し、以後彼らは「隼人」と呼称されることになると解釈している⁽⁴⁾。

古代王権の隼人に対する支配理念やその歴史展開を、中央（朝廷）・地方（南九州）の問題と対比させながら考察しようとする井上・中村氏の視点を、筆者は基本的に継承していきたい。また、隼人支配の問題を、東北地方における蝦夷支配との比較を踏まえ考察するという永山氏の研究手法も積極的に取り入れたいと思う。

このように、様々な視角が加えられながら、体系的な隼人研究が行われているが、一方で残されている課題も存在し、それらを箇条書きで記す。

- ①大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立過程。
- ②八世紀の大隅・薩摩隼人にに対する律令制的支配（籍帳制・令制的賦課）の問題。
- ③延暦二十年における朝貢制停止と九世紀初頭における隼人政策転換の意義。

以下では、如上の課題点について、諸先行研究の整理をしながら、筆者の基本的な視覚を示したい。

1 大化前代における隼人の朝廷出仕と

畿内隼人の成立過程

大化前代における隼人関係史料は、記紀神代卷のいわゆる海幸山幸神話にみえるが、それを別にすると履中条における近習隼人の説話がある。

履中紀によると、住吉仲皇子に近習する隼人「刺領巾」（『古事記』）が、瑞齒別皇子にそそのかされ、主人である住吉仲皇子を暗殺し、自身も殺されたとある。

井上辰雄・中村明藏氏は、大化前代において隼人の一部が朝廷に出仕し、特定の王族に近侍したと述べてい

る⁽⁵⁾。特に中村氏は、履中紀の説話を根拠として、その時期を五世紀前半頃と捉えている。一方、永山修一氏は、南九州の住民が「隼人」と呼称されるのは天武朝以降と捉え、それ以前の史料は後世の文飾であるとし、積極的な評価をしていない⁽⁶⁾。

このように、天武朝以前における隼人関係史料を積極的に評価する説と、潤色であるとする説とで意見が対立している。この点について筆者の見通しを述べたいと思う。

まず、特定の王族に近侍したとする隼人は、履中紀以降の史料にもみえ、これを後世の文飾として評価しないのは問題であろう。大化前代において特定の王族に近習したとされる隼人の記事は、一定の史実を反映したものと筆者は捉える。一方、履中紀の説話を最大の根拠として、隼人の服属を五世紀前半頃とする見解も再検討の必要がある。また、従来の隼人研究において、ほとんど指摘がなされていないが、大化前代における隼人の朝廷出仕は、隼人の畿内移配と密接な関連があると筆者は考える。

八世紀において、畿内及び周辺諸国に移配された隼人（畿内隼人）が存在していたことが、山背国綴喜郡大住郷計帳等から知られている。隼人の畿内移配は、一般的に天武・持統朝頃と考えられている⁽⁷⁾。しかし、大隅直等に対する忌寸賜姓記事である『日本書紀』天武十四年（六八五）六月甲午（二十）条や、隼人の來

朝記事である『日本書紀』天武十一年七月甲午条等から、これらの見解には再検討の必要があると筆者は考へる。仮に、畿内移配の時期が天武朝以前に遡ることが実証できれば、移配の目的が朝廷出仕のために行われた可能性が出てくる。

さて、大化前代における隼人の役割として、第一に特定の王族に対する近習が挙げられる。一方で、神代紀における説話には、吠声を伴う王宮警固の由来が付記されている。また、王宮警固の役割は「至今」という一文と、『万葉集』や隼人に関する養老令の規定等を踏まえれば、八世紀代にも行われていた可能性がある。特に王宮警固は、延喜隼人司式に規定されていない。この点は、朝廷内における隼人のあり方が、歴史展開の中で大きく変質していったことを示唆する。

2 八世紀の大隅・薩摩隼人に対する 律令制支配の問題

隼人関係の記事が大幅に増加し、その内容に具体性が増すようになるのは、七世紀後半の天武・持統朝以降である。そして、大宝律令が施行される前後の七世紀末から八世紀初頭にかけて、古代王権は積極的な南九州政策を行うようになる。

大宝二年（七〇二）に薩摩国の前身である「唱更国」が、次いで和銅六年（七一三）に大隅国がそれぞれ成立し、いずれも隼人の征討を経て行われた。また、両

国の建置後も城柵の設置や柵戸の移配といった対隼人政策が実施されており、この点は蝦夷政策と共に通する。大隅・薩摩両国の建置は、それまで支配が不充分であった大隅・薩摩隼人を令制国に編成したこと意味する。これらの諸政策が行われた七世紀末から八世紀初頭は、隼人支配の転換期の一つと評価することができよう。次に問題となるのが、両国成立以降の、在地における隼人支配の様相である。

井上辰雄氏は天平八年度「薩麻国正税帳」の分析を中心として、八世紀の大隅・薩摩両国には、隼人郡という特殊な行政区分が存在したことを明らかにした。一方、隼人郡に居住する隼人には、籍帳制が施行され、調庸賦課も行われていたとする⁽⁸⁾。それに対し中村明蔵氏は、両国における墾田制継続が記された『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯（七）条を最大の根拠とし、隼人に対する律令制的支配は不充分で、代替措置として朝貢制が行われたとする⁽⁹⁾。

伊藤循氏は、両国の隼人を郡編成された「百姓」身分と捉え、籍帳制とそれに基づく令制的調庸賦課も行われていたという立場をとる⁽¹⁰⁾。永山修一氏は、正税帳の国司部内巡回記載を最大の根拠とし、八世紀の隼人郡において籍帳制は不充分であつたと結論付けた⁽¹¹⁾。菊池達也氏は正税帳における河辺郡（隼人郡の一つ）の賑給記載から、隼人郡における籍帳制施行を指摘し、調庸賦課も行われた可能性があると述べている

⁽¹²⁾

このように、大隅・薩摩隼人の律令制的支配の問題、特に令制的調庸賦課の存否について、多くの見解が存在し、定説をみていない。この点を考える上で、筆者が注目している史料が、『類聚国史』卷一九〇 風俗部隼人 延暦十一年（七九一）八月壬寅（二十）条にみえる「隼人之調」である。

本条によると、近年「隼人之調」が「或輸或不レ輸」という状況が続いているため、「偏輸」するよう命じる制が発布された。多くの先行研究では、本条の「隼人之調」を朝貢時のミツキと解釈している⁽¹³⁾。しかし、隼人や蝦夷・新羅の朝貢史料と比較すると、本条における「隼人之調」を、朝貢時のミツキとする従来の解釈には再検討の必要がある。

本論で具体的に検討するが、「隼人之調」は大隅・薩摩両国在住の隼人に賦課された、特殊な輸納物と考えられ、この点を『延喜式』に規定されている「隼人調布」や、大宰府における調綿京進史料等を踏まえながら論証したい。

3 延暦二十年における隼人朝貢制停止と 九世紀初頭における隼人政策の転換

(2) 隼人の朝貢停止と班田制施行の問題

隼人の朝貢停止について、特に問題となつていてのが、朝貢停止の原因と大隅・薩摩両国における班田制施行との関連についてである。

『続日本紀』天平二年三月辛卯条によると、大隅・薩摩両国の「百姓」の田は全て墾田で、もし収公したら反発が予想されると大宰府から報告があつた。朝廷

伴う在京勤務が課せられていた。隼人の朝貢が本格的にみえるのは天武・持統朝からで、靈亀二年（七一六）の格において、隼人の朝貢と在京勤務の期間が六年と定められた（『続日本紀』靈亀元年五月辛卯条）。以降、隼人の朝貢は史料上において計十一回確認することができる。

隼人の朝貢制は、延暦二十年（八〇一）に停止され⁽¹⁴⁾、以後、中央における隼人政策は大きく変化する。まず、朝貢停止の四年後にあたる延暦二十四年（八〇五）には、大替隼人（来朝している大隅・薩摩隼人。いわゆる朝貢隼人）の風俗歌舞奏上が停止され⁽¹⁵⁾、さらには隼人司に上番する隼人の減員が決定する⁽¹⁶⁾。また、大同三年正月二十五日には隼人司が廃止され、同年七月二十六日に兵部省被管として再置される⁽¹⁷⁾。

従来の隼人研究において、これらの一連の隼人政策が行われた八世紀末・九世紀初頭は、隼人支配の転換期の一つと考えられている。

はこれに基づき、従来通り墾田を耕作させるよう決定し、両国の口分田班給は、延暦十九年（八〇〇）によく実施される⁽¹⁸⁾。すなわち、大隅・薩摩両国は建国から約一世紀近く、班田制が行われていなかつたのである。さて、ここで注視すべきなのが、班田制が施行された翌年に、隼人の朝貢制が停止された点である。周知の通り、八世紀の両国は隼人支配という役割を担う国であった。そのため多くの先行研究では、墾田を有するとされる「百姓」を隼人と限定的に捉え、両国における班田制施行と朝貢制の停止には密接な関係があると解釈してきた⁽¹⁹⁾。この点を大隅・薩摩両国における隼人支配の様相や、陸奥・出羽における柵戸関係史料を踏まえながら再検討したい。

（3）朝貢儀礼の廃止と今來隼人の成立

延暦二十年における隼人の朝貢停止の意義を考える上で注目すべきなのが、ミツキ貢納や来朝時の風俗歌舞奏上といった朝貢儀礼が消滅するという点である。

『続日本紀』等の記載から、八世紀における隼人の朝貢儀礼は、基本的に隼人側のミツキ貢納と風俗歌舞奏上、王権側の叙位賜禄の手順で行われる。

ミツキ（「調物」・「御調」）とは、石上英一氏が指摘する通り、賦役令に規定されている調と異なり、服属国・服属集団の服属儀礼における貢納物を意味する⁽²⁰⁾。また、風俗歌舞は神代紀の説話に基づいた服属儀礼と

しての性格を有し、天皇出御を伴う重要なものであつたと考えられる。

従来の研究では、朝貢停止の意義を、両国における班田制施行と結びつける解釈がほとんどである。しかし、延暦二十年における隼人の朝貢停止によつて、ミツキ貢納と入朝時における風俗歌舞奏上といった、天皇出御を伴う一連の服属儀礼が廃止される。すなわち隼人の朝貢停止は、朝貢を行わせることによつて隼人との服属関係を形成・維持するという、天武朝から続く隼人政策が変化したことを意味する。この点は朝貢停止の歴史的意義を考える上で、非常に重要である。

隼人の大儀参列や行幸從駕等の役割は、朝貢停止以降も継続して行われる。しかし、新しく大隅・薩摩隼人が来朝することはなくなり、彼らが担つた役割は畿内隼人が代行するなど、八世紀代の隼人のあり方は大きく変貌していくと考へられる。この点について、朝貢停止以降に成立したと考えられている今來隼人・白丁隼人の性格等を踏まえながら⁽²¹⁾、本論において具体的に論証していきたい。

二 本学位論文の構成

本学位論文は四章構成とする。

まず、第一章「大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立」において、大化前代における隼人の朝廷出仕（近習・王宮警固）と畿内移配との関係、さら

には令制下における番上隼人との系譜関係を論証する。続いて、第二・三章では、八世紀代の大隅・薩摩両国

における、隼人の律令制的支配の問題を取りあげる。

第二章の「文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国成立」では、文武朝における南九州政策の検討を軸としながら、七世紀末から八世紀初頭における隼人支配の進展過程の問題について考察する。

第三章の「隼人郡の成立と「隼人之調」」において、大隅・薩摩両国において存在していた、隼人郡・非隼人郡の成立過程を明らかにする。そして、隼人研究において議論が行われている律令制的賦課の問題を、延暦十一年条に記されている「隼人之調」を中心としながら明らかにする。

第四章「大隅・薩摩隼人の朝貢制と九世紀初頭における転換」では、はじめにミツキ貢納と風俗歌舞奏上といつた、隼人の朝貢儀礼の意義を明確に示す。それらを踏まえた上で、延暦二十年の朝貢停止をはじめとした、九世紀初頭における隼人政策転換の歴史的意義を考察する。

註

(1) .. 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として—」(同『正税帳の研究』) 塙書房 一九六七)。

(2) .. 井上辰雄『隼人と大和政権』学生社 一九七四。

(3) .. 中村明蔵「律令制と隼人支配について—薩摩国の租の賦課をめぐって—」(同『隼人の研究』) 学生社 一九七七)。

(4) .. 永山修一「隼人の登場」(同『隼人と古代日本』同成社 一二〇〇九 初出..一九九二)。

(5) .. 前掲(2) 井上論文、中村明蔵「熊襲と隼人をめぐる諸問題」・「隼人の呪力とその系譜」(同『隼人の研究』) 学生社 一九七七)

(6) .. 前掲(4) 永山論文。

(7) .. 前掲(2) 井上論文、前掲(4) 永山論文。

(8) .. 前掲(1)・(2) 井上論文。

(9) .. 前掲(3) 中村論文。

(10) .. 伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』) 四一九八四)

(11) .. 永山修一「隼人支配の特質」(同『隼人と古代日本』同成社 一二〇〇九 初出..一九九一・一九九二)。

(12) .. 菊池達也「律令国家の九州南部支配」(『九州史学』) 一六八 二〇一四)。

(13) .. 前掲(3) 中村論文、前掲(10) 伊藤論文、

前掲(11) 永山論文。

(14) .. 『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年六月壬寅(十二)条。

(15) .. 『日本後紀』延暦二十四年(八〇五) 正月乙酉(十五)条。

(16) .. 『日本後紀』延暦二十四年十二月壬寅(七)条。

(17) .. 狩野文庫本『類聚三代格』卷四 大同三年(八〇八)七月二十六日太政官奏

(18) .. 『類聚国史』卷一五九 田地上 口分田 延暦十九年(八〇〇)十二月辛未(七)条。

(19) .. 前掲(1)・(2) 井上論文、中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(同『隼人の研究』) 学生社 一九七七)、奥野中彦「薩摩国正税帳をめぐって—律令制と薩摩」(鹿児島県立短期大学地域研究所年報)十二一九八三)、前掲(10) 伊藤論文、永山修一「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』同成社 一二〇〇九 初出..一九八九)、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(山中章・仁藤敦史編『国立歴史民俗博物館研究報告第一三四集』) 国立歴史民俗博物館 二〇〇七)。

(20) .. 石上英一①「日本古代における調庸制の特質(1973年度歴史学研究会大会報告)歴史における民族と民主主義—古代史部会 日本古代における律令制支配の特質と展開」(『歴史学研究』別冊特集 一九七三)、②「古代における日本の税制と新羅の税制」

（朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎
七四）。
(21) .. 前掲(19) 鈴木論文。

一九

第一章 大化前代における

隼人の朝廷出仕と畿内隼人の成立

序論

大化前代における隼人関係史料は、記紀神代卷のいわゆる海幸・山幸神話にみえるが、それを別にすると履中条における近習隼人の説話がある。

井上氏は履中条の近習制を、大化前代における一定の史実を反映したものとする⁽¹⁾。また、中村氏も本史料を根拠とし、五世紀前半頃において隼人の一部が服属していたとする⁽²⁾。

それに対し、永山修一氏は「隼人」という呼称は朝貢制に基づくものと理解している。そして、史料上確実な朝貢史料は、『日本書紀』天武十一年（六八二）七月甲午（三）条であるとし、南九州の住民が「隼人」と呼称されるのは天武朝以降で、それ以前の史料は後世の文飾であるとし、積極的な評価をしていない⁽³⁾。

このように、天武朝以前における隼人関係史料を積極的に評価する説と、潤色とする説とで意見が対立している。この点について、先に筆者の見通しを述べたいと思う。

まず、特定の王族に近侍したとする隼人は、履中条以外にも複数例確認することができ、これらを全て後

世の文飾とする見解は問題であろう。大化前代において特定の王族に供奉したとされる隼人の存在は、一定の史実を反映したものと考へる。一方、履中条を根拠として、隼人の服属を五世紀前半頃と評価する見解も再検討の必要がある。また、敏達朝において殯宮の警備を行ったという記述や、神代紀における海幸・山幸の神話には、隼人がミカキ（王宮を区画する大垣）の傍らを離れず、「吠狗」に代つて天皇に供奉するという、延喜隼人司式にはみられない王宮警固の由来が付記されている。そしてこれらの点は、隼人の畿内移配の問題及び、令制下における隼人の役割を考える上で重要なと筆者は考える。

八世紀において、南九州に居住する大隅・薩摩隼人の他に、畿内及び周辺諸国に移配されたいわゆる「畿内隼人」が存在していたことが、山背国綴喜郡大住郷計帳等から知られている⁽⁴⁾。隼人の移配は、一般に天武・持統朝がその画期と考えられており、天武朝を重視する永山氏はもとより⁽⁵⁾、隼人の服属を五世紀代とする井上氏も同じ見解である⁽⁶⁾。しかし、大化前代における隼人史料や天武十四年（六八五）の大隅直に對する忌寸賜姓記事の検討から、隼人の移配を天武・持統朝とする説には問題があると考へる。そして、隼人の畿内移配が天武朝以前に行われていたことが明らかになれば、從来ほとんど指摘されていないが、その目的が朝廷出仕のために行われた可能性が出てくる。これらの

点を本論において具体的に論証したい。

さて、令制下において畿内隼人は、隼人司に上番勤務を行つたが、この点を具体的に取りあげた研究はない⁽⁷⁾。当然、大化前代における隼人との関連性について指摘したものは、管見の限りほとんど存在しない。

隼人の役割を考察する上で、基本史料となるのが延喜隼人司式である。本史料によると、隼人司の隼人は元日・即位・蕃客入朝儀や践祚大嘗祭の参列、行幸從駕等を行い、その多くは八世紀代に遡ると考えられている。しかし、大化前代の近習や王宮警固は、延喜隼人司式には規定されていない。この点は、延喜式段階とそれ以前とで、朝廷における隼人のあり方が大きく異なつていたことを示唆する。そして、王宮警固の役割は、八世紀代においても行われたと筆者はみており、この点を先に述べた神代紀に記される王宮警固の由来、『万葉集』の隼人の「夜声」等を根拠に、具体的に論証したい。

第一節 大化前代における「隼人」

大化前代における隼人の朝廷出仕の意義を考える前提として、はじめに主要な史料を通覧したい。

●史料1 大化前代隼人関係史料

①『日本書紀』履中即位前紀

(前略) 時有_ニ近習隼人_一。曰_ニ刺領巾_一。瑞齒別皇子_、陰喚_ニ刺領巾_一、而謫之曰、為_レ我殺_ニ皇子_一。我必敦報_レ汝。乃脱_ニ錦衣_、褲_一与_之。刺領巾恃_ニ其謫言_、獨執_レ矛_、以伺_ニ仲皇子入_レ廁而刺殺。即隸_ニ于瑞齒別皇子_一。於是、木菟宿禰、啓_ニ於瑞齒別皇子_一曰、刺領巾為_レ人殺_ニ己君_一。其為_レ我雖_ニ有_ニ大功_一、於_ニ己君_一無_レ慈之甚矣。豈得_レ生乎。乃殺_ニ刺領巾_一。(後略)

②『日本書紀』清寧元年十月辛丑(九)条

冬十月癸巳朔辛丑、葬_ニ大泊瀬天皇于丹比高鷲原陵_一。于_レ時、隼人昼夜哀_ニ号陵側_一、与_レ食不_レ喫、七日而死。有司造_ニ墓陵北_一、以_レ礼葬之。

③『日本書紀』清寧四年八月癸丑（七）条
是日、蝦夷・隼人並内附。

④『日本書紀』欽明元年（五四〇）三月条
三月、蝦夷・隼人並率_レ衆帰附。

⑤『日本書紀』敏達十四年（五八六）八月己亥（十五）条

秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩_ニ于大殿_一。是時起_ニ殯宮於廣瀨_一。馬子宿禰大臣佩_レ刀而誅。物部弓削守屋大連听然而咲曰、如_下中_ニ猶箭_一之雀鳥_上焉。次弓削守屋大連手脚搖震而誅。_レ搖震、戰慄也。馬子宿禰大臣咲曰、可_レ懸_レ鈴矣。由_レ是二臣、微生_ニ怨恨_一。三輪君逆、使_三隼人相_ニ距於殯庭_一。穴穗部皇子、欲_レ取_ニ天下_一。發憤稱曰、何故事_ニ死王之庭_一、弗_レ事_ニ生王之所_一也。

史料 1-①によると、住吉仲皇子に近習する隼人の「刺領巾」（古事記）では「曾婆訶理」⁽⁸⁾が、瑞齒別皇子（後の反正天皇）にそそのかされ、仲皇子を暗殺し、自身も殺されたとある。史料 1-②には、丹比高鷲原陵（雄略天皇陵）の前で隼人が哀号し、殉死したとある。史料 1-③④は隼人が蝦夷と共に来朝したとする記事である。そして、史料 1-⑤は敏達天皇死後の蘇我氏と物部氏の対立という政治的緊張の中、三

輪君逆が殯宮を隼人に守らせたという内容である。さて、大化前代における隼人の性格を考える上で注目されているのが、史料 1-①の近習隼人「刺領巾」で、井上氏が以下の指摘をしている。

まず、本説話は隼人にに対する中華的な蔑視觀が底流にあり、かなりの潤色が施されたものとする一方、隼人系豪族の子弟が天皇や皇子に貢上され、近習したということ自体は否定されなくてよいと述べている⁽⁹⁾。また、中村氏も本説話を根拠として、五世紀前半頃において隼人の一部が服属していたと考へる⁽¹⁰⁾。

一方、永山修一氏は南九州の住民が「隼人」と呼称されるのは天武朝以降と捉え、大化前代における隼人関係史料は後世の文飾であると評価している⁽¹¹⁾。

このように、大化前代の隼人史料を、一定の史実を反映していると評価する説と、潤色とする説とで対立している。

この点について、近年、伊藤循氏が『唐会要』倭国条永徽五年における「耶古・波耶・多尼」の記載に着目し、天武朝以前における隼人の歴史的実態を指摘している⁽¹²⁾。

●史料 3 『唐会要』卷九十九 倭国条 永徽五年（六五四）

永徽五年十二月、獻使獻琥珀・瑠璃。琥珀大如斗、瑪瑙大如五升器。高宗降書慰撫之。仍云、王国

與新羅接近。新羅素為高麗・百濟所侵。若有危急、王宜遣兵救之。倭國東海嶼中野人、有耶古・波耶・多尼三国。皆附庸於倭。北限大海、西北接百濟、正北抵新羅、南與越州相接。頗有絲綿、出瑪瑙。有黃白二色。其琥珀好者、云海中湧出。

本条の性格を、先行研究を踏まえながら整理したい。古畠徹氏は、『唐会要』は貞元年間（七八五～八〇四）成立の『会要』と、大中七年（八五三）撰の『続会要』の文章をほとんど変更せず、それ以後の年代の記事を付加して作成されたとされる⁽¹³⁾。また、河内春人氏は『唐会要』倭国・日本国条の原型（七世紀～八世紀初頭の記載）は、すでに貞元年間にできており、八世紀後半（九世紀の記事は『続会要』に収められていたと推測している⁽¹⁴⁾。両説を踏まえ伊藤氏は、史料3の原情報は、六五四年まで遡及可能と述べている。また、「波耶」は「隼人」のことを指し、天武朝以前の書紀の隼人記事の前提には、歴史的実態が存在したことは否定できないとする。

伊藤氏が指摘する『唐会要』の「波耶」の記載は、南九州に居住していた人々が天武朝以前からハヤトと呼称されていたことを示す重要な根拠といえる。また、特定の王族に近侍したとする隼人は、史料1～②⑤といつた履中紀以外にもみえる。特に、殯宮を警備したとする⑤は比較的具体性のある内容で、これを後世の

文飾として評価しないのは問題であろう。一方、伊藤氏は王権と隼人の関係がどの時期まで遡ることができるかという点については、具体的な言及をしていない。また、履中紀の説話を最大の根拠として、隼人の服属を五世紀前半頃とする見解も問題がある。

この問題を考える手がかりとして、倭王武の上表文や、先に挙げた史料1～⑤を確認したい。

●史料4　『宋書』卷九十七列伝五十七夷蛮伝

順帝昇明二年、遣レ使上表曰、封国偏遠、作_ニ藩于外。自_レ昔祖祢、躬擐_ニ甲冑、跋_ニ涉山川、不_レ遑_ニ寧處_一。東征_ニ毛人_一五十五国、西服_ニ衆夷_一六十六国、渡平_ニ海北_一九十五国、王道融泰、廓_レ土遐_ニ畿_一。（後略）

本史料は南朝宋に対する倭王武（雄略天皇）の上表文で、注目すべきが「毛人」と「衆夷」の記述である。本条における「毛人」は、原初的なエミシ概念と評価されている⁽¹⁵⁾が、「毛人」と併記されている「衆夷」は、隼人を指す概念ではないと一般的に考えられている。これらの点から、五世紀後半の雄略朝において、南九州に居住する人々を「隼人」と呼称する概念は成立していないかったとみられる。

隼人概念の成立期を特定するのは難しいが、敏達朝

において隼人が殯宮の警備を行うという比較的具体的な記述（史料1-⑤）がある。隼人の朝廷出仕は遅くとも六世紀後半の敏達朝頃には行われ、隼人概念の成立はそれ以前と考える。

2 隼人の朝廷出仕の意義－近習制と王宮警固－

隼人の朝廷出仕は、遅くとも六世紀後半には行われていたと考えられ、その内容として、第一に近習制が挙げられる（史料1-①）。近習の役割を担う隼人は、特定の王族と個人的な君臣関係を結び、その身辺警護等を行つたと考えられている¹⁶⁾。

また、近習以外の役割を示すものとして、以下の史料が挙げられる。

●史料5 『日本書紀』神代下 第十段 一書第二

（前略）是以火酢芹命苗裔、諸隼人等、至レ今
不レ離ニ天皇宮牆之傍、代ニ吠狗ニ而奉レ事者矣。

本史料は、天皇家の祖先で弟のヒコホホデミノミコトに、兄のホノスソリノミコト（「火酢芹命」）が服従した、いわゆる海幸山幸神話の一節である。そして本条によると、ホノスソリノミコトの子孫である隼人が今に至るまで天皇のミカキ（「宮牆」。王宮を区画する大垣）の傍を離れず、吠ゆる狗に代つて供奉するという、王宮警固の由来が付記されている。

史料1-⑤において隼人は殯宮の警固を行つている。殯宮は言うまでも無く、天皇の遺体が安置される宮で、大化前代の隼人は王族に対する近習の他に、王宮警固も行つていたとみられる。そして、この役割は「至レ今」という一文から、少なくとも『日本書紀』の編纂時期まで行われたと考えられる。

また、隼人は延喜隼人式の規定のよると大儀参列や行幸從駕等を行つたが、近習・王宮警固の役割はみられない。この点は、令制下における隼人の役割を考える上で非常に重要であり、本節においてあらかじめ指摘しておく。

さて、古代王権が隼人に、近習・王宮警固等の役割を担わせたのは、隼人に対する呪力信仰に基づくものと考えられ、以下にその根拠を示す。

第一に、履中紀における近習隼人「刺領巾」の名は、古代の呪具の一つである肩巾に由来するものと指摘されている¹⁷⁾。第二に、「不レ離ニ天皇宮牆之傍、代ニ吠狗ニ而奉レ事」とあることから、王宮警固は、邪靈を祓うとされた吠声（吠狗）を伴うものであった。以上の点から、大化前代における、古代王権の隼人に対する原初的な呪力信仰を読み取ることができよう。

3 隼人の畿内移配と朝廷出仕の問題

統いて本項では、隼人の出仕形態を畿内移配の問題を関連づけながら考察したい。

井上辰雄氏は、南九州を拠点とする隼人系豪族の子弟の一部を朝廷に出仕させ、特定の王族に近習させたという、舍人制度的な貢上形態を想定している⁽¹⁸⁾。しかし、大化前代における隼人の役割は、近習の他に王宮警固も含まれ、一定数の隼人が朝廷に出仕していたと考えられる。果たして井上氏が指摘する舍人制的な隼人の貢上ののみで、近習さらには王宮警固の役割を行う隼人を充分に確保できたか疑問である。

この点を検討する上で筆者が注目しているのが、畿内及び周辺諸国に居住した、いわゆる「畿内隼人」の存在である。

隼人の畿内移配を考える上で重要なものが、以下の史料である。

●史料6 『日本書紀』天武十四年（六八五）六月甲午（二十）条

六月乙亥朔甲午、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連、并十一氏、賜レ姓曰忌寸。

本史料は、天武十三年（六八四）に定められた、八色の姓の一つである忌寸を、大倭連等に賜姓したという内容である。注視すべきなのが賜姓対象の氏族に、「大隅直」が含まれている点である。本条における大隅直は、南九州ではなく畿内に移配された隼人系豪族

と考えられている。史料6の内容から、隼人の畿内移配が遅くとも天武十四年以前には行われたことは確實であるが、果たしてどの時期まで遡及可能であろうか。以下では隼人の畿内移配の始期を、先行研究を踏まえながら考察したい。

井上辰雄氏は、天武十一年における大隅・阿多隼人の来朝記事を根拠に、移配の始期を天武朝と捉える⁽¹⁹⁾。史料7 『日本書紀』天武十一年（六八二）七月甲午（三）条

秋七月壬辰朔甲午、隼人多来、貢「方物」。是日、大隅隼人与「阿多隼人」、相「撲於朝庭」。大隅隼人勝之。

史料7によると、天武十一年に多数の隼人が来朝し、ミツキ（方物）の貢納を行つたことが記されている。また、大隅隼人と阿多隼人が相撲を行い、大隅隼人が勝利したとある。

井上氏は本史料が隼人の畿内移配を示すものと評価し、史料6に記されている大隅直の移配もこの時期に行われたと推測している。しかし、史料7から分かるのは、①隼人が多数来朝したこと、②大隅・阿多隼人が相撲を行つたことのみで、隼人の畿内移配を明示する記述は存在しない。

また、史料6を含む八色の姓の賜姓対象となつたの

は、すべて畿内を本拠とする氏族と考えられており⁽²⁰⁾、彼らは当然、天武朝以前から当地を拠点としていた。仮に、大隅直が天武朝において移配されたとするとき、それ以前から畿内を本拠とする氏族と共に忌寸賜姓が行われるのは不自然である。やはり大隅直らも、天武朝以前から畿内を本拠としたとみるべきで、畿内隼人の成立もその時期にもとめられる。

中村氏は、隼人移配の候補地と屯倉との関係から、隼人の畿内移配を五世紀後半～六世紀初頭とし、移配の理由を屯倉の警固と指摘している⁽²¹⁾。しかし、移配の時期に関しては史料的根拠が不明確という問題が挙げられる。また、史料から確認することができる隼人の役割は、近習と王宮警固であり、移配の意義を屯倉の警固とする解釈にも賛同できない。

小林敏男氏は、史料6の大隅直は天武朝以前に個別的に種々の理由で移住させられたものの一つと解釈しているが⁽²²⁾、移配の意義について具体的な考察をしていない。また、永山氏は隼人の畿内移配の画期を天武朝にもとめているが⁽²³⁾、隼人の畿内移配が天武朝以前に遡ることは、先述した通りである。

かかる先行研究整理に基づき、隼人の畿内移配の時期と、その意義について私見を述べたい。

まず、大化前代において一定数の隼人が近習・王宮警固等の役割を担つた。そして、隼人の畿内移配（畿内隼人の成立）は、史料6にみえる大隅直に対する忌寸

賜姓記事から、天武朝以前に行われていたと考えるべきである。隼人の朝廷出仕が遅くとも六世紀後半の敏達朝以前から行っていたという点から（史料1-⑤）、移配の時期もその頃に求められよう。
以上の点を踏まえると、隼人の畿内移配は、朝廷内において近習・王宮警固等の役割を担う隼人を、恒常的に確保するための政策とみてよい。

第二節 令制下における畿内隼人の意義

一 夜間の宮城門警備と吠声

1 令制下における畿内隼人の問題

本節では、令制下における畿内隼人の意義について考察していきたい。
令制下において畿内隼人は、隼人司に上番勤務を行つたことが、以下の史料から分かる。

●史料8 養老職員令 60隼人司條
正一人（掌、檢校隼人、及名帳、教習歌舞一、造作竹笠一事。）佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。隼人。

史料9 養老職員令 60隼人司條義解「檢校隼人」
謂、隼人者、分番上下、一年為限。其下番在レ
家者、差科課役一、及簡一点兵士一、一如凡
人。

●史料 10 養老職員令 60隼人司条集解「検校隼人」
积云、畿内及諸国有附貢一者、課二調役一、及
簡二点兵士一。古記亦之レ同。

●史料 11 延喜隼人司式⑩番上隼人条
凡番上隼人廿人。有レ闕者取二五畿内及近江、丹波、紀伊等国隼人幹了者一、申レ省補之。不レ在下給二時服及糧一之限上。

●史料 12 延喜隼人司式①大儀条

凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人率二大衣一人、番上隼人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人一百卅二人、分陣二応天門外之左右。
(蕃客入朝、天皇不レ臨レ軒者不レ陣。)群官初入自二胡床一起、今来隼人發二吠声一三節。(蕃客入朝、不レ在二吠限一)其官人著二当色一、横刀一。大衣及番上隼人著二当色一、横刀、白赤木綿、耳形鬟一。自余隼人皆著二大模布衫一襟袖著二両面襴一、布袴、(著二両面襴一)紺帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬟一。(番上隼人以上横刀私備)。執二楯槍一並坐二胡床一。

●史料 13 延喜隼人司式③駕行条

凡遠從駕行者、官人二人、史生二人、率二大衣

二人、番上隼人四人及今来隼人十人一供奉。(番上以上並帶二横刀一騎レ馬。但大衣以下著二木綿鬘一。今来著二緋帛肩巾一、木綿鬘一、帶二横刀一、執レ槍步行。)其駕經二国界及山川道路之曲一、今来隼人為レ吠。

史料 8 によると、隼人司の構成員は正一名、佑一名、令史一名、使部十名、直丁一名、隼人である。隼人司の長官である正の職掌は、①隼人の検校、②隼人の名帳、③歌舞の教習、④竹笠の作製の四点を掌るとある。史料 9 には「其下番在レ家」とあり、隼人司に上番するという点から、ここでいう隼人は畿内及び周辺諸国に居住する畿内隼人と考えられる。史料 10 によると、令狀では隼人に畿内及び諸国に本貫地があれば、調役を課して兵士に簡点し、古記もこれと同じであるとしている。

そして、史料 11 としてあげた延喜隼人司式の規定によると、畿内と周辺諸国の隼人で「幹了」な者が「番上隼人」として隼人司に上番し、大儀参列や行幸従駕を行つた。また、隼人司は上番した畿内隼人の他に、来朝して在京勤務を行つた大隅・薩摩隼人(朝貢隼人)も統括したと考えられている²⁴⁾。さて、隼人研究において、隼人の朝貢制や朝貢隼人の在京勤務の意義については多くの論考が存在している²⁵⁾。しかし、隼人司に上番する畿内隼人について、

具体的に取りあげたものは少ない。当然、大化前代において、朝廷出仕した隼人との関連性について指摘したもののは、管見の限りほとんど存在しない。また、延喜式に規定されている大儀参列や行幸従駕等の役割の多くは、朝貢制が行われていた八世紀代にも遡及可能と考えられている。

たしかに、延喜隼人司式は令制下における隼人の役割を復元する上で、基本となる史料である。また、本史料に規定されている役割の多くも、八世紀代に遡ると筆者も考える²⁶。一方、延喜隼人司式は、延暦二十一年（八〇一）における隼人の朝貢停止²⁷や上番する隼人の減員²⁸、そして、大同二年（八〇八）における隼人司の廃止と兵部省被管官司として再置した後の史料である²⁹。また、第一節で指摘したが、大化前代の近習・王宮警固の役割は、延喜隼人司式にはみられないという特徴が挙げられ、特に王宮警固に関しては、「至今」という一文から、少なくとも『日本書紀』が編纂された天武・持統朝～養老四年（七二〇）頃まで行われていたとみられる。

すなわち、令制下における隼人の役割は、八世紀から延喜式段階まで存続したものもあれば、歴史展開の中で変化・消滅したものも存在したとみられる。従来の研究では、これらの点を充分に考慮せず、八世紀段階における隼人の役割やその意義を考察してきたといふ問題が挙げられる。

本節では、以上の課題点に基づき、令制下における畿内隼人の意義を大化前代における朝廷出仕、特に王宮警固の役割とその系譜関係を踏まえながら明らかにしたい。

2 猥内隼人と宮城門警備

令制下における畿内隼人の役割を考える上で最初に注目したいのが、『万葉集』に詠まれた、「早人 名負夜声」である。

●史料 14 『万葉集』卷十一一二四九七

早人 名負夜声 灼然 吾名謂 嬢恃
(隼人の名に負ふ夜声)
いちしろく 我が名は告りつ 妻と頼ませ)

史料14は八世紀における隼人の吠声を示す史料として注目されているが、問題となるのが「夜声」、すなわち吠声が夜間に行われているという点である。

延喜隼人司式によると、隼人の吠声は①元日・即位・蕃客入朝儀、②大嘗祭、③行幸従駕、④御薪進上において行われる規定だが、本史料の「夜声」は①～④のいずれにも当てはまらない。この点は、八世紀代に延喜隼人司式に規定されていない役割が存在したことを示す。

次に隼人司を統轄した、衛門府の職掌をみていきた

い。

●史料15 養老職員令59衛門府条

衛門府（管二司一）。
督一人。（掌、諸門禁衛、出入、札儀、以レ時
巡檢、及隼人、門籍、門榜事。）佐一人。大尉
二人。少尉二人。大志二人。少志二人。醫師一
人。門部二百人。物部卅人。使部卅人。直丁四
人。衛士。

養老職員令59衛門府条には「衛門府（管二司一）」
とあり、ここでいう「司」は隼人司を指す。また、衛
門府督の職掌は、諸門の禁衛と巡檢、出入者と札儀の
監視、隼人、門籍・門榜等を掌ることである。
古代における宮城の門は、外側から宮城門（大宝令
では外門）・宮門（中門）・閻門（内門）に分けられる⁽³⁰⁾。
その中で衛門府は、宮城門・宮門の警備を行つたが、
これらの役割を担う衛門府の督の職掌に「隼人」が含
まれている点は注目に値する。

さて、第一節において、畿内隼人には吠声を伴う王
宮警固の役割が存在していたことを明らかにした。こ
の役割は、延喜隼人司式に規定されていない。また、
先に挙げた『万葉集』の「夜声」も、延喜隼人司式に
みられない役割である（史料14）。そして、衛門府が
担つた宮城門・宮門の警備は、広義で王宮警固であり、

衛門督の職掌に「隼人」が含まれている（史料15）。
以上の点を踏まえると、八世紀代において衛門府の
被管官司である隼人司の隼人は、衛門府が管轄する諸
門の夜間警備を行い、その際に吠声を発したと考えら
れる。また、「名負夜音」と詠まれるよう、隼人の夜
間吠声は広く都の人々に知られていたとみられる。恐
らく門部が主担当する宮城の最外面に位置する、宮城門
において行われたのではないか。

次に、吠声を伴う夜間宮城門警備の役割を担つた隼
人について検討を行いたい。

延喜隼人司式の規定によると、隼人の吠声は朝貢隼
人の系譜を引くと考えられている今來隼人が行い⁽³¹⁾、
畿内隼人から補任される番上隼人にそのような役割を
見出しができない（史料12・13）。そのため、從
来の研究では、八世紀代に吠声を発したのは朝貢隼人
と考えられている。

しかし筆者は、吠声を伴う夜間宮城門警備は、畿内
隼人から補任される番上隼人が行つたと考へる。以下
にその根拠を示す。

一点目が、延喜隼人司式において、今來隼人の吠声
が大衣によつて教習される点である。

●史料16 延喜隼人司式⑨大衣条

凡大衣者、撰_ニ譜第内_一、置_ニ左右各一人。（大
隅為_レ左、阿多為_レ右。）教_ニ導隼人一、催_ニ造雜

物一、候レ時令レ吠。若有レ闕者申レ省、省即申レ官補之。

●史料17 延喜隼人司式⑦吠声条

凡今来隼人、令_ニ大衣習_{一レ}吠。左発_ニ本声_一、右発_ニ末声_一、惣大声十遍、小声一遍、訖一人更発_ニ細声_一二遍。

史料16によると、大衣は隼人司における隼人の統率者で、「譜第内」より補任するとあり、大住忌寸といつた、畿内隼人の有力氏族から任命されたとみられる。また、史料17に「令_ニ大衣習_{一レ}吠。」とあり、今来隼人（朝貢隼人）の吠声は、畿内隼人の大衣から教習される規定であった。この点は、儀式・行幸等で発する吠声が、「南九州の伝統的な技能」などではなく、王権によって儀式的・制度的に整備されたものであることを意味すると考える。

二点目が番上隼人と、大化前代において王宮警固の役割を担った隼人との関係である。番上隼人は畿内隼人の「幹了」な者より補任されるが、畿内隼人は大化前代において朝廷に出仕し吠声を伴う王宮警固を行つた。そして、王宮警固の役割は八世紀代における夜間宮城門警備と系譜関係にあるといえる。

また、元日・即位・蕃客入朝儀における番上隼人の装束にも注目したい。史料12によると、番上隼人は当色

を着用し、横刀の私備が許されていたが、今來・白丁隼人は当色着用を許されず、緋帛領巾を着て参列する規定であつた。また、行幸において、番上隼人は騎乗する規定であったのに対し、今來隼人は徒歩であつた。これらの点から、番上隼人は武官的な性格を有しており、宮城門警備の役割を担う隼人として相応しいといえる。

三点目が八世紀における朝廷と大隅・薩摩隼人との関係である。まず、七世紀末頃から八世紀前半まで朝廷と隼人が対立関係にあつたことは、『続日本紀』等に記されている隼人の征討関係史料から分かる⁽³²⁾。また、隼人の征討は養老年間以降には確認することができないが、隼人支配のために設置された城柵の存在が、八世紀後半まで確認することができる⁽³³⁾。朝廷の大隅・薩摩隼人にに対する警戒心は八世紀を通じて存在しており、宮城門警備という恒常的且つ重要な役割を、来朝した大隅・薩摩隼人に担わせたとは考え難い。

以上の点から、八世紀代における吠声を伴う夜間の宮城門警備は、畿内隼人から補任される番上隼人が行つたと考えるべきである。

結語

大化前代における隼人の朝廷出仕と畿内移配との関係、そして令制下における畿内隼人の役割について考

察を行つた。以下に、本章の要点をまとめたい。

古代王権は大化前代において、南九州を拠点としていた隼人の一派を畿内に移配させ、朝廷に出仕させた（畿内隼人の成立）。従来の研究では、隼人の畿内移配の画期は、天武・持統朝頃と考えられてきた。しかし、本論で検討した通り、史料的な根拠は明白ではない。そして、天武十四年における大隅直等に対する忌寸賜姓史料や大化前代における隼人関係史料から、畿内移配は遅くとも六世紀後半の敏達朝以前には行われていたと考えられる。

大化前代における畿内隼人の朝廷出仕の内容は、大きく分けて二つ存在する。一つ目が、特定の王族に対する近習で、この点は大化前代における隼人関係史料から伺える。二点目が、王宮警固の役割である。史料5の神代紀における海幸・山幸神話には、隼人がミカキ（王宮を区画する大垣）の傍らを離れず、「吠狗」に代つて天皇に供奉するという王宮警固の由来が付記され、朝廷に出仕した隼人は王宮警固の役割を担つたと考えられる。また、「吠狗」とある点から、その際に吠声を発したと考えられる。

令制下における畿内隼人は、隼人司に上番勤務を行つたが。近習の役割は見出すことができない。特定の王族と個人的な君臣関係を結んだとされる近習制は、令制下では消滅したとみられる。一方、畿内隼人から隼人司に上番する番上隼人が、吠声を伴う夜間宮城門

警備という形で大化前代の王宮警固を引き継いだ。番上隼人は、大化前代から王権に仕える隼人として、大儀参列や行幸徒駕の他に、吠声を伴う恒常的な夜間の宮城門警備を行い、天皇に供奉したのである。

番上隼人の夜間宮城門警備の役割は延喜隼人式には規定されていないので、大同三年（八〇八）における隼人司の廃止・再置（兵部省被管）時には消滅したと考えられる。この点は、八世紀段階と延喜式段階とで、朝廷内における隼人のあり方が、大きく異なつていたことを如実に示す。そして、その画期となつたのが、延暦二十年における隼人の朝貢停止と筆者は想定している。この点は、第四章において具体的に考察したい。

註

- (1) .. 井上辰雄『隼人と大和政権』 学生社 一九七四。
- (2) .. 中村明蔵①「熊襲と隼人をめぐる諸問題」・②「隼人の呪力とその系譜」(同『隼人の研究』) 学生社 一九七七。
- (3) .. 永山修一①「八世紀における位階を持つ隼人について」(『薩琉文化』二二一九八五)、②「隼人の登場」(同『隼人と古代日本』同成社 二〇〇九 初出 一九九二)。
- (4) .. 『大日本古文書』巻一、西田直二郎『洛南大住村史』一九五一。
- (5) .. 前掲(3) -②永山論文。
- (6) .. 前掲(1) 井上論文。
- (7) .. 隼人司は上番した畿内隼人の他に、来朝して在京勤務を行つた大隅・薩摩隼人(朝貢隼人)も統括したと考えられている(中村明蔵「隼人司の成立とその役割」(同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版 一九八六))。
- (8) .. 『古事記』下巻 履中段三
- (9) .. 前掲(1) 井上論文。
- (10) .. (2) -①②中村論文。
- (11) .. 前掲(3) -①②永山論文。
- (12) .. 伊藤循・「隼人研究の現状と課題」永山修一氏『隼人と古代日本』とその後』(同『古代天皇制と辺境』同成社 二〇一六 初出 二〇一一)。
- (13) .. 古畑徹『唐会要』の諸テキストについて』(『東方学』七八一九八九)。
- (14) .. 河内春人『新唐書』日本伝の成立(『東洋学報』八六一二二〇〇四)。
- (15) .. 熊谷公男『古代の蝦夷と城柵』 吉川弘文館二〇〇四。
- (16) .. 前掲(1) 井上論文。
- (17) .. 前掲(1) 井上論文。延喜隼人式によると、今來・白丁隼人が大儀参列時に「緋帛肩巾」を着用する規定(史料12)。肩巾は『古事記』上巻大国主神には、人に害をなす動物や虫をはらう呪具として登場する。また、死者も蘇生するといわれた「十宝」の中に、「蛇比礼」・「蜂比礼」・「品之物比礼」がみえる(養老職員令 1 神祇官条集解「鎮魂」)。
- (18) .. 前掲(1) 井上論文。
- (19) .. 前掲(1) 井上論文。
- (20) .. 竹内理三「天武「八姓」制定の意義」(同『竹内理三著作集 第四巻 律令制と貴族』角川書店 二〇〇〇 初出 一九五〇)
- (21) .. 前掲(2) -①中村論文。
- (22) .. 小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」(『鹿児島短期大学研究紀要』三一 一九八三)。
- (23) .. 前掲(3) -①②永山論文。永山氏は史料5にみえる大隅直については、小林氏が指摘する「天武朝

以前に個別的に種々の理由で移住させられたものの一つ」という立場をとる。

(24) ..前掲(7) 中村論文。

(25) ..前掲(7) 中村論文、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(山中章・仁藤敦史編『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四 国立歴史民俗博物館二〇〇七)、伊藤循「隼人の天皇守護と夷狄論批判」(同『古代天皇制と辺境』同成社 二〇一六 初出..二〇一二)

(26) ..平城宮跡第十四次調査において、延喜隼人式に規定されている元日・即位・蕃客入朝儀に用いられた隼人の楯(延喜隼人司式①大儀条、⑧威儀条。)と同型の楯が出土した。中村氏は、本資料を根拠とし、八世紀の大儀に隼人が参加したと指摘し、筆者も賛同する(中村明蔵『隼人の楯』学生社 一九七八)。また、養老宮衛令集解26車駕出入条古記には吉野行幸の隊列が記されているが、先頭の左右京職に次いで隼人司が確認でき(「左右京職列」道、次隼人司。)、隼人の行幸從駕は八世紀に遡ると考える。

(27) ..『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年(八〇一)六月壬寅(十二)条
(28) ..『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)十二月壬寅(七)条。
(29) ..狩野文庫本『類聚三代格』卷四 大同三年(八〇八)七月二十六日太政官奏。

(30) ..養老宮衛令集解1宮闈門条古記、笛山晴生「五衛府制の成立と展開」(同『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会 一九八五)。

(31) ..今來隼人と朝貢隼人との関係については、中村・鈴木氏の先行研究が挙げられる。中村氏は今來隼人について、本来は来朝した大隅・薩摩隼人(朝貢隼人)を指すと述べている(前掲²②中村論文)。一方、鈴木拓也氏は、今來隼人の成立過程を詳細に検討しており、以下にその要点を記す(前掲²⁵鈴木論文)。

①今來隼人は朝貢隼人そのものではなく、延暦二十年(八〇二)の隼人朝貢停止に伴い(『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年六月壬寅条)、南九州から朝貢に来ていた隼人を畿内に定住させたもの。延喜隼人司式今來時服条は彼らに対する時服支給規定。

②畿内に定住した最初の今來隼人(朝貢隼人)が死亡した場合の欠員補充規定(男性二十名を上限として畿内隼人から補任)が、延喜隼人司式今來死亡条。そして、本条のもとになつた單行法が、大同三年十二月五日条及び大同四年正月七日太政官符。
③今來隼人と共に元日・即位・蕃客入朝儀に参列する白丁隼人(定員は一三二名で、畿内及び周辺諸国から臨時に喚集される。)は隼人の朝貢停止以後に成立した隼人で、八世紀における朝貢隼人の儀式参加を数

の上で擬制する存在。

今來隼人の成立過程に関する鈴木氏の考察は、非常に説得力があり、筆者も賛同する。一方で、朝貢隼人に對する呪力信仰という考えについては中村説を継承し、今來隼人成立の意義を、朝貢隼人に対する呪力の維持と結論付けている。

(32)・隼人の征討に關しては、大宝年間(『続日本紀』大宝二年(≈七〇二)八月丙申朔条等)、和銅年間(『続日本紀』和銅六年(≈七一三)七月丙寅(≈五)条)、養老年間(養老四年(≈七二〇)六月戊戌(≈十七)条等)にそれぞれみえる。

(33)・『続日本紀』天平神護二年(七六六)六月丁亥

(三)
条

第二章 文武朝における「薩摩隼人」の

征討と唱更国の成立

序論

隼人研究における課題点の一つに、大隅・薩摩隼人に對する律令制的支配の問題が挙げられる。

八世紀の大隅・薩摩隼人には、定期的な朝貢と在京勤務が課せられていた。この点は『続日本紀』等の文献史料から明らかであり、隼人支配の特質の一つと評価することができる。一方で、朝貢制以外の在地における隼人支配、具体的には大隅・薩摩隼人に対する籍帳制とそれに伴う律令制的賦課の存否に関しては、研究者によつて意見が分かれている。

中村明藏⁽¹⁾・永山修一⁽²⁾両氏は、隼人には籍帳制支配が不充分で、八世紀の大隅・薩摩両国居住の隼人は律令制的賦課が行われず、延暦二十年（八〇一）の朝貢停止（『類聚国史』卷一九〇 風俗部）以後に律令制支配の完全適用がなされたとする。一方、井上辰雄⁽³⁾・伊藤循⁽⁴⁾・菊池達也⁽⁵⁾の諸氏は、隼人にも籍帳制支配が行われ、調庸等も賦課されていたという立場をとつてゐる。

本章では、八世紀の南九州における隼人支配を考察する前提として、大宝律令が施行される前後の文武朝

における南九州政策、具体的には「薩摩隼人」の征討と唱更国成立の意義を明らかにしたい。

隼人が居住する国の一つである薩摩国は、『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉（三）条によると、「唱更国司（今薩摩国也）」と記されており、成立当初は「唱更国」と呼ばれていたことが分かる。また、『続日本紀』大宝二年八月丙申朔条には、①「薩摩・多櫛」が「命」に逆らい、それに対し朝廷が征討を行つたこと、②征討を経てついに「校戸置吏」が成し遂げられたことが記されている。

「薩摩隼人」の征討に関しては、主に山田英雄・林陸朗・中村・永山氏らの研究が挙げられるが⁽⁶⁾、征討を経て行われた「校戸置吏」、特に「校戸」に関しては充分な考察が行われていない。しかし、「校戸」は「薩摩隼人」の征討の原因、さらには隼人の令制的賦課を考察する上で非常に重要なものである可能性が高いと考える。その他に、征討の対象となつた「薩摩隼人」について、中村氏は「薩摩君を中心としたその配下の隼人」と限定的に捉えているが、八世紀の朝貢関係史料における薩摩隼人や、他の「薩摩」の用例を踏まえると再検討の余地がある。

また、それ以前の『続日本紀』文武四年（七〇〇）六月庚辰（三）条によると、覓国使刑部真木が「薩摩隼人」を中心とした隼人系豪族に襲撃されるという事件が起きる。文武四年六月条と大宝二年八月条が比較

的近い年代であり、どちらも隼人に関連するものという共通点がある。そのため、「薩摩隼人」征討の過程を文武朝初期における覓国使派遣との流れで理解すると、いう考えは多くの先行研究でみられ⁽⁷⁾、継承すべき視点である。一方で、文武四年六月条を含め、文武朝における覓国使派遣の史料は計五例確認することができ、多くの先行研究ではこれら五例を一連の出来事として捉えている。しかし、史料を検討すると、四例が全て「南嶋」に関するものであるのに対し、最後の文武四年六月条のみが隼人関連の史料であるという問題点がある。

このように、文武朝初期における覓国使の派遣や「薩摩隼人」の征討に関しては多くの先行研究が存在するが、先述した問題点も多々ある。本章では、文武四年六月条に見える覓国使の派遣と「薩摩隼人」の征討との関係を再考察し、それらを踏まえた上で征討を経て行われた「校戸置吏」の内実と、唱更国成立の意義を明らかにしたい。

第一節 文武朝における「薩摩隼人」の征討

1 「薩摩隼人」征討関係史料と問題の所在

はじめに、大宝年間における「薩摩隼人」征討関係史料の提示と、それに関連する先行研究の整理を行い、問題の所在を明らかにしたい。

●史料1 『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申朔条
八月丙申朔、薩摩・多櫛、隔レ化逆レ命。於レ是發レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。

●史料2 『続日本紀』大宝二年九月戊寅（十四）条
戊寅、（中略）討_ニ薩摩隼人_一軍士授レ勲各有レ差。

●史料3 『続日本紀』大宝二年十月丁酉（三）条

丁酉、先是、征_ニ薩摩隼人_一時、禱_ニ祈大宰所部神九処_一、實賴_ニ神威_一、遂平_ニ荒賊_一。爰奉幣帛_一、以賽_ニ其禱_一焉。唱更国司等（今薩摩國也。）言、於_ニ國內要害之地_一、建レ柵置レ戍守之。許焉。

●史料4 『続日本紀』大宝三年（七〇三）八月甲子（五）条

甲子、大宰府請、有_ニ勲位_一者作レ番直_ニ軍團_一、考滿_ニ日、送_ニ於式部_一、一同_ニ散位_一、永預_ニ選叙_一。許_レ之。

史料1によると、「薩摩・多櫛」が「命」に逆らい、征討を経て遂に「校戸置吏」を成し遂げたとある。史

料2は「薩摩隼人」の征討に参加した軍士に対する叙勲記事で、史料3には「薩摩隼人」征討の際に「禱祈」を行った大宰府所管の神社九ヶ所に幣帛を奉つたこと、唱更国内の要地に城柵と守備兵（「戍」）を置いたことが記されている。そして、史料4は大宰府管内諸国において、勲位のある者を交替で軍団に宿直させ、散位に准じて選叙の対象としたという内容である。史料4について、「大宰府管内」という点と、これ以前に隼人以外の征討史料が見えない点から考えて、この対象者は大宝二年九月戊寅条において叙勲された「薩摩隼人」を征討した軍士と考えられている⁽⁸⁾。これら史料から、文武朝において「薩摩隼人」の征討が行われたことが分かる。

「薩摩隼人」の征討については、山田・林・中村・永山氏らの先行研究が挙げられる。山田・林両氏は、主に征隼人軍の構成について考察を行っている。山田氏は『続日本紀』文武四年十月己未（十五）条に小野毛野が筑紫大式に任じられ、和銅二年十月二十五日付の弘福寺田畠流記帳⁽⁹⁾によると、彼が勲三等を有している点から、征隼人軍の将軍が小野毛野であり、勲位はこの時の征討の功として授けられたと述べている⁽¹⁰⁾。小野毛野が征隼人軍の将軍であつたという山田氏の解釈は説得力があり、筆者は氏の見解を支持する。一方で山田氏は、征討の原因について特に言及はしていない。林氏は、文武四年の覓国使の「剽劫」と隼人の征討

は無関係でないとし、覓国使派遣→剽劫→決罰→反乱→征討→校戸置吏という一連の経緯になるものと述べている。そして、史料1に見える「隔化逆命」が原因で朝廷が征討を行い、その結果として「校戸置吏」が行われたとし、「校戸」が戸籍の編成で「置吏」が役人の配置であると解釈している⁽¹¹⁾。隼人の征討と覓国使派遣を関連付ける氏の視点は注目すべきであるが、肝心の「隔化逆命」の内容については検討を加えていない。それは「校戸置吏」についても同様で、単に戸籍作成と役人配置としか述べておらず、氏の研究では征討の原因に関する考察が不充分といえる。

中村氏は、山田・林氏の研究を踏まえ、征隼人軍の他に従来検討が不充分であつた隼人側の反発の原因や、征隼人軍の征討規模について考察を加えているのが特徴である⁽¹²⁾。氏の論点を①～④の四点にまとめる。

- ①征討までの過程は、覓国使の派遣が南嶋と南部九州への国制施行のための調査であり、大宝二年を期して「薩摩・多櫟」の国制施行に踏み切り、隼人達がそれに抵抗したために征討軍が派遣された。
- ②抵抗した「薩摩隼人」は、「薩摩君を中心としたそ

の配下の隼人」を意味する。薩摩君の勢力圏は川内川流域で、その拠点は薩摩国府が設置された川内川北岸一帯にあつた。

- ③隼人の征討は大宝二年の五・六月頃に戦闘が行われ、一・二ヶ月で終了した。

④征隼人軍は薩摩半島を征討することよりも、薩摩君の勢力を封じ込めることが重要であり、それによつて

薩摩君の本拠地に「置吏」・「唱更国司」が置かれた。

①の隼人征討の過程を文武朝初期における覇国使派遣との一連の流れで理解するという考えは林氏と共通するもので、継承すべき視点である。②の「薩摩隼人」の解釈については本論で具体的に述べるが、八世紀の朝貢関係史料における「薩摩隼人」や他の「薩摩」の用例を踏まえると、再検討の余地がある。③についても、征隼人軍の將軍と考えられている小野毛野が大宝二年五月に「参議朝政」が命じられており、五月に征討が行われたという理解には問題がある。④の征討を経て「置吏」すなわち唱更国司が置かれたという中村氏の解釈については、筆者は賛同する。しかし、征討の目的が「薩摩君の勢力を封じ込める」という点は「薩摩隼人」が「薩摩君を中心としたその配下の隼人」という前提によつて成り立つ解釈である。また、中村氏は「校戸置吏」の「置吏」のみを評価し、「校戸」に関しては具体的な考察・評価をしていないという問題点もある。

永山氏は「校戸置吏」に関しては、戸籍作成に着手し、官吏を置いたと解釈しているが、他の先行研究と同様に「校戸」＝造籍と具体的な考察を行わず結論付けている¹³⁾。

以上の課題・問題点を踏まえ、文武朝における「薩摩

隼人」の征討について考察を行つていく。

2 征討の主対象「薩摩隼人」

文武朝における隼人の征討を考える上で、はじめに征討の対象となつた「薩摩隼人」について考察を行う。中村氏は先述した通り、史料2・3に見える「薩摩隼人」を、「薩摩君を中心としたその配下の隼人」、あるいは薩摩地方（川内川流域）に居住する隼人と限定的に捉えている。そして、征隼人軍は薩摩半島を征討することよりも、薩摩君の勢力を封じ込めることが重要であつたと述べ、それによつて薩摩君の本拠地に「置吏」・「唱更国司」が置かれたと述べている¹⁴⁾。

薩摩君の勢力について、文武四年六月庚辰条に「薩末比売・久売・波豆」といった薩摩君一族と考えられている隼人を確認することができ、『続日本紀』の朝貢関係史料にも薩摩君は多く見られる。以上の点から、七世紀末以降に薩摩君が薩摩地方の有力豪族であつたと理解してよいと思う¹⁵⁾。しかし、史料2・3を見分かるように、征討の対象となつたのはあくまでも「薩摩隼人」であり、中村氏の解釈が成り立つには、「薩摩隼人」が「薩摩君を中心としたその配下の隼人」という意味で用いられている他の用例がなくてはならない。

史料2・3以外の「薩摩隼人」の用例は、管見の限りでは史料5-①～⑩の隼人朝貢関係史料である。

●史料5 隼人朝貢關係史料

①『續日本紀』和銅二年（七〇九）十月戊申（三十

六 条 戊申正月廿二日一百八十八年正月。故

周易 南宮子 群臣一百人一也。小人三百人一也。二諸國騎兵五百人一，以備威儀一也。

②『続日本紀』養老元年（七一七）四月甲午（二十

五) 条
日干、天皇御西朝。大隅、薩摩二國隼人等、

奏風俗歌舞一。授位賜祿各有差。

卷二十一

条

辛巳、大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢。

④『続日本紀』天平元年（七二九）六月庚辰（二十
二）条

庚辰、薩摩隼人等貢二調物一。

⑮『続日本紀』天平七年（七三五）七月己卯（三十

六) 条

秋七月己卯、大隅・薩摩二国隼人二百九十六人入朝。貢_二調物_一。

⑨『続日本紀』宝亀七年（七七六）二月丙寅（八）

丙寅、御二南門一。大隅・薩摩隼人奏二俗伎二

⑥『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）八月壬午（二十一）条
壬午、大隅・薩摩両国隼人等貢御調、并奏土風歌舞一。

⑦『続日本紀』天平宝字八年（七六四）正月丙辰（十八）条
丙辰、大隅・薩摩等隼人相替。授御調外從五位上前公乎佐外正五位下、外正六位上薩摩公鷹白、薩摩公宇志並外從五位下。

⑧ 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月庚寅
(二十六) 条

庚寅、天皇臨軒。大隅・薩摩隼人奏_ニ俗伎一。
外從五位下薩摩公鷹白・加志公鳴麻呂並授_ニ外
從五位上。正六位上餌隼人麻比古、外正六位
上薩摩公久柰都・曾公足麿・大住直倭、上正六位
上大住忌寸三行並外從五位下。自餘隼人等賜_レ
物有_レ差。

〔續日本紀〕天平七年（七三五）七月四日（二十

秋七月己卯、大隅・薩摩二国隼人二百九十六人

入朝貢二調物一

入朝。貢二調物一。

丙寅、御二南門一。大隅・薩摩隼人奏二俗伎一

⑩『続日本紀』延暦二年（七八三）正月乙巳（二十

八）条

乙巳、饗^ニ大隅・薩摩隼人等於朝堂。其儀如常。天皇御^ニ閣門一而臨觀。詔、進^レ階賜^レ物差。

史料 5-②③⑤には「大隅・薩摩二国隼人」、史料 5-⑥に「大隅・薩摩両国隼人」、史料 5-⑦⑧⑨⑩に「大隅・薩摩（等）隼人」とそれぞれ記されている。これらの点から、「薩摩」が令制国を意味することは明らかであり、「薩摩隼人」が「薩摩君を中心としたその配下の隼人」という意味で用いられている例は見当たらぬ。次に「薩摩」の初見史料である『日本書紀』白雉四年（六五三）秋七月条の検討を行う。

●史料 6 『日本書紀』白雉四年（六五三）秋七月条
秋七月、被^レ遣^ニ大唐一使人高田根麻呂等、於^ニ薩麻之曲・竹嶋之間一、合^レ船没死。（後略）

史料 6 によると、遣唐大使高田根麻呂らを乗せた船が「薩麻之曲、竹嶋之間」において沈没したとある。「竹嶋」は、現在の鹿児島港から九十四kmの洋上にあ

る竹島とする説が最も有力である^{〔16〕}。「曲」には、奥南端（指宿・頬娃郡周辺）と解釈すべきである。すなわち、七世紀中頃に広域の薩摩地方が「薩麻」と呼ばれていた。その範囲は、「薩麻」とある点から、少なくとも北は薩摩君の本拠地と考えられている川内川流域が含まれ、南限は「薩麻之曲」とあるように、薩摩半島の南端にまで及んでいたと考えられる。そして、「薩麻之曲」に含まれると考えられる頬娃には、「衣君」という隼人系豪族が存在したことが『続日本紀』文武四年六月庚辰条から分かる（第二節で考察）。

「薩摩隼人」の用例が全て「薩摩国に居住する隼人」を意味する点、薩摩国成立以前の七世紀中頃から、広域の薩摩地方が「薩麻」と呼ばれていた点から、史料 2・3に見える「薩摩隼人」は広域の薩摩地方に居住する隼人であることは明らかである。当然、その中には川内川流域に本拠を置く薩摩君を中心とした勢力が含まれていたであろう。一方で、この時期における薩摩君の勢力範囲が広域の薩摩地方全土に及んでいなかつたことは、薩摩半島南端を本拠とする衣君といった、薩摩君以外の勢力が存在していたことから明らかである。

以上の点から、中村氏の「薩摩隼人」に対する解釈は成り立ち難い。朝廷は多臘嶋と広域の薩摩地方に住む「薩摩隼人」に対し征討軍を派遣し、征討終了後に

これらの地域において「校戸置吏」を成し遂げたと考えられる。

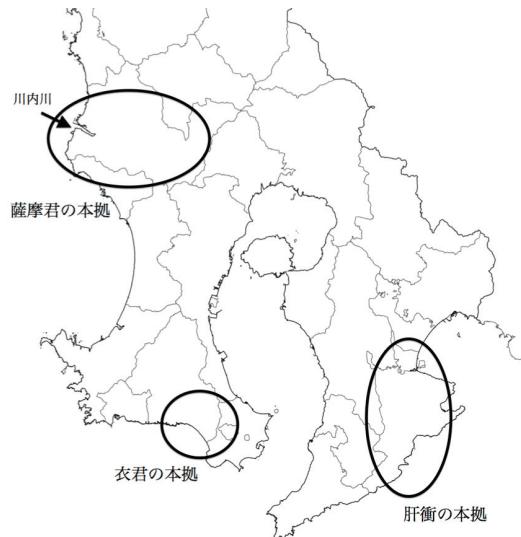


図 1 文武朝初期における隼人系豪族の勢力図



図 2 「薩麻之曲」・「竹嶋」比定地
(『歴史地名大系 47 鹿児島県の地名』より、一部加。)

3 征討の期間

中村氏は、史料2・3に見える「薩摩隼人」を、薩摩君を中心としたその配下の隼人、あるいは川内川流域に居住していた隼人と解釈し、征討はこれらの隼人を征討するために行われ、僅か一・二ヶ月で終了したと推測している⁽¹⁷⁾。

しかし、先述したように、史料2・3に見える「薩摩隼人」は、広域の薩摩地方に居住する隼人の総称と考えられる。当然、この時の征討の対象を薩摩君に限定することはできず、氏が推測している征討の規模や期間についても再検討の必要がある。

中村氏は、大宝二年一月己未（二十二）・三月甲午（二十七）条において大宰府に弓が送られているのを征討の準備と解釈し、同年四月壬子（十五）条において筑紫七国に対し采女・兵衛の献上が命じられている点から、いまだ戦闘状態に入っていないと推測している。そして、叙勲には征討軍の帰還から最低三ヶ月必要という山田氏の説を元に⁽¹⁸⁾、史料2の征隼人軍の軍士に対する叙勲が行われた九月戊寅条の約三・四ヶ月前の大宝二年五・六月に征討が行われ、一・二ヶ月で終了したと結論付けた。

以上の中村氏の説を検討する上で、はじめに小野毛野の経歷に注目したい。山田氏は、この時の征討軍の将軍が小野毛野であると述べ⁽¹⁹⁾、この点に関しては中村氏も同意している。小野毛野は文武四年十月己未に

おいて筑紫大式に就任しているが、その後大宝二年五月に「参議朝政」が命じられている。

●史料7 『続日本紀』大宝二年（七〇二）五月丁亥（二十一）条

丁亥、勅^ニ從三位大伴宿禰安麻呂、正四位下粟田朝臣真人、從四位上高向朝臣麻呂、從四位下下毛野朝臣古麻呂・小野朝臣毛野^一、令^レ參^ニ議朝政^一。

史料7によると、大宝二年五月に、大伴安麻呂・粟田真人・高向麻呂・下毛野古麻呂・小野毛野らを朝政に参議させている。中村氏は、征討が大宝二年の五・六月に行われたと推測しているが、征隼人軍の将軍と考えられている小野毛野は、五月に朝政に参議するよう命じられている点から、彼はこの時藤原京にいたはずであり、少なくとも「薩摩隼人」の征討は、大宝二年五月丁亥以前に終了していたと考えなくてはならない。

また、中村氏の征討期間の根拠の一つである、大宝二年二・三月条の弓の補充についても若干言及してみたい。

●史料8 大宰府における弓補充史料

①『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月己未（二十

二）条

己未、歌斐国献梓弓五百張^一。以充^二大宰府^一。

②『続日本紀』大宝二年三月甲午（二十七）条

甲午、信濃国献梓弓一千廿張^一。以充^二大宰府^一。

③『続日本紀』慶雲元年（七〇四）四月庚午（十五）

庚午、以^二信濃国献弓一千四百張^一、充^二大宰府^一。

④『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月癸卯（二十一）条

癸卯、（中略）弓五千三百七十四張充^二大宰府^一。

史料8-①には大宝二年一月に歌斐国が梓弓五〇〇張を、史料8-②には同年三月に信濃国が梓弓一〇二〇張をそれぞれ大宰府に補充したとあり、中村氏はこれらを征討の準備と解釈している。管見の限りでは、八世紀における大宰府における弓の補充史料は、他に史料8-③の慶雲元年四月庚午条と史料8-④の靈龜二年五月癸卯条が挙げられる。

史料8-③によると慶雲元年に弓一四〇〇張が、史

料8-④の靈龜二年には五三七四張の弓がそれぞれ大宰府に補充されている。これらの直後に西海道において征討等が行われたことを確認することはできず、史料8-③④の例から、弓の補充が必ずしも戦闘準備のためであるとは言い切れない。むしろ、大宝二年二・三月の段階で征討はすでに終了しており、大宝二年二・三月条は征討準備ではなく、征討終了後に弓を補充したという解釈も成り立つのではないかだろうか。

いずれにせよ、小野毛野が征隼人将軍と考えられる限り、史料7において征隼人軍の將軍と考えられている小野毛野に「参議朝政」が命じられていたため、征討はこれ以前には終了していたと考えなくてはならない。以上の点から、文武朝における「薩摩隼人」の征討は、小野毛野が筑紫大式に就任した文武四年十月己未から、彼が朝政に参議するよう命じられる大宝二年五月丁亥までの間の一定期間にしばられる。

征討の詳細な推移や規模に関しては不明であるが、私見ではこの時の「薩摩隼人」の征討は規模の大きいものであつたと推測する。まず、征討の対象が「薩摩隼人」であったという点である。これは、薩摩君に限らず、広域の薩摩地方に居住する隼人が征討の対象となつたことを意味する。そして、史料2の叙勲者は大宝二年戸籍からわずかに五名が確認できるのみだが²⁰、史料4で征討の叙勲者を選叙の対象とする政策が行われており、実際は西海道諸国において無位帶勲者が

が多く存在していたのであろう。また、史料3によると、征討を行うにあたり九ヶ所もの神社において祈禱を行つたことが記されているのは、この時の征討が大規模なものであつたことの傍証にならう²¹。

小結

以上、文武朝における「薩摩隼人」の征討、特に征討の主対象となつた「薩摩隼人」の内実と、征討の期間について考察を行つた。中村氏は、史料2・3に見える「薩摩隼人」を、薩摩君を中心としたその配下の隼人、あるいは川内川流域に居住する隼人と解釈している。しかし、史料5の「薩摩隼人」の用例が全て「薩摩国」の隼人²²を意味する点、薩摩国成立以前から広域の薩摩地方が「薩麻」と呼ばれていた点から考えて、征討の主対象となつた「薩摩隼人」は、「広域の薩摩地方に居住する隼人」と解釈すべきである。また、征討の期間について中村氏は大宝二年五・六月頃に征討が行われ、一・二ヶ月で終了したと結論付けている。しかし、史料6の大宝二年五月において、征隼人將軍の小野毛野が朝政に參議するよう命じられており、征討はそれ以前に行われ、終了していたと考えなくてはならない。「薩摩隼人」征討は、小野毛野が筑紫大式に就任した文武四年十月己未以降から大宝二年五月丁亥以前の間の一定期間に絞られる。

第二節 文武朝における覓国使の意義

1 文武朝における覓国使の問題

「薩摩隼人」の征討と「校戸置吏」が実施される以前に、南嶋及び南九州に覓国使が派遣されていたことが、文武二～四年の史料から分かる。

●史料9 覓国使関連史料

①『続日本紀』文武二年（六九八）四月壬寅（十三）条

壬寅、遣_ニ務広_ニ武文忌寸博士等八人于南嶋_ニ覓_レ國。因給_ニ戎器_一。

②『続日本紀』文武三年（六九九）七月辛未（十九）条

秋七月辛未、多櫛・夜久・菴美・度感等人、從_ニ朝宰_一而來貢_ニ方物_一。授_レ位賜_レ物各有_レ差。其度感嶋通_ニ中國_一、於_レ是始矣。

③『続日本紀』文武三年八月己丑（八）条

八月己丑、奉_ニ南嶋獻物于伊勢大神宮及諸社_一。

④『続日本紀』文武三年十一月甲寅（四）条

甲寅、文忌寸博士・刑部真木等自_ニ南嶋_一至。進_レ位各有_レ差。

⑤『続日本紀』文武四年（七〇〇）六月庚辰（三）条

六月庚辰、薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君
県、助督衣君豆自美、又肝衝難波、從肥人等一、
持レ兵剽ニ劫覓国使刑部真木等。於レ是勅二竺
志惣領一、准レ犯決罰。

史料9-①によると、文忌寸博士ら八人が「覓国」を目的として「南嶋」に派遣されたことが記され、史料9-④において文忌寸博士は刑部真木と共に帰還している。一方で、文忌寸博士が帰還する約四ヶ月前の史料9-②に、「朝宰」が「多楨」・「夜久」・「菴美」・「度感」人らを率いて帰朝している。本条の「朝宰」に関しては、史料9-①に派遣された覓国使の一部と理解されている⁽²²⁾。「朝宰」は朝廷が派遣した使者を意味し、彼らが「多楨」をはじめとした南嶋人らを率いているため、この見解は妥当と考えられる。また、史料9-④において文忌寸博士と共に刑部真木が「南嶋」から帰還している点から、史料9-①において派遣された八人の中に刑部真木が含まれていたと考えられており⁽²³⁾、この解釈についても賛同できる。

史料9-①～⑤を整理すると、史料9-①において派遣された覓国使は、文忌寸博士・刑部真木を含めた計八名で、「南嶋」に派遣された。そして、少なくとも帰還の際は二隊に分かれて行動し、先に「朝宰」が南嶋

博士・刑部真木らがそれぞれ帰朝した。
ここで問題となるのが史料9-⑤である。これによると、「薩末」・「衣」・「肝衝」といった隼人系豪族が覓国使刑部真木らを「剽劫」したため、朝廷は文武四年六月に彼らを「決罰」するよう竺志惣領に命じている。史料9-①～④が一貫して「南嶋」に関するものであるのに対し、史料9-⑤は南九州に関する内容である。史料9-①～⑤の流れをいかに理解するべきであろうか。

2 文武四年六月庚辰条と第二次覓国使の派遣

文武朝における覓国使の派遣意義に関しては、中村明蔵・山里純一・田中聰・竹森友子氏らの研究があり、これらを整理した上で文武四年六月庚辰条の問題と覓国使派遣の意義について考察していきたい。

中村氏は、史料9-①～⑤を一連の出来事として捉え、史料9-⑤において文忌寸博士が「剽劫」の対象となつていらない点から、史料9-①で派遣された覓国使は、「南嶋」に直接向かつた文忌寸博士グループと、南九州において調査を行い、その後「南嶋」に向かつた刑部真木グループの二隊に分かれて行動したと推測し、帰還の際に合流した（史料9-④）と述べている。そして、文武朝における覓国使派遣の意義を、南嶋路の確保、南嶋の朝貢制支配の拡大と、南嶋・南部九州の

国制施行に関する調査と解釈している⁽²⁴⁾。

山里氏は、史料9-①に南嶋の「覓国」のために使を派遣するにある以上、覓国使派遣の目的はそこに求められるべきで、国制施行を前提とした南部九州も含めた南嶋の調査が行われたとしても、それはあくまで二次的・副次的と見るべきであるとし、度感（徳之島）が初めて朝貢したことは、覓国使の最大の成果として特筆すべきことと述べている。また、遣唐使の新航路開発（南嶋路）も覓国使の重要な任務であったとしている⁽²⁵⁾。

田中氏は、文武朝において新しい遣唐使ルートである南嶋路を開拓するため、その寄港地、すなわち南九州西岸地方の在地の豪族の拠点に「評」を置く必要があつたと解釈している。そして「剽劫」は南嶋路開拓に伴い覓国使が評の設置を強行したことに対し、「薩末」「衣」「肝属」らの豪族が連合し、自分たちの勢力の拠点を守ろうとしたために行われたと推測している⁽²⁶⁾。

最後に竹森氏は、覓国使派遣の目的が国設置のための調査であるという中村氏の説を継承しながら、隼人が有していたとする貝輪交易を中心とした南嶋との交通機能を国家に掌握されることに隼人側が反発したため、覓国使を「剽劫」したと推測している⁽²⁷⁾。

覓国使派遣の目的について、山里氏の説は南嶋を特に重視する視点である。確かに史料9-①～④は一貫

して南嶋に関する内容で、さらに史料9-②において南嶋人が、①に見える覓国使の一部（「朝宰」）に率いられて朝貢している点から、文武朝に派遣された覓国使の目的の一つに、南嶋における朝貢制支配の拡大があつたことは間違いないであろう。一方で、史料9-⑤において覓国使が隼人系豪族に「剽劫」されたのは紛れもない事実であり、この点を含めて考察しなくては、文武朝における覓国使派遣の意義を明らかにすることはできない。

「剽劫」の原因に関して、竹森・田中・中村各氏の説を検討してみたい。まず竹森氏は、木下尚子氏の先行研究を参考しながら⁽²⁸⁾、弥生時代から古墳時代にかけての発掘成果をもとに、南九州における「貝輪」交易ルートの復元を行った。その上で、南嶋と南九州とに交通・交易の関係があつたと指摘し、隼人の有していたとする南嶋との交通機能を国家に掌握されることに反発して、隼人達が覓国使を「剽劫」したと結論付けている。しかし、氏の根拠としている貝輪関係遺跡の多くは弥生時代～古墳時代までのもので、特に覓国使を「剽劫」した隼人の中でも最も多い薩摩君の本拠地である川内川流域について、氏自らが「考古学の成果や史料から南嶋との交通を確かめることは出来ない」と述べている。近年の考古学成果を踏まえた論説で学ぶべき点も多いが、これを「剽劫」の主因とすることは賛同しかねる。

田中氏は南嶋路開拓に伴う評の設置が隼人系豪族の反発を招いたと推測している。しかし、遣唐使航海ルートとしての南嶋路の存在に関する点では、東野治之・石井正敏・上田雄氏らが以下の問題点を挙げ否定している²⁹⁾。

(イ)・大宝二年以降の遣唐使は全て「南路」（東シナ海横断）を採用したと考えられる。
(ロ)・遣唐使の南島寄港例のほとんどが強風や逆風による寄港・漂着である。

(ハ)・天平七年（七三五）に「漂着船」に備えて南西諸島に「牌」を建てたが、文字通り万に備えたもの（『続日本紀』天平勝宝六年（七五四）二月丙戌（十）三）条）。

東野・石井・上田各氏の説は説得力に富んでおり、筆者も南嶋路否定説の立場を取る。以上の点から、覓国使の南嶋路確保説は成り立たないといえる。

中村氏は覓国使派遣の目的を、南嶋路の確保、南嶋における朝貢制支配の拡大と、南嶋・南九州における国制施行のための調査とし、「剽劫」の原因は隼人系豪族が国制施行に反対したためと述べており、筆者は南嶋路確保以外の点に関して大筋では賛同する。一方で、国制施行の内容に関しては、国府設置のための調査と、戸籍作成のための調査であつたと推測しているが、これらの政策がなぜ隼人系豪族達の反発を招いたかという点まで具体的には述べてはいない。また、氏は史料

9-①～⑤を連続した史料と捉えているが、この点について以下の二つの問題が出てくる。

一点目が、文忌寸博士・刑部真木らの帰朝記事と「決罰」の時期である。文武二年に派遣された覓国使が帰還したのは文武三年七月（史料9-④）であるが、史料には「自「南嶋」至。進レ位各有レ差。」とあるのみである。仮に史料9-①～⑤の史料が連続した出来事とするなら、史料9-⑤にみえる「剽劫」は、史料9-④の帰朝時に報告されているはずであり、史料に残らないのは不自然である。また、覓国使を「剽劫」した隼人系豪族を「決罰」するよう竺志惣領に命じたのは文武四年六月（史料9-⑤）であるが、「決罰」を命じるのに七ヶ月も要しているという問題点もある。

二点目として、中村氏は史料9-①に派遣された覓国使の任務には、「南嶋」の他に南九州の調査も含まれていたと推測しているが、史料9-①～④の覓国使関連の史料は一貫して「南嶋」に関するものである。史料9-①で文忌寸博士ら覓国使の派遣先が「南嶋」と明記され、史料9-②も「多櫟」・「夜久」・「奄美」・「度感」といった南嶋人が「朝宰」に引き入られて来朝したとある。そして、史料9-④には覓国使の文忌寸博士・刑部真木が「南嶋」より帰還したと記され、史料9-①と対になつていることが分かる。このように、「南嶋」において派遣された覓国使の目的地は「南

嶋」、刑部真木を南九州に派遣させたという中村氏の解釈には不自然さを感じる。

史料9-①-④が一貫して「南嶋」に関する史料である点、「南嶋」に派遣された観国使帰朝の約七ヶ月後に「決罰」命令が出ている点を踏まえると、史料9-⑤に見える観国使は、「南嶋」に派遣された観国使とは別のものである可能性が高く、筆者は文武朝における観国使は一度派遣されたと考える。

第一次が、文武二年四月に「南嶋」に派遣された文忌寸博士・刑部真木ら八名の観国使で、彼らは一部が南嶋人を伴つて先に帰還し、文武三年十一月に文博士・刑部真木らが帰朝した。そして、史料9-⑤の隼人系豪族達に「剽劫」された観国使は、第一次の帰朝後に南九州に派遣された観国使（第二次）と考える。史料9-⑤に「観国使刑部真木等」とある点から、刑部真木を大使格とするもので、刑部と共に「南嶋」に派遣された文忌寸博士は、この時の観国使には含まれていなかつたのであろう。

文武朝における観国使の目的地とその成果について整理すると、文忌寸博士・刑部真木らの第一次観国使の目的地は「南嶋」であった。そして、「度感」人が初めて来朝したとある点から、南嶋における朝貢制支配の拡大が成果の一つであつたといえる³⁰。そして、刑部

真木らの第二次観国使の目的地は史料9-⑤に「薩摩」・「衣」・「肝衝」といった隼人系豪族が見える点から南九州と考へるべきで、その任務は隼人系豪族の反発を招き、結果として彼らは隼人達から「剽劫」されたことが分かる。

ここで注目したいのが、第一節で取りあげた大宝年間における「薩摩隼人」征討史料である。史料9-⑤において、朝廷は観国使を「剽劫」した隼人系豪族を「決罰」するよう竺志惣領に命じており、その後史料1には「薩摩」・「多櫟」の征討と「校戸置吏」がなされたことが記されている。観国使を「剽劫」したのは「薩末」・「衣」・「肝衝」の三グループの隼人系豪族で、「薩末」・「衣」は薩摩地方の隼人、すなわち「薩摩隼人」である。そして、「薩末」には「比売・久売・波豆」の三名がみえ、「衣君県・豆自美」はそれぞれ衣評の長官・次官である。これらの点から、観国使を「剽劫」した主要メンバーが「薩摩隼人」であつたことが分かる。また、史料1には、「薩摩隼人」を征討した理由を「隔化逆命」としている。史料9-⑤において隼人系豪族達が観国使に対して行つた「剽劫」は、朝廷にとつて「隔化逆命」ことを意味する。

以上のように、観国使を「剽劫」した隼人系豪族の主要メンバーが「薩摩隼人」であつたという点、「薩摩隼人」の第二次観国使に対する「剽劫」は史料1の「隔化逆命」に含まれていたとも考えられる点から、第二

次覓国使の派遣と隼人系豪族が覓国使を「剽劫」したのは、大宝年間の史料にみえる「薩摩隼人」征討と密接な関係にあると考へる。ただし、征隼人將軍と考えられている小野毛野が大宰大式に就任するのは、史料9-⑤の約四ヶ月後の文武四年十月であり、征討が行われたのはそれ以降と考えなくてはならない。

史料9-⑤から征討までの具体的な情勢は不明であるが、隼人系豪族達に対する「決罰」命令は隼人達の中で、特に「薩摩隼人」のさらなる反発を招いた可能性があり、最終的に「薩摩隼人」が反乱を起こし、それに對して朝廷側による征討軍の派遣が行われた。そして、隼人系豪族らが反発した第一次覓国使の任務は、これら一連の経緯から類推すれば、史料1において完了した「校戸置吏」に関連するものと考えられる。

小結

以上、文武朝における覓国使の派遣意義及び、文武四年六月庚辰条の問題について考察を行つた。文武朝初期において覓国使関連の史料は計五例確認することができ。多くの先行研究ではこれらは、全て一連の出来事として捉えられているが、以下の問題点が挙げられる。
(イ)・史料9-①～④が一貫して「南嶋」関連の史料であるのに対し、史料9-⑤のみが隼人の居住する九州関連の史料である。

(ロ)・覓国使を「剽劫」した隼人系豪族に対する「決罰」命令が出されたのは文武四年六月で、「南嶋」に派遣された文忌寸博士・刑部真木が帰朝してから(史料9-④)七ヶ月も後である。

これらの点から考えて、史料9-①～⑤は全て一連の出来事でなく、史料9-①～④が「南嶋」に派遣された第一次覓国使関連の史料で、史料9-⑤が第一次覓国使の帰朝後に南九州に派遣された第二次覓国使に関する史料である。

覓国使を「剽劫」した隼人系豪族の主要メンバーである「薩末」・「衣」は「薩摩隼人」である。また、第二次覓国使に対する「剽劫」は史料1の「隔化逆命」に含まれていたとも考えられ、第二次覓国使の派遣と、隼人系豪族による覓国使の「剽劫」は、大宝年間の史料にみえる「薩摩隼人」に対する征討と密接な関係にあるといえよう。そして、隼人系豪族らが反発した第二次覓国使の任務は、史料1において完了した「校戸置吏」に関連するものであつたと考えられる。

第三節 「校戸置吏」の意義

第二次覓国使派遣の際に隼人系豪族らによる「剽劫」が起こり、その後「薩摩隼人」の征討が行われた。これらは全て、大宝二年八月に成し遂げられた「校戸置吏」と密接な関係があると考へられる。本節では第一・二節の検討結果を踏まえ、「校戸置吏」の意義を明らか

にしたい。

まず、「校戸置吏」の「置吏」について、中村氏は史料³に見える「唱更国司」と多額鳴司の設置を意味する解釈している³¹⁾。「吏」とは官人を意味し、史料¹のわずか三ヶ月後の大宝二年十一月（史料³）に「唱更国司」の語が見えるという点から考えて、史料¹の「置吏」は中村氏の指摘する通り、唱更国司と多額鳴司が置かれたと解釈するのが妥当と考えられる。「国（嶋）司」の設置は、同時に「国（嶋）」の設置を意味し、令制国（嶋）としての「唱更国」と「多額鳴」は、大宝二年八月に成立したということになる。

次に問題となるのが「置吏」と同時に行われた「校戸」である。「校戸」について、林氏は編戸と造籍を意味すると解釈しており³²⁾、中村氏は編戸・造籍の開始を意味するとしている³³⁾。また、永山氏は中村氏と同様に戸籍作成に着手したと解釈しているが³⁴⁾、「校戸置吏」があたかも両地域における造籍作業に大きな前進があつたかのような印象を与えるが、これは事実を述べたものではなく、多分に政府側の期待をこめた言葉であったと指摘している³⁵⁾。以上のように、「校戸」について充分に考察を行っている先行研究はほとんどないが、各氏とも「校戸」を造籍あるいはそれに関連のあるものと捉えている。「校戸」の語は、管見の限りでは史料¹のみであるが、似た用例として「校籍」・「校勘」等が挙げられる。

●史料10　『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲戌
(十二)条

甲戌、讚岐守正五位下大伴宿禰道足等言、部下寒川郡人物部乱等廿六人、庚午以来、並貫良人。但庚寅校籍之時、誤涉^ニ飼丁之色。（後略）

史料¹⁰の「庚寅校籍之時」は庚寅年籍作成の時と解釈することができ、造籍を表わす用例として「校籍」が確認できる。

「校籍」の具体的な内容について検討していきたい。まず「校」には、くらべる・かぞえる・しらべるという意味がある。養老戸令19造戸籍条には「若有^ニ増減隠没不同^ニ、隨^レ状下推。」とあり、「不同」とは穴記に「与^ニ先籍^ニ相違也」とある。つまり、造籍の際に、以前作成した戸籍と相違が無いかを確認する作業が行われる規定であつた。史料¹⁰はこれらを含めた造籍を「校籍」と記したのであろう。しかし、「校籍」が造籍を意味する語であるのに対し、史料¹において成し遂げられたのは、「戸」を「校」したのみである。また、「校籍」は「先籍」、すなわち以前作成した戸籍が存在していることが前提となる語であるが、「薩摩・多額」において「校戸」以前に戸籍が存在していたとは考えられない。一方で、「校戸」と造籍は無関係とは考えにくく、その点を養老令における造籍の規定や、口分田班給の際に

行われる「校勘」から見ていきたい。

●史料 12 「校勘」関連史料

①養老田令 23 班田条

凡_レ応_レ班_レ田者、毎_ニ班年_一、正月三十日内、申_ニ太政官_一。起_ニ十月一日_一、京国官司、預校勘造_レ簿。至_ニ十一月一日_一、摠_ニ集応_レ受之人_一、対_ニ共給授。二月三十日内使_レ訖。

●史料 11 造籍関係史料
①養老戸令 19 造戸籍条
凡戸籍、六年一造。起_ニ十一月上旬_一、依_レ式勘_ニ造_レ。里別為_レ卷。惣写_ニ三通_一。其縫皆注_ニ其國其郡其里其年籍_一。五月卅日内訖。(後略)

②養老戸令 19 造戸籍条集解

积云。案元年十一月始造者、以_ニ元年_一為_ニ籍年_一。以_ニ七年十一月後_一造_レ籍_ニ。

令の規定では、造籍は十一月上旬に開始され、翌年の五月三十日以内に終了するとあり、令积によると造籍を開始する十一月の年を「籍年」とする³⁶。「校戸置吏」が行われた大宝二年は大宝律令施行後初の籍年にあたり、この時の造籍は令の規定を踏まえると、当年十一月上旬から行われたと考えられているが³⁷、一方の「校戸」は造籍が行われる約三ヶ月前の八月に完了しているのである。

次に養老田令に見える「校勘」の検討を行う。

②養老田令 23 班田条義解「校勘造簿」 謂_ニ校_ニ勘田応_レ給人数_一造_レ簿也。

令の規定によると、班田の際にあらかじめ京職・国司が、「校勘」を行い、「簿」(古記に「田文」とある。いわゆる校田授口帳)が作成されることになっていた。史料 12-②に「校_ニ勘田応_レ給人数_一」とある点から、「校勘」の具体的な内容は田地と受田資格者数の調査であったと考えられる。

ここで、「校籍」の規定と「校戸」について比較をしてみたい。まず、「校勘」は、先述した通り、田地と受田資格者数の調査と考えられる。班田は「校籍」とその内容を記した「簿」に基づいて行われる規定であった。

次に「校戸」だが、「校戸」は直訳すれば「戸」を「しらべる・くらべる」ことを意味し、戸籍に関連のある用語であることは容易に想像できる。また、「校戸」が完了した大宝二年八月はちょうど籍年にあたつており、

造籍開始の約三ヶ月前である。すなわち、口分田班給前に「校勘」が行われたのと同じように、造籍の前に「校戸」が行われていたのである。これらの検討結果から、「校戸」とは造籍に必要な編戸作業で、造籍開始（籍年十一月）以前に完了すべきものであったと考えられる。

以上の点を踏まえ、「薩摩・多櫛」において「校戸置吏」がなされるまでの推移を改めて整理し、大宝二年八月丙申朔条における「校戸置吏」の意義を明らかにしたい。

「校戸置吏」が、隼人系豪族等による覓国使の「剽劫」、さらには「薩摩隼人」の征討を経てなされたという点から、両者には密接な関係があることが伺える。まず、「置吏」は、川内川流域に国司を置くことを意味し、この政策は川内川流域に拠点を置く薩摩君一族の反発を招いたであろう。しかし、この時の征討対象は薩摩君を含めた「薩摩隼人」（広域の薩摩地方に居住する隼人）であり、「置吏」のみを「薩摩隼人」の反乱の主因とするることはできない。それに対し、「校戸」は史料¹を見る限り、「薩摩・多櫛」すなわち「薩摩隼人」と多櫛嶋人に對して行わられたものであり、筆者は「校戸」が「薩摩隼人」の反発を招いた最大の原因であつたと考へる。

文武朝初期において、朝廷は律令制支配が完全に及んでいない南九州と南嶋地方において、「国（嶋）」と

「國（嶋）司」を設置し、そこに居住する人々に対して籍帳制支配を行おうとした。籍帳制支配の意義は、主に良賤身分の掌握、氏姓の確定、課役賦課と兵士役の徵發等にあると考えられている³⁸。これらの中では、「薩摩隼人」にとつて最大のデメリットは、課役等の賦課であろう。つまり、「薩摩隼人」は令制的賦課にながる造籍に反発したと考えられ、朝廷の派遣した覓国使を「剽劫」した。最終的に両者の対立は、朝廷による征討軍派遣にまで発展していった。そして、「薩摩隼人」の征討を経て、大宝二年における造籍の約三ヶ月前に「校戸」が完了した。これらの点から、大宝二年八月の段階で唱更国における造籍の準備はすでに整つており、「薩摩隼人」は大宝二年戸籍に登載された可能性が高いと考える。

永山氏は「校戸置吏」に関して、事実を述べたものではなく、多分に政府側の期待をこめた言辞であったと述べ、積極的な評価をしていない³⁹。しかし、私見では大宝二年八月丙申朔において成し遂げられた「校戸置吏」は、八世紀の薩摩・大隅隼人に対する律令制的支配を考える上で、非常に重要な画期と捉える。

結語－「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立－

以上、第一節～第三節にかけて、「薩摩隼人」征討の内実と文武朝における覓国使派遣、さらには「校戸置吏」の意義を明らかにした。最後に「薩摩隼人」の征

討と唱更国成立の意義について、文武朝における南九州政策の推移を再構成しながら述べたい。

文武朝における南九州政策は、以下の三つの段階に区分される。

第一段階.. 南九州における覦国使の派遣。文武二年四月(文武三年十一月)に行われた第一次覦国使(目的地は「南嶋」)の帰朝後に行われたと考えられる。覦国使刑部真木らが「薩摩隼人」を中心とした隼人系豪族に「剽劫」される。その後、朝廷は文武四年六月に隼人系豪族を「決罰」するよう竺志惣領に命じている。

第二段階.. 「薩摩隼人」の征討。征討は文武四年十月(大宝二年五月)の一定期間に行われた。征討の主対象となつた「薩摩隼人」は、「広域の薩摩地方に居住する隼人」と考えられる。

第三段階.. 大宝二年八月に、「薩摩・多櫛」で成し遂げられた「校戸置吏」。「置吏」は国(嶋)司の設置を意味し、令制国(嶋)としての「唱更国」・「多櫛嶋」がこの時に成立した。「校戸」は造籍に先立つて行われる編戸作業。これによつて、大宝二年戸籍に「薩摩

隼人」を登載することが可能になつたと考えられる。

覦国使の派遣と「薩摩隼人」の征討を経て「校戸置吏」が成し遂げられた点、「置吏」が唱更国司の設置⁽⁴⁰⁾を意味し、「校戸」が造籍に必要な編戸作業であるという点から、文武朝におけるこれらの政策は、隼人の居住する南九州に令制国を設置し、彼らに対して籍帳制

支配を行うことを目的とするものであつたと考える。朝廷は文武三年の第一次覦国使の帰朝の後に、南九州に向けて第二次覦国使を派遣した。この覦国使の任務は、南九州における国制施行のための事前調査であつたと推測する。「覦国」とは、国をもとめる・ひろめるという意味があり、国制施行を目的とする使者の名前に相応しいといえる。しかし、覦国使の刑部真木らは、「薩摩隼人」を中心とする隼人達から「剽劫」されてしまう。「剽劫」の原因は、国制施行の、特に令制的賦課につながる造籍のための調査に反発したためと推測する。なお、この時の調査地は隼人系豪族の本拠地から類推すると、「薩末・衣」といった薩摩地方のみでなく、「肝衝」といった大隅地方も含まれていたと考えられる。

文武四年六月に、朝廷はこれらの隼人系豪族を「決罰」するよう竺志惣領に命じており、それは「薩摩隼人」達のさらなる反発を招き、大宝年間の史料にみえ

る「薩摩隼人」の反乱と朝廷による征討軍派遣につながった。征討の期間は征隼人将軍と考えられる小野毛野が筑紫大式に任じられた文武四年十月から、彼が朝政参議を命じられた大宝二年五月までの間の一定期間に行われたと考えなくてはならない。そして、征討の主対象となつた「薩摩隼人」は、「薩摩君を中心としたその配下の隼人」と限定的に捉えるのではなく、「広域の薩摩地方に居住する隼人」と理解すべきである。なお、「薩摩隼人」と同じく征討の対象になり、「校戸置吏」がなされた「多櫛」についても言及したい。史料1において「薩摩・多櫛」が「命」に逆らつたとある点から、この時の征討対象が「薩摩隼人」のみでなく、多櫛嶋人も含まれていたと考えなくてはならない。一方で、史料2・3には「薩摩隼人」を征討したことは記されているが、「多櫛」に関する記載はない。また、多櫛嶋人をはじめとした南嶋人は、第一次観国使（「朝宰」）に従つて朝貢しており、多櫛嶋人と観国使との間にトラブルがあつたという記載は一切見られない。以上の点から、この時の征討は「多櫛」も対象に含まれてはいたが、「命」に逆らうような行動が激しかつたのは「薩摩隼人」であつたとみられる⁴¹。

「薩摩隼人」の征討を経て、大宝二年八月に「置吏」、すなわち唱更国が設置され、薩摩地方に令制国を置くという目標は達成された。また、「置吏」と同時に「校戸」が成し遂げられ、征討の主対象となつた「薩摩隼人」は、大宝二年の造籍において戸籍登載された可能性が高いと筆者は考える。唱更国成立の意義は、律令制支配が完全に浸透していない南九州、特に薩摩地方に令制国を置き、そこに居住する「薩摩隼人」を戸籍登載させることであつた。

人」は、大宝二年の造籍において戸籍登載された可能性が高いと筆者は考える。唱更国成立の意義は、律令制支配が完全に浸透していない南九州、特に薩摩地方に令制国を置き、そこに居住する「薩摩隼人」を戸籍登載させることであつた。

大宝二年八月丙申朔に成し遂げられた「校戸置吏」は、南九州における律令制的支配の画期の一つと捉えることができる。この点は、第三章において取りあげる、大隅・薩摩隼人に対する令制的賦課の問題を考えても、非常に重要である。

註

(1) .. 中村明蔵①「律令制と隼人支配について—薩摩国の租の賦課をめぐつて」(同『隼人の研究』 学生社 一九七七)。中村氏は調庸の賦課について、①では朝貢の停止以降、大隅・薩摩隼人は公民並の調庸の賦課がなされたと解釈している。一方、②「天平期の隼人」(同『隼人と律令国家』 名著出版 一九九三)において、大宰府史跡不丁地区出土木簡を根拠に、大隅・薩摩両国が全郡が調を大宰府に納めていたと述べており、意見を修正したと考えられる。

(2) .. 永山修一「隼人支配の特質」(同『隼人と古代日本』 同成社 二〇〇九 初出・一九九一・一九九二)。(3) .. 井上辰雄「薩摩國正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として」(同『正税帳の研究』 壇書房 一九六七)。

(4) .. 伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』四一 九八四)。

(5) .. 菊池達也「律令国家の九州南部支配」(『九州史学』一六八 二〇一四)。

(6) .. 山田英雄「征隼人軍について」(同『日本古代史攷』 岩波書店 一九八七 初出・一九六九)、林陸朗「文武朝の隼人戦争」(『国学院雑誌』十一 一九七九)、中村明蔵①「薩摩國の成立について」(同『熊襲・隼人の社会史研究』 名著出版 一九八六)・②「唱更国の実態—薩摩國の前身をめぐる問題」(『地域総合研

究』二十四一二 一九九七)、永山修一「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』 同成社 二〇〇九 初出・一九八九)。

(7) .. 前掲(6)林論文、前掲(6)①中村論文。

(8) .. 前掲(6)山田論文。

(9) .. 『大日本古文書』卷七 二頁。

(10) .. 前掲(6)山田論文。

(11) .. 前掲(6)林論文。

(12) .. 前掲(6)①中村論文。

(13) .. 前掲(6)永山論文。

(14) .. 中村氏は、前掲(6)①において、唱更国成立以前の、薩摩君の勢力は後に高城郡が置かれた地域と考えられ、征討終了後に薩摩郡の置かれた地域に拠点を移されたと指摘している。

(15) .. 『続日本紀』天平宝字八年(七六四)正月丙辰(十八)条に「薩摩公鷹白」・「薩摩公宇志」、神護景雲三年(七六九)十一月庚寅(二十六)、「薩摩公鷹白」、「薩摩公久奈都」、宝亀七年(七七六)二月戊辰(十)条に「薩摩公豊繼」がそれぞれ見える。

(16) .. 『日本歴史地名体系』47 鹿児島県の地名 平凡社 一九九八

(17) .. 前掲(6)①中村論文。

(18) .. 前掲(6)山田論文。

(19) .. 前掲(6)山田論文。

- (20) .. 築前国嶋郡川辺里大宝二年籍に「弟勲十等葛野
部長西 年肆拾貳歳」(『正倉院文書』正集第三十九卷)。
「戸主追八位上勲十等肥君猪手 年伍拾參歳」・「男勲
十等肥君泥麻呂 年貳拾柒歳」(『正倉院文書』続修第
六卷)、豊前国上三毛郡塔里大宝二年籍に「戸主勲十一
等塔勝岐弥 年參拾肆歳」(『正倉院文書』正集第四十
一卷)、豊前国仲津郡丁里大宝二年籍に「弟勲十等狭度
勝与曾弥 年貳拾伍歳」(『正倉院文書』続修第七卷)
とある。
- (21) .. 『続日本紀』天平十二年(七四〇)十月壬戌(九)
条には藤原広嗣征討の際に、征討將軍大野東人が宇佐
八幡神社において祈請している。
- (22) .. 山里純一「南島覓国使の派遣と南島人の来朝」
(同『古代日本と南島の交流』吉川弘文館 一九九九
初出・一九九一)、中村明藏「南島覓国使と南島人の朝
貢をめぐる諸問題」(『古代隼人社会の構造と展開』一
九九八 岩田書院 初出・一九九六)、
(23) .. 前掲(22) 山里・中村論文。
- (24) .. 前掲(22) 中村論文。
- (25) .. 前掲(22) 山里論文。
- (26) .. 田中聰「隼人・南島と國家・国制施行と神話」
(『日本史論叢』一二 一九八七)
- (27) .. 竹森友子「南島と隼人・文武四年覓国使剽劫件
の歴史的背景」(『人間文化研究科年報』二十二 二〇
○六)

- (28) .. 木下尚子「南海産貝輪の系譜」(同『南島貝文
化の研究・貝の道の考古学』一九九六 法政大学出版会)
(29) .. 石井正敏「遣唐使と新羅・渤海」(『東アジアの
古代文化』一二三 二〇〇五)、東野治之『遣唐使』二
〇〇七 岩波新書、上田雄『遣唐使全航海』二〇〇
六 草思社。

(30) .. 前掲(22) 中村・山里論文。

(31) .. 前掲(6) ①中村論文。

(32) .. 前掲(6) 林論文。

(33) .. 前掲(6) ①中村論文。

(34) .. 前掲(6) 永山論文。

(35) .. 前掲(2) 永山論文。

(36) .. 南部昇「庚午年籍と西海道戸籍無姓者」(井上
光貞博士還暦記念会『古代史論叢 上巻』一九七八)

三巻 古代編二 新人物往来社 一九九三

(37) .. 前掲(36)。

(38) .. 南部昇「戸籍計帳による個別人身支配はなぜ必
要か」(吉村武彦・吉岡眞之編『新視点 日本の歴史 第

八年 (七三六) 段階の薩摩国内で籍帳制支配の及んで
いた範囲はやはり「非隼人郡」を大きく超えるもので
はなかつたと」と述べている。八世紀における大隅・
薩摩隼人にに対する籍帳制及び律令制的賦課の問題につ
いては、第三章において取りあげる。

$\widehat{41} \quad \widehat{40}$
 $\widehat{\text{..}} \quad \widehat{\text{..}}$

前 前
揭 揭
 $\widehat{(6)} \quad \widehat{(6)}$
 $\widehat{\text{①}} \quad \widehat{\text{①}}$

中 中
村 村
論 論
文 文。

第三章 隼人郡の成立と「隼人之調」

序論

大宝二年（七〇二）に薩摩国の前身である「唱更国」が（『続日本紀』大宝二年八月丙申朔条）、次いで和銅六年（七一三）に日向国から贈給（贈於）・始羅（櫛）・大隅・肝属（坏）の四郡を割いて、大隅国が成立する（『続日本紀』和銅六年四月乙未条）。

これによつてそれまで支配が不充分であった南九州に居住していた隼人は、令制国に編成された。そして、大隅・薩摩両国における隼人支配を考える上で重要な行政区分が、「隼人郡」と「非隼人郡」である。

井上辰雄氏は、天平八年度「薩麻国正税帳」の「隼人十一郡」という記載に着目し、薩摩郡以下の在地の隼人を中心に構成された「隼人十一郡」と、肥後国から移配された柵戸を中心に構成された出水・高城両郡（いわゆる非隼人郡）は行政上区分されていることを指摘している（図1）。また、大隅国においても同様の区分が存在していたと理解しており、贈給・大隅・始羅・肝属の四郡を隼人郡、桑原郡を非隼人郡としている（図2）⁽¹⁾。

井上氏の指摘を整理すると、両国において、隼人支配のために城柵の設置と柵戸の移配が行われ、柵戸を中心とした非隼人系住民は非隼人郡に、隼人系住民は

隼人郡にそれぞれ編成されていたということになる。一方で、両郡の成立過程については具体的に論じていない。

本章では、井上氏の研究を踏まえ、はじめに両国に存在していたとされる隼人郡と非隼人郡の成立過程を明らかにする。続いて、隼人研究において特に問題となつてゐる、大隅・薩摩隼人にに対する律令制的賦課の問題を考察したい。

これら点を検討する際に筆者が注目しているのが、『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯（七）条の大隅・薩摩両国における「百姓」の解釈と、『類聚国史』延暦十一年（七九二）八月壬寅（二十）条にみえる「隼人之調」についてである。

天平二年条によると、大隅・薩摩両国の「百姓」が有する田は全て墾田で、もし収公したら反発が予想されると大宰府から申請があつた。朝廷はこれに基づき、従来通り墾田を耕作させるよう決定し、両国の口分田班給は、延暦十九年（八〇〇）にようやく実施される。本条で特に問題となつてゐるのが「百姓」の解釈で、隼人と解釈する説と、柵戸をはじめとした非隼人系住民と解釈する説とで対立している。本論では、陸奥・出羽両国のか戸や蝦夷関係史料を踏まえながら先行研究の再検討を行い、「百姓」の内実を明らかにしたい。次に「隼人之調」についてである。延暦十一年条によると、近年「隼人之調」が「或輸或不輸」という

状況が続いているため、「偏輸」するよう命じる制が発布された。多くの先行研究では、本条の「隼人之調」を朝貢時のミツキと解釈している。しかし、本論で具体的に述べるように、この「隼人之調」を朝貢時のミツキとみることはできず、大隅・薩摩両国在住の隼人に賦課された特殊な貢納物としての「調」と理解すべきであると考へている。その点を『延喜式』記載の「隼人調布」や大宰府における京進物である調綿を参考しながら論証したい。

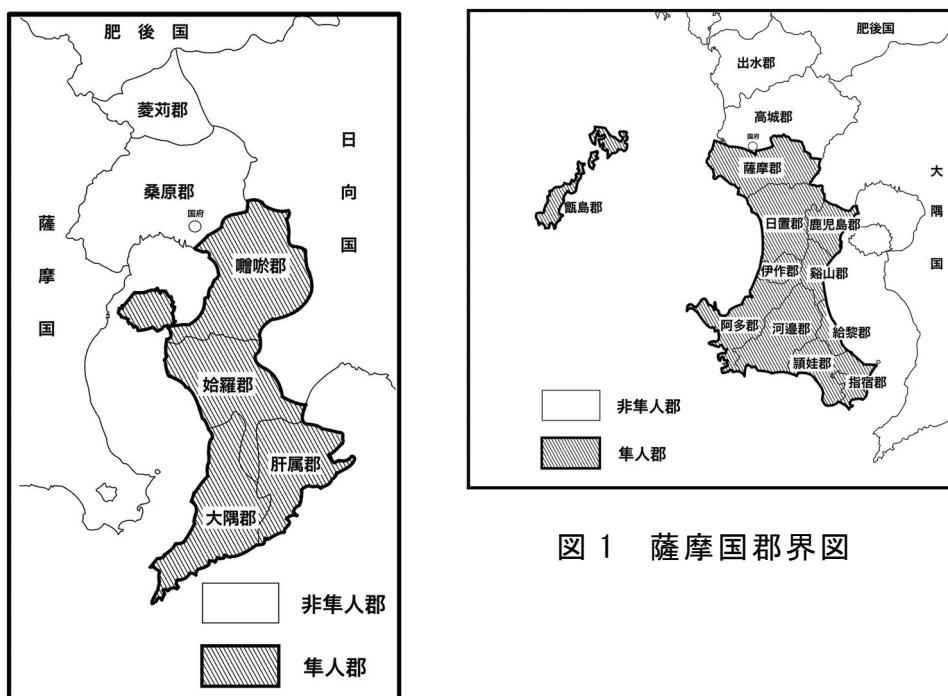


図 1 薩摩国郡界図

図 2 大隅国郡界図

第一節 隼人郡・非隼人郡の成立過程

1 薩摩国における隼人郡と非隼人郡

大隅・薩摩隼人に對する律令制的賦課の実体を具体的に考へる前提として、本節では大隅・薩摩両国における隼人郡・非隼人郡の性格と、その成立過程を考察したい。この点について最初に取りあげるべきものとして、井上辰雄氏の先行研究があげられる。

井上氏が薩摩国に「隼人郡」と呼ばれる特殊な郡が存在したことを指摘したのは次の史料1による⁽²⁾。

●史料1 天平八年度「薩麻国正税帳」A文書高城郡
「隼人郡」記載

酒壺拾陸斛貳斗柒升柒合（充隼人一十一郡六斛

九斗一升八合當郡九斛三斗五升九合）

（～内は割注、以下同じ）

井上氏の隼人郡・非隼人郡の性格についての見解をまとめると、以下のようになろう。

①薩摩国北部の出水・高城郡は、肥後国からの移住者である柵戸を中心とした非隼人系住民を中心に構成された郡（非隼人郡）。

②薩摩国の「隼人一十一郡」とは、①の二郡を除いた薩摩・甑島・日置・伊作・阿多・河辺・額娃・揖宿・給黎・谿山・麿嶋の十一郡。隼人郡は在地の隼人集団を中心に編

成され、その首長を郡領に任命するなど、隼人の共同体的性格を残した郡。

③大隅国にもほぼ同様の行政区分が存在し、国府所在郡である桑原郡が非隼人郡、残りの贈喰・大隅・始羅・肝属の四郡が隼人郡であつたとみられる。

まず右の井上説①②の薩摩国における隼人・非隼人郡の性格を、薩摩国建置時の史料を踏まえながら検討していきたい。

●史料2 『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申朔条

八月丙申朔、薩摩・多櫛、隔レ化逆レ命。於レ是發レ兵征討、遂校レ戸置レ吏焉。

●史料3 『続日本紀』大宝二年十月丁酉（三）条

丁酉、先レ是、征ニ薩摩隼人一時、禱ニ祈大宰所部神九處一、實賴ニ神威一、遂平ニ荒賊一。爰奉幣帛一、以賽ニ其禱一焉。唱更國司等（今薩摩國也。）言、於ニ國內要害之地一、建レ柵置レ戍守之。許焉。

史料2によると、大宝二年八月に「薩摩・多櫛」の征討を経て、「校戸置吏」が完了したことが記されている。「校戸」とは造籍に先立つて行われる調査⁽³⁾、「置吏」とは国司の設置を意味し、本条において薩摩

国の前身である「唱更国」が成立したと考えられる（⁴）。唱更国成立の約二ヶ月後の史料3によると、唱更国内の要地に城柵の設置が決定している。城柵の運営には、城柵に付随する柵戸の存在が必要不可欠であるから、この時に柵戸の移配が行われたと考えるべきである。

薩摩国における柵戸の問題を考える上で重要なのが、出水郡の郡司構成と国府が置かれた高城郡の郷名である。

● 史料4 天平八年度「薩麻国正税帳」D文書出水郡 郡司記載

大領外正六位下勲七等肥君（^病）
少領外從八位下勲七等五百木部（^死）
主政外少初位上勲十等大伴部足床
主帳無位大伴部福足

史料4は正税帳に記載されている出水郡の郡司構成である。井上氏によると、出水郡大領の「肥君」と主政・主帳の「大伴部」は、本来肥後国を拠点とする地方豪族であると指摘し、彼らの本格的な移配は唱更国成立時と推測しているが（⁵）、妥当であろう。郡制の支配機構は在地の譜第家から選任された郡領を中心として一般民戸を人格的に支配するところに顕著な特徴がある。史料4で確認することができる出水

郡の郡司は、肥君をはじめ全て非隼人系豪族であり、当郡は肥後国の非隼人系住民を中心に構成されていたと考えるべきである。

また、『和名類聚抄』（以下、『和名抄』と略す）所載の高城郡の郷数は計六郷である。その中で合志・飽多・宇土・託万の四郷は肥後国の郡名と一致していることから、当郡は肥後国からの移民を中心に形成されたと考えられており、筆者も賛同する（表1）。続いて、隼人郡の人的構成をみていきたい。

● 史料5 天平八年度「薩麻国正税帳」隼人郡郡司記 載

① C文書薩麻郡

大領外從六位下薩麻君福志麻呂
少領外正七位下勲八等前君乎佐
主政外少初位薩麻君宇志志
主帳外少初位上勲十二等肥君広龍
主帳外少初位下勲十等曾県主麻多

② E文書阿多郡

少領外從八位下勲十等薩麻君鷹口
主政外少初位上勲十等加士伎県主都麻理
主帳無位建部神嶋
主帳無位薩麻君須加

正税帳で確認することができる隼人郡の郡領は、「薩

麻君」・「前君」をはじめ、全て隼人系豪族であることが分かる⁽⁶⁾。この点は、隼人郡が「隼人を中心に構成された郡」であることを如実に示す。一方で、看過することができないのが、薩摩郡の主帳が「肥君」、阿多郡の主帳が「建部」と、非隼人系豪族が任命されている点である。先述した通り、隼人郡は隼人を中心構成された郡と考えるべきであるが、非隼人系豪族が主帳に任命されている点から、同郡内には隼人系住民のみでなく、非隼人系住民も一定数居住していたとみるべきであろう。

2 大隅国における隼人郡と非隼人郡

次に、大隅国における隼人郡と非隼人郡の問題について考察していきたい。

大隅国の隼人郡と考えられているのが、贈於・大隅・始羅・肝属の四郡である。この中の贈於・大隅・肝属にはそれぞれ「贈於（曾）」・「大隅」・「肝衝」といった隼人系豪族が居住していたと考えられている⁽⁷⁾。また、『続日本紀』天平元年（七二九）七月辛亥（二十二）条に「大隅隼人始羅郡少領外從七位下勲七等加志君和多利」とあり、大隅隼人の加志君和多利が、始羅（羅）郡の少領に任じられていることが分かる。これらの点から、贈於・大隅・始羅・肝属の四郡は、郡領に隼人系豪族が任命され、隼人を中心に構成された隼人郡

とみてよいであろう。

続いて、大隅国の大隅郡と考えられている桑原郡の問題を、当國の建置時の史料を踏まえながら検討を行う。

●史料 6 『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙未（三）条

夏四月乙未、（中略）割_ニ日向国肝坏・贈於・大隅・始羅四郡_一、始置_ニ大隅国_一。

●史料 7 『続日本紀』和銅六年七月丙寅（六）条

秋七月丙寅、詔曰、授以_ニ勲級_一、本拠_レ有_レ功。若不_ニ優異_一、何以勸獎。今討_ニ隼賊_一將軍并士卒等、戰陣有_レ功者一千二百八十餘人、並宜_ニ隨_レ勞授_レ勲焉。

●史料 8 『続日本紀』和銅七年（七一四）三月壬寅（十五）条

壬寅、隼人昏荒野心、未_レ習_ニ憲法_一。因移_ニ豊前國民二百戶_一、令_ニ相勸導_一也。

史料 6 によると、大隅国は日向国から贈於（贈於）・始羅（羅）・大隅・肝属（坏）の四郡を割いて建国され、その約二ヶ月後には隼人征討の叙勲が行われている（史料 7）。これらの点から、大隅国は薩摩国と同様

に隼人の征討を経て成立されたことが分かる⁽⁸⁾。

さて、史料8には和銅七年（七一四）三月に隼人の教化を目的として、豊前国から二〇〇戸という大規模な移民が行われた。移配先が薩摩と大隅のどちらかは不明確であるが、本史料は大隅国成立の翌年にあたる。また、『和名抄』によると、桑原郡には豊國・大分・答西・仲川のよう、豊前・豊後国の地名に由来する郷がある（表2）。この時の移配先は大隅国桑原郡が置かれた地域とみるべきであろう⁽⁹⁾。二〇〇戸という数は、八世紀初頭の陸奥・出羽における柵戸移配の単位でよくみられる⁽¹⁰⁾。また、大隅国には薩摩国と同様に柵戸が存在していたことは『続日本紀』天平神護二年六月丁亥条から明らかであり、桑原郡は柵戸などを中心とした非隼人郡と考えるべきである。

続いて、薩摩国における隼人郡・非隼人郡の成立について検討を行う。薩摩国成立時の郡構成は不明であるが、高城郡が置かれた地域は、本来は薩摩君を中心とした隼人系住民の本拠であったと考えられている⁽¹²⁾。また、当国成立以前の出水地域の様相を考える上で注目すべき史料が、和銅期に長田王が詠んだとされる歌である。

●史料9 『万葉集』卷三一二四八

隼人乃 薩麻乃迫門乎

隼人の 薩麻の迫門を
雲居なす 遠くもわれは 今日見つるかも

3 隼人郡・非隼人郡の成立過程

以上の点を踏まえた上で、両国に存在した隼人郡・非隼人郡の成立過程をみていただきたい。まず、大隅国のかある桑原郡は、当国の成立時ではない（史料6）。すなわち、隼人郡と非隼人郡の行政区画は、少なくとも大隅国の中には存在していなかつたことになる。当郡は大隅国建置後に、贈嶺郡から分離する形で成立したとみられ、その下限は大宰府不丁地区出土木簡から、天平期頃と考えられている⁽¹¹⁾。

「薩麻乃迫門」は現在の黒之瀬戸を指すと考えられている。黒之瀬戸を境に、北に肥後国天草郡、南に薩摩国出水郡がそれぞれ位置していた⁽¹³⁾（図3）。本史料で注視すべきなのが「隼人乃薩麻乃迫門」という一節で、「薩麻乃迫門」が「隼人の住む世界」との境界としての意味をもつていたと考えられており⁽¹⁴⁾、ここでいう「隼人世界」には「薩麻乃迫門」以南、すなわち出水地域が含まれていたとみられる。

天平期の出水郡は非隼人郡であったが、八世紀前半において黒之瀬戸より南が「隼人世界」であつた点を

踏まえると、出水地域には本来隼人系住民が居住していた可能性が高い。

薩摩（唱更）国は、これら広域の薩摩地方の隼人を征討し建置され¹⁵、柵戸政策はその後に開始された。そして、大隅国の成立時に非隼人郡である桑原郡が置かれていなかつた点も踏まえて類推すると、薩摩国における隼人郡と非隼人郡の行政上の区分は、大隅国と同様に建国時には存在していなかつたと筆者はみており、成立の下限は天平期頃と考えられる。

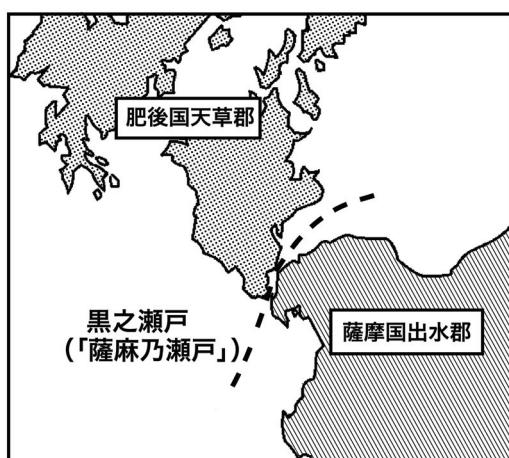


図 3 黒之瀬戸と肥
後国天草郡・薩摩国
出水郡

●表1 『和名類聚抄』所載薩摩國郡鄉名一覽

郡名	鄉名
出水	山内・勢度・借家（高本・名博本なし）・大家・国形
高城（国府）	合志・飽多・鬱木・宇土・新多・託万
○薩摩	避石・幡利・日置
○甑島	管々（高本・名博本なし）・甑島
○日置	富多・納薩・合良
○伊作	利納（高本・名博本なし）
○阿多	鷹屋・田永・葛例・阿多
○河辺	川上・稻積
○穎娃	開聞・穎娃
○揖宿	揖宿
○給黎	給黎
○谿山	谷山（伊本・急本「山」を「上」）・久佐
○麿嶋	都萬・在次・安薩

表2 『和名類聚抄』所載大隅國郡鄉名一覽（護謨・熊毛郡は除く）

郡名	鄉名
菱刈	羽野・出野（高本）・大水・菱刈
桑原（国府）	大原・大分・豊國・答西・稻積・廣西（伊本・急本「西」を「田」）・桑善・仲川
○贈喰	葛例・志摩・阿氣・方後・人野
○大隅	人野・大隅・謂刈・始薦・祢覆（高本・名博本なし）・大阿・岐刀・始羅（高本・伊本・急本なし）
○始羅	野裏・串占・鹿屋・岐刀
○肝属	桑原・鷹屋・川上・鴈麻

○：隼人郡

・表1・2は、池辺弥『和名類聚抄郡郷里駅名考證』、名古屋市立博物館編『博物館資料叢書2 和名類聚抄』を参考に作成。

・【高本】高山寺本・【名博本】名古屋市立博物館本・【東本】東急本・【伊本】伊勢本。

第二節 大隅・薩摩両国における墾田制と「百姓」

1 天平二年条における

大隅・薩摩両国「百姓」の問題

前節の検討から、大隅・薩摩両国の建置直後に、隼人支配のために柵戸の移配が行われ、それによつて遅くとも天平期に隼人郡と非隼人郡が成立したことが明らかになった。次に問題となるのが、柵戸と隼人の律令制支配のあり方についてである。

陸奥・出羽両国の柵戸は、一般公民と同様に編戸され、調庸等の律令制的賦課が行われていた。それに対し、蝦夷の大部分は編戸と令制賦課が行われず、両者の支配体制は明確に異なつていたと考えられている⁽¹⁶⁾。さて、大隅・薩摩両国の柵戸は、隼人支配のために西海道諸国から移配された非隼人系住民である。彼らに令制的調庸の賦課が行われていたことは、後掲の史料16の『続日本紀』天平神護二年六月丁亥条に「柵戸調庸」とあることからも明らかで、当然移配先で編附されていた。一方の大隅・薩摩隼人の籍帳制と調庸等の律令制的賦課に関しては、第二章序論で述べた通り意見が分かれている。

この問題を考える上で重要なのが、次に掲げる二つの史料である。

●史料10 『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯

（七）条

辛卯、大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建レ国以
来、未_ニ曾班_{一レ}田。其所レ有田、悉是墾田。相承
為レ佃、不_レ願_ニ改動_一。若從_ニ班授_一、恐多_ニ喧訴
一。於_レ是、隨_レ旧不_レ動。各令_ニ自佃_一焉。

●史料11 『類聚国史』卷一五九 口分田 延暦十九
年（八〇〇）十二月辛未（七）条

十二月辛未、収_ニ大隅・薩摩両国百姓墾田、便
授_ニ口分_一。

史料10によると、天平二年に大宰府から以下の報告があつた。

①大隅・薩摩両国の「百姓」には、建国から一度も口分田の班給が行われず、その有するとされる田は全て墾田で、代々相伝して耕作にあたつている。

②もし、班田を実施したならば騒動が起ころうであろう。これに基づき、朝廷は両国の「百姓」に従来通り墾田を耕作させるよう決定し、班田は史料11の延暦十九年十二月のようやく実施された。

大隅・薩摩両国は建国から延暦十九年までの約一世紀近く、班田制が施行されていなかつたことが史料10・11から分かる。周知の通り、八世紀の両国は隼人支配という役割を担う国でもあつた。そのため多くの

先行研究では、両史料にみえる「百姓」を両国に居住する隼人と解釈しており、代表的なものとして井上・中村・伊藤・奥野・永山氏らの研究があげられる⁽¹⁷⁾。それに対し、宮原武夫氏のみが「百姓」を、柵戸を中心とした移民と捉え、隼人は含まれないとする⁽¹⁸⁾。以下では、前者を「百姓」＝隼人説、後者を「百姓」＝柵戸説として、両説の検討を行いたい。

2 「百姓」＝隼人説の問題点

「百姓」＝隼人説を検討する際に注目すべき史料が、柵戸と「百姓」の関係を記した天平宝字四年条である。

●史料12 『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）十月癸酉（十七）条
冬十月癸酉、陸奥柵戸百姓等言、遠離郷閑、傍無親情。吉凶不相問、緩急不相救。伏乞、本居父母・兄弟・妻子、同貫柵戸。庶蒙安堵。許レ之。

史料12には「陸奥柵戸百姓」とある通り、柵戸を「百姓」身分と明記している。この点から、大隅・薩摩における柵戸も、当然「百姓」身分と考えるべきである。また、前節で明らかにしたように、両国の柵戸政策は、それぞれの建置直後に行われている。これは史料10の「建国以来」と整合する⁽¹⁹⁾。

次に問題となるのが、墾田収公の際に予想される「喧訴」についてである。奥野氏は、史料10を隼人征討との関連から考察を行い、「喧訴」を隼人の朝廷に対する反発と解釈しているが⁽²⁰⁾、この点を陸奥・出羽における墾田収公の用例から再検討していきたい。

●史料13 『類聚三代格』卷十五 墾田併佃事 弘仁二年（八一）正月二十九日太政官符

太政官符
不可レ收百姓墾田一事（陸奥出羽）
右大納言正三位兼行皇太弟傳民部卿勲五等藤原朝臣園人奏状稱、陸奥出羽兩國為体、北方蕃屏勢居辺要、人物是須。今聞、百姓之間土人浪人隨便墾田。國司巡檢皆悉收公、黎庶嗷々向レ隅且多。愚臣商量、天地之利不レ如二人和レ百姓離心何守辺隅。望請、件國開レ田者、雖無公驗特蒙聽許。又依天平十五年五月二十七日格、任為私財永年莫レ取。庶令下餌下集レ魚、賞上進士、安レ辺禦レ侮、見レ利留上レ跡者。右大臣宣、奉レ勅、依レ奏。
弘仁二年正月廿九日

史料13によると、陸奥・出羽両国において、「百姓」身分の「土人」・「浪人」が墾田を開墾したが、国司に

取公されるため不満がたまっているという状況が記されている。

「黎庶噉々」の「黎庶」が、「百姓」身分の「土人」・「浪人」を指すことは文脈から明らかで、「噉々」は激しく不満・批判を口にすることを意味する。史料10と史料13を比較すると、墾田を有する「百姓」が国家側の収公に反発するという構図は、両史料ともほぼ同じといえる。また、陸奥・出羽の柵戸は原則として移配先で編附され⁽²¹⁾、史料13の「土人」に柵戸が含まれていたとみるべきである。

さて、大隅・薩摩両国は隼人の征討を経て成立し、両国の成立後に隼人支配のため城柵の設置と柵戸の移配が行われた。そして、史料13の検討から墾田収公による反発は柵戸でも起こり得ることは明らかで、史料10の「喧訴」を、隼人の朝廷に対する抵抗と限定することはできない。

これらの点から、史料10・11の「百姓」を、隼人に限定して解釈する「百姓」＝隼人説はそのままでは成立しない。

ら再検討を行いたい。

●史料14・蝦夷建郡関係史料

①『続日本紀』 靈亀元年（七一五）十月丁丑（二十

九）条

丁丑、陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈等言、親族死亡、子孫數人、常恐レ被二狄徒抄略一乎。請、於二香河村一、造二建郡家一、為二編戸民一、永保二安堵一。又蝦夷須賀君古麻比留等言、先祖以来、貢二献昆布一。常採二此地一、年時不レ闕。

今國府郭下、相去道遠、往還累レ旬、甚多二辛苦一。請、於二閑村一、便建二郡家一、同二於百姓一、

共率二親族一、永不レ闕レ貢。並許レ之。

②『続日本紀』 天平二年（七三〇）正月辛亥（二十

六）条

辛亥、陸奥國言、部下田夷村蝦夷等、永悛二賊心一、既從二教喻一。請、建二郡家于田夷村一、同為二百姓一者。許レ之。

史料14-①②は服属した蝦夷からの申請に基づき、陸奥・出羽における柵戸身分及び大隅・薩摩両国の柵戸政策の推移の検討から、「百姓」＝隼人説が成立しないことが明らかとなつた。次に、宮原氏が指摘する「百姓」＝柵戸説に関し、蝦夷による建郡申請記事か

史料14-①②は服属した蝦夷からの申請に基づき、蝦夷の希望する場所に郡家を設置し、申請者たる蝦夷の首長を郡司に任命するという、いわゆる「蝦夷郡」に関する史料である。史料14-①は蝦夷側の二つの申請からなり、陸奥蝦夷の邑良志別君宇蘇弥奈らが、「香

3 「百姓」＝柵戸説の問題点

陸奥・出羽における柵戸身分及び大隅・薩摩両国の柵戸政策の推移の検討から、「百姓」＝隼人説が成立しないことが明らかとなつた。次に、宮原氏が指摘する「百姓」＝柵戸説に関し、蝦夷による建郡申請記事か

河村」に郡家を建設し「編戸民」になることを申請している。そして、陸奥蝦夷の須賀君古麻比留らは郡家を「閑村」に建設し「百姓」と同じくして、郡家に昆布を毎年貢進することを要望し、朝廷はいずれも許可している。また、史料^{14-②}によると、陸奥国の「田夷村」の蝦夷が、同村において郡家を建て「百姓」となることを願い出て許可されている。

本条において注視すべきなのが、「編戸民」と「百姓」の関係である。宇蘇弥奈らは「編戸民」、古麻比留らおよび田夷村の蝦夷は「百姓」になることをそれぞれ望んでいるが、文脈から考えて「編戸民」と「百姓」は同義とみるべきである。

史料^{14-①}の段階で、閑村に郡が置かれたかは不明である。一方、史料^{14-②}は陸奥国黒川以北十郡に隣接する遠田郡の創建記事と考えられており、実際に郡の設置が行われた²²。いずれにせよ、律令国家側の理念として、「建郡」と「編戸」が「百姓」身分の条件であつたことは、史料¹⁴から明らかである。

以上の点を踏まえ、改めて大隅・薩摩隼人と「百姓」の問題について考察していきたい。まず、前節で明らかにしたように、天平期の大隅・薩摩両国には、隼人郡という行政区分が存在しており、大隅・薩摩隼人は遅くともこの時期に郡編成されていた。次に、八世紀における大隅・薩摩隼人の籍帳制の問題を、諸研究を踏まえながら取りあげる。

井上氏は、大隅・薩摩隼人は籍帳制支配が行われていたという立場を取つてゐる²³。それに対し中村氏は、隼人は口分田班給が行われず、造籍も不充分であつたと指摘している²⁴。しかし、後の研究において隼人は令制的調庸を賦課したと述べてゐる²⁵。言うまでも無く、調庸は籍帳制に基づく賦課であり、氏は大隅・薩摩隼人は編戸されていたと意見を修正した可能性が高い。また、伊藤氏は一貫して隼人は編戸された「百姓」身分と捉えてゐる²⁶。

永山氏は、「薩摩国正税帳」A文書の国司部内巡行を薩摩一国のものと解釈した。そして、その日数が短期間であるという点から、部内巡行が行われたのは非隼人郡のみで、八世紀後半頃まで隼人郡における籍帳制支配は不充分であつたと結論付けてゐる²⁷。菊池氏は「薩摩国正税帳」E文書の河辺郡における賑給記載（「依天平七年閏十一月十七日恩勅賑給寡惄等從人」）を根拠に、天平期の隼人郡において籍帳制支配が行われていたとする²⁸。

以上の諸先行研究を踏まえ、大隅・薩摩隼人の籍帳制について私見を述べたい。まず、第二章において文武朝における南九州政策の推移について考察し、「薩摩隼人」（広域の薩摩地方に居住する隼人）の征討を経て、彼らの大部分が、編戸された可能性が高いと結論付けた²⁹。また、永山氏の史料解釈については、伊藤氏からの批判が存在する³⁰。伊藤氏によると、A文書の

部内巡回記載は高城一郡のもので、薩摩国全体のものではないとし、永山説は成立しないと述べており、筆者も賛同する。そして、菊池氏が隼人郡における籍帳制施行の根拠としてあげた河辺郡の賑給記載は、当郡が在地の隼人系豪族を中心に構成されていたという性格を踏まえると、天平期において隼人が編戸されたことを示す重要な根拠となる。以上の点から大隅・薩摩隼人は遅くとも天平期には編戸されていたとみられる。

「百姓」＝柵戸説の検討に話を戻す。宮原氏は、隼人は「百姓」に含まれていないと述べている。しかし、天平期の大隅・薩摩隼人は「百姓」身分の条件である「建郡」と「編戸」をすでに満たしており、史料¹⁰・¹¹の墾田を有する「百姓」に、大隅・薩摩隼人も含まれていたとみて差し支えないと考えられる。

以上の点から、「百姓」を柵戸に限定して解釈する「百姓」＝柵戸説も成立せず、「百姓」は柵戸と隼人の両方が含まれると考えるべきである³¹。

小結

大隅・薩摩両国における墾田を有する「百姓」の問題について、「百姓」＝隼人説と、「百姓」＝柵戸説の再検討を軸に考察を行った。

まず陸奥国に「柵戸百姓」とする史料があるので（史料¹³）、大隅・薩摩両国の柵戸も同様に「百姓」身分と考えてよい。また、史料上確認することができる大

隅・薩摩における柵戸の移配記事は両国の建国直後にみられ、史料¹⁰の「建国以来」と整合し、彼らが有する墾田の多くは、移配後に開墾したものと考えられる。そして、柵戸による墾田収公の反発は、陸奥・出羽においても確認することができる（史料¹⁴）。柵戸は「百姓」でありながら、移配先において蝦夷・隼人支配という特殊な役割を担い、その負担は一般民戸と比べ過重なものであつたといえる。また、両国には班田制が行われておらず、これらの点が、柵戸が墾田収公に反発した要因であつたと筆者は捉えている。

先述の検討から、史料¹⁰の「百姓」に柵戸を中心とした移民が含まれることは明らかで、「百姓」を隼人に限定して解釈する「百姓」＝隼人説は成立しない。そして、両国の墾田制を隼人支配の特殊性と評価したり、延暦十九年における両国の班田制施行を隼人にに対する律令制的支配の完全適用と評価したりする見解は、「百姓」を隼人に限定できない以上、再検討の必要がある。

一方、「百姓」を柵戸と限定的に解釈する「百姓」＝柵戸説も問題がある。蝦夷の建郡申請史料から、律令国家側の理念として「建郡」と「編戸」が「百姓」身分の条件としてあげられるが、天平期の大隅・薩摩隼人はこれらの条件をすでに満たしていた。まず、天平期の大隅・薩摩両国には、隼人を中心に構成された隼人郡が存在していた。また、大宝二年の段階で薩摩地方

において造籍に先立つて行われる編戸作業が既に完了していた。そして、天平期の河辺郡において年令・性別に基づく賑給を確認することができる。

のが計三点存在する。

第三節 延暦十一年条における「隼人之調」

1 大隅・薩摩隼人にに対する

律令制的賦課の問題

天平二年条に記されている「百姓」の内実を検討する過程で、大隅・薩摩隼人は、遅くとも天平期には編戸された「百姓」身分であることが明らかとなつた。続いて本節では、両国の隼人の籍帳制に基づく賦課の問題について取りあげたい。注目すべき史料として、大宰府不丁地区 SD二三四〇出土の隼人郡関係木簡と、大隅・薩摩両国における柵戸の調庸免除が記される『続日本紀』天平神護二年六月丁亥条、そして「隼人之調」の記載がある延暦十一年条があげられる。はじめに、隼人郡関係木簡についてみてみたい。木簡が出土したSD二三四〇は、大宰府政庁前面地区西側にある不丁地区官衙域と広場とを画する南北溝である。ここから「天平六年」・「天平八年」の年紀のある木簡が出土し、其伴遺物はいずれも八世紀前半代に属する。これらの点から、本遺構は八世紀初頭前後に開削され、天平年間に埋没したものと考えられている³²。七次にわたる本遺構の発掘調査の結果、合計一八六点の木簡が出土し、その中に隼人郡に関係するも

●史料 15 不丁地区 SD二三四〇出土隼人郡関係木簡

①木簡番号二二〇
麿嶋六十四斗

②木簡番号二二一
薩麻穎娃

③木簡番号二二三
「大隅郡」



史料 15-①②の「麿嶋」・「薩麻穎娃」、③の「大隅郡」はそれぞれ隼人郡に関する記載と考えられている。まず、①②は共に上下が損失しており形状は不明であるが、①には「六十四斗」と何らかの数量が記されている。また、③は「大隅郡」と明記され、上部の切り込みから付札の可能性が高いと考えられている³³⁾。

中村・菊池両氏は、史料 15 の木簡を隼人郡における令制的調庸賦課を示唆する史料と評価している³⁴⁾。しかし、これらの木簡は記載が国・郡名や数量のみと非常に簡略なことから、「国+郡+里(郷)+十人名+品目」等が記された調庸の荷札木簡とは明確に異なり、隼人郡における調庸賦課を実証する史料とは言い難い。

一方で、史料 15-①には何らかの数量が記され、③には付札の形状であるとという点から、隼人郡から大宰府に何らかの貢納物がおさめられたことを意味する。

次に、『続日本紀』天平神護二年六月丁亥条について検討を行う。

● 史料 16 『続日本紀』天平神護二年(七六六)六月丁亥(三)条

丁亥、日向・大隅・薩摩三国大風、桑麻損尽。詔、勿レ収ニ柵戸調庸。

史料 16 は、日向・大隅・薩摩三国の柵戸に対する調庸の免除に関する史料で、本条から三国の柵戸には通常

令制的調庸が賦課されていたことが分かる。さて、本史料で見逃してはならないのは、調庸の免除の対象が柵戸のみで、大隅・薩摩隼人が含まれていないという点である。先述した通り大隅・薩摩両国の住民は、隼人系住民と柵戸を中心とした非隼人系住民の二系統から構成されていた。仮に大隅・薩摩隼人に調庸が課されたとすると、調庸免除の対象が柵戸のみで隼人は含まれないということになり、非常に不自然である。この点から、本史料は大隅・薩摩隼人には調庸賦課が行われていなかつたことを示す史料と評価することができ³⁵⁾、調庸以外の賦課を想定する必要がある。

2 「隼人之調」に関する先行研究と問題の所在

不丁地区出土隼人郡関係木簡は、隼人郡における調庸賦課を実証するものではないが、天平期において隼人郡から大宰府に何らかの貢納物がおさめられたことを意味する。また、史料 16 の大隅・薩摩両国における柵戸の調庸免除記事は、調庸の賦課が大隅・薩摩隼人には行われていなかつたことを示す史料と評価することができる。

これらの点を踏まえた上で、延暦十一年条と「隼人之調」について考察をしていきたい。

●史料 17 『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延

曆十一年（七九二）八月壬寅（二十）条
壬寅、制、頃年、隼人之調、或輸或不_レ輸。於_ニ
政事_一、甚涉_ニ不平_一。自今以後、宜_レ令_ニ偏輸_一。

史料 17 によると、「隼人之調」が近年、「或輸或不_レ輸」という状況であるため、「偏輸」するよう定められたことが記されている。

「隼人之調」に関しては、井上・中村・伊藤・宮原・永山諸氏の先行研究があげられる。以下ではこれらの検討を踏まえて、問題の所在を明らかにしたい。

井上氏は、大隅・薩摩隼人も調庸を賦課していたという立場を取り、「隼人之調」を両国の隼人に課された令制的調と解釈している³⁶⁾。しかし、本条の検討が非常に簡略で、とくに根拠はあげられていない。また、先述のように、大隅・薩摩隼人は令制的調庸賦課が行われなかつたと考えられる。中村氏は、史料 17 を隼人の朝貢関係史料と捉え、「隼人之調」を隼人が朝貢時に貢納した「調物」・「御調」（ミツキ）と解釈し³⁷⁾、伊藤・永山両氏もほぼ同様の解釈を行つている³⁸⁾。なお、宮原氏は本条の延暦十一年の制は、大隅・薩摩隼人が令制的調庸を負担することを意味すると解釈しているが³⁹⁾、史料的根拠が不明確で賛同できない。

このように、多くの先行研究において、史料 17 を隼人の朝貢関係史料と捉え、「隼人之調」を朝貢時に貢納

するミツキと解釈している。以下では、史料 17 と隼人の朝貢史料との比較を行い、中村・伊藤・永山氏の先行研究の検討を行いたい。

3 隼人のミツキと「隼人之調」

まず、隼人のミツキに関する史料をあげる。

●史料 18 隼人ミツキ関係史料

①『続日本紀』天平元年（七二九）六月庚辰（二十一）条

庚辰、薩摩隼人等貢_ニ調物_一。

②『続日本紀』天平元年秋七月己酉（三十）条

秋七月己酉、大隅隼人等貢_ニ調物_一。

③『続日本紀』天平七年（七三五）秋七月己卯（二十六）条

秋七月己卯、大隅・薩摩二国隼人二百九十六人入朝、貢_ニ調物_一。

④『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）八月壬午（二十一）条

壬午、大隅・薩摩兩国隼人等貢_ニ御調_一、并奏_ニ土風歌舞_一。

史料 18 によると、大隅・薩摩隼人は朝貢時にミツキ（「調物」・「御調」）を貢納したことが分かる。

ミツキとは石上英一氏が明快に示しているように、

賦役令に規定されている調とは異なり、天皇への服属の証としての貢献物である⁽⁴⁰⁾。そして、「隼人之調」が記されている史料 17 と本条とを比較して分かるよう、
うに、「隼人之調」は「輸」すものであるのに対し、隼人のミツキは全て「貢」するものである。
次に、蝦夷・南嶋人のミツキ関係史料を検討する。

史料 19 蝦夷・南嶋人ミツキ関係史料

- ①『続日本紀』文武元年（六九七）十月壬午（十九）
条 冬十月壬午、陸奥蝦夷貢二方物^二。
- ②『続日本紀』文武二年（六九八）六月壬寅（十四）
条 壬寅、越後国蝦夷獻二方物^一。
- ③『続日本紀』文武二年十月己酉（二十二）条
己酉、陸奥蝦夷獻二方物^一。
- ④『続日本紀』文武三年（六九九）秋七月辛未（十
九）条

秋七月辛未、多櫛・夜久・奄美・度感等人、從
二朝宰^一而來貢二方物^一。授レ位賜レ物各有レ差。其
度感^一嶋通^二中國^一、於レ是始矣。

⑤『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申朔条
靈龜元年春正月甲申朔、天皇御二大極殿^一受レ朝。
皇太子始加二礼服^一拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋
奄美・夜久・度感・信覺・球美等來朝、各貢二方物^一。
其儀、朱雀門左右、陣^一列^二鼓吹・騎兵^一。元会之
日。用^一鉦鼓^一自^レ是始矣。

蝦夷・南嶋人のミツキ（「方物」）について、史料 19
①④⑤は隼人のミツキと同じく「貢」と表記されてい
る。一方、史料 19 ②③では「献」と表記されている
が、「貢」と「献」は「たてまつる」という意味があり、
両者は同義である。また、新羅使が貢納したとされる
ミツキもほぼ同様で、ほとんどが「貢」あるいは「献」
と表記されており、朝貢時のミツキを「輸」と表記す
る用例は、管見の限り一例も確認できない。
「輸」には「はこぶ・おさめる・あつめる」という意
味があり、これらの用例で多くみられるのが、田租・
調庸の賦課である。

養老田令 2 田租条には「凡田租、准^二國土收穫早晚^一、
九月中旬起輸、十一月卅日以前納畢」とあり、田租の
賦課を「輸」と表記し、『続日本紀』にも同様の用例が

確認できる⁽⁴¹⁾。また、田租納入を課せられた水田を「輸租田」といい、田租の収納を記載した文書として「輸租帳」が存在する。

調庸の賦課についても、養老賦役令 3 調庸物条に「凡調庸物、毎年八月中旬起輸。」とあり、こちらも「輸」の表記が用いられ、『続日本紀』にも同事例がみられる⁽⁴²⁾。調庸は原則として中央（西海道の場合大宰府）におさめられ、律令国家の財源となる。一方、『続日本紀』和銅七年（七一四）二月庚寅（二）条では「上総国言、去^レ京遥遠、貢調極重。」とあり、調の納入を「輸」の他に「貢調」とも記している。また、四度使の一つとして「貢調使」が存在する。この場合、調の納入を「貢」と表記するのは、令制的調の起源がミツキであることを示すものである⁽⁴³⁾。

これらの点から、調の納入を「貢」と表記する用例も一部にはみえるが、「輸」とする例が多いことが分かる。それに対し、朝貢時のミツキの貢納は通常は「貢」あるいは「献」であるが、「輸」と表記する例は一つも確認できることに注目したい。

以上の検討結果を整理する。中村・伊藤・永山諸氏は、史料¹⁷を隼人の朝貢関連史料と捉え、「隼人之調」を朝貢時のミツキと解釈している。しかし、ミツキとは「天皇へ服属の証としてたてまつる貢献物」であり、隼人のミツキの貢納もすべて「貢」と表記されている。それに対し、史料¹⁷の「隼人之調」は、「貢」ではなく

く、田租や調庸のように「輸」と記されているので、朝貢時のミツキでないことは明らかであり、中村・伊藤・永山説は成立しないと考える。

4 「隼人之調」の性格

「隼人之調」は律令制的な調庸とも、朝貢時のミツキとも明確に異なるものであった。以上の点を踏まえ、改めて史料¹⁷の延暦十一年条の内容と「隼人之調」の性格について考察していきたい。

まず、本条には「制」とあるので、これが太政官から発布された法令であることは明らかであるが、問題はその下達先である。「隼人之調」は「隼人」という名稱が付けられている点から、大隅・薩摩両国に在住する隼人に関するものとみられる。そして、大隅・薩摩を含む西海道諸国を統括するのは大宰府であった。また、『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年（八〇一）六月壬寅（十二）条には「停_三大宰府進_二隼人」_一とあり、隼人の朝貢が大宰府主導のもとで行われるなど、大宰府は隼人支配において非常に重要な役割を担っていた。これらの点を踏まえると、「制」の下達先是大宰府とみてまちがいあるまい。

次に延喜民部省式⁵⁵大宰調絹条に記されている「隼人調布」と、大宰府における調綿の京進史料をみていく。

●史料 20 延喜民部省式⁵⁵大宰調綿条

凡大宰府毎年調綿三千疋附_二貢綿使_一進之。又隼人調布、除_二府家三箇年雜用料_一之外、付_レ使進上。

●史料 23 『続日本紀』卷廿九神護景雲三年三月乙未

(二十七) 条
乙未、始毎年運_二大宰府綿廿万屯_一、以輸_二京庫_一。

本条によると、「隼人調布」なるものが存在し、大宰府の「三箇年雜用料」を除外して使（貢綿使か）に付されて京進される規定であった。「隼人調布」には「隼人」の名称が付けられ、大宰府から京進されているため、大隅・薩摩隼人への賦課であることは明らかである。これらの点から考えて、「隼人調布」は「隼人之調」の系譜を引くものである可能性が非常に高い⁴⁴。

続いて大宰府における調綿の京進史料である。

●史料 21 『続日本紀』天平元年（七二九）九月庚寅

(三) 条

九月庚寅、仰_二大宰府_一令_レ進_二調綿一十万屯_一。

●史料 22 『類聚三代格』卷八 調庸事 神護景雲三年（七六九）三月二十四日左大臣宣

左大臣宣、奉_レ勅、大宰府所_レ貢調綿、毎年限_二三月以後七月以前_一、海晏之時必令_二進上_一。自今以後、永為_二恒例_一。神護慶雲三年三月廿四日

以上、延喜式記載の「隼人調布」と大宰府の調綿京進史料を概観してきたが、これらの史料を踏まえて、史料¹⁷の「隼人之調」の性格をまとめたい。

まず、「隼人之調」はその名称から明らかに、大隅・薩摩隼人に対する賦課で、柵戸等らに課された令制的調庸と異なるものであつたと捉えるべきである。「隼人之調」は、大宰府に輸納され、史料²⁰の「隼人調布」のように府で消費される分を除き京進された可能性が考えられる。延暦十一年条には、「隼人之調」が近年「或輸或不_レ輸」という状況であり、「偏輸」するよう太政官が命じている。これは、大宰府が毎年行うべき「隼人之調」の京進が近年不定期になつており（「或

21 の天平元年条で、史料²²・²³によると神護景雲三年に毎年二十万屯を三月（七月）間に京進するよう定められたことが分かる⁴⁵。ここで注目すべきなのが史料²³で、調綿の京進を史料¹⁷の「隼人之調」と同じく、「輸」と表記している。また、「隼人之調」を「偏輸」するよう命じた制が出されたのは八月で、これは史料²²において定められた大宰調綿京進期限（七月）の一ヶ月後である。

輸或不^レ輸」)、その職務の「不平」を正すため毎年京進するよう命じたという意味に解釈するのが妥当であろう。というのは、「輸」にははこぶ・おさめるという意味があり、史料23にみえる大宰府の綿の京進も「輸」と表記されている。また、史料17の隼人之調を「偏輸」するよう命じた制が、調綿京進期限(三ヶ月)を一ヶ月過ぎた八月に出されている点もその傍証になろう。

さて、大隅・薩摩両国の柵戸には、一般的の公民と同様に調庸の賦課が行われ、延喜主計寮式等から類推するとその品目には綿が含まれていた可能性が非常に高い⁴⁶。しかし、西海道において調綿を京進するのは筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六ヶ国のみで、大隅・薩摩を含む三國の綿は京進されなかつたと考えられている⁴⁷。すなわち、「隼人之調」は京進されていたのに對し、大隅・薩摩両国柵戸の調綿は京進されなかつたのである。

「隼人之調」は、具体的な品目や輸納形態の内実など不明な点が多くあるが、大隅・薩摩隼人に対する特殊な賦課であった。

小結

本節では延暦十一年条に記されている「隼人之調」を軸とし、大隅・薩摩隼人に対する負担体系について考察を行つた。

まず、史料17の延暦十一年条は、多くの先行研究が

隼人の朝貢関係史料と捉え、「隼人之調」を朝貢時のミツキと解釈している。しかし、ミツキとは「天皇へ服属の証としてたてまつる貢献物」であり、隼人のミツキの貢納もすべて「貢」と表記されている。それに對し、史料17の「隼人之調」は、「貢」するものではなく「輸」すものである。この点は、「隼人之調」が朝貢時のミツキと明確に異なることを如実に示す。

史料17の内容および「隼人之調」の性格は、延喜式記載の「隼人調布」及び大宰府の調綿京進史料を踏まえると、以下の通りである。

①「隼人之調」は、大隅・薩摩隼人に賦課したもので、大宰府におさめられた。大宰府に輸納された「隼人之調」は、府で消費される分を除き京進される規定であった。

②史料17の制は、近年大宰府が行うべき「隼人之調」の京進が不定期になつており、その職務の「不平」を正すため、毎年京進するよう命じたもの。

大隅・薩摩隼人と両国の柵戸は、編戸された「百姓」身分であつた。しかし、柵戸には令制的調庸の賦課が行われていたが、隼人には「隼人之調」という特殊な賦課が行われていた。両国柵戸に賦課した調庸は大宰府におさめられたが、西海道六国と異なり調綿の京進は行われなかつた。一方の「隼人之調」は柵戸の調庸と同じく大宰府に集積されたが、府で消費される分を除き、京進されたと考えられる。「隼人之調」は、具体

的な品目や輸納形態の内実など不明な点が多くある。しかし、令制的調庸とは明確に異なり、大隅・薩摩隼人にに対する特殊な賦課と評価することができる。

結語

以上、本章では隼人郡・非隼人郡の性格とその成立過程、大隅・薩摩隼人にに対する律令制支配の問題について考察を行つた。以下にその要点をまとめたい。

まず、隼人郡と非隼人郡という行政上の区分は、大隅・薩摩両国の建置時から存在していたのではなく、隼人支配のために行われた城柵の設置と、大規模な柵戸の移配の中で成立したと考えられる。本論でも具体的に述べたが、隼人郡は隼人という名称が付けられている点、確認できる郡領が全て隼人系豪族である点から考えて、隼人を中心構成された郡である⁽⁴⁸⁾。一方、主帳に非隼人系豪族も任命されており、同郡内には一定数の非隼人系住民も存在していたと捉えるべきである。両者の行政上の区分が成立した時期の下限は、天平八年度「薩麻国正税帳」および不丁地区出土木簡から天平期頃である。

次に、隼人郡に居住していた隼人系住民の編戸の問題についてである。大宝年間において、広域の薩摩地方に居住する隼人が戸籍登載された可能性が高い点、隼人郡において年令・性別に基づいた賑給が行われている点から⁽⁴⁹⁾、大隅・薩摩隼人は柵戸と同じく編戸さ

れた「百姓」身分であつたとみて差し支えない。一方、隼人と柵戸は、その負担体系が大きく異なる。同じく、通常は令制的調庸賦課が行われた（史料¹⁶）。それに對し、大隅・薩摩隼人は令制的調庸ではなく隼人独自の賦課が存在し、それが史料¹⁷に記載されている「隼人之調」であった。

本条の「隼人之調」について、従来の先行研究ではそのほとんどが隼人の朝貢時のミツキと解釈している。しかし、ミツキとは、「天皇へ服属の証としてたてまる貢献物」で、隼人のミツキの貢納はすべて「貢」と表記されている。それに対し、「隼人之調」は、「貢」すものではなく、田租や調庸のように「輸」すものである。朝貢時のミツキでないことは明らかである。

「隼人之調」は延暦十一年条及び延喜式記載の「隼人調布」、そして大宰府における調綿京進史料を踏まえて考えると、大隅・薩摩隼人に賦課され、大宰府に輸納されたものと考えられる。そして、大宰府に集積された「隼人之調」は、府で消費される分を除き京進されたとみられる。

本章の検討から、大隅・薩摩隼人は編戸されていながら令制的調庸が免除され、代わりに「隼人之調」という特殊な賦課が行われていたことが明らかとなつた。この点は朝貢・在京勤務と共に、隼人支配の特質の一つと評価することができ、隼人と柵戸両者の支配体制が

明確に異なつていたことを端的に示す。

註

(1) 井上辰雄①「薩摩国正税帳をめぐる諸問題－隼人統治を中心として－」(同『正税帳の研究』律令時代の『地方政府』) 塙書房 一九六七)、②『隼人と大和王権』学生社 一九七四。

井上氏は①において、五つの残簡からなる本正税帳をA～Eに分類し、A・B文書を国府所在の高城郡、D文書を肥後国に隣接する出水郡、河辺郡初表示が記されているE文書を阿多・河辺郡のものと結論付けた。またC文書は大領に「薩麻君福志麻呂」が任命されており点から、薩摩郡のものと推定している。本稿では井上氏の残簡整理に従う。

(2) ..前掲(1) -①井上論文。

(3) ..拙稿「文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱更国の成立」(『歴史』一二一 二〇一三)

(4) ..中村明蔵「薩摩国の成立について」(同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版 一九八六)

(5) ..前掲(1) -①井上論文。なお、永山修一氏は出水郡の郡名に肥後国郡名と一致するものを確認することができないという点を最大の根拠とし、出水郡が置かれた地域は、薩摩国成立以前から「肥後系」の勢力が力をもつていた地域であると解釈し、柵戸といつた計画的移住は行われなかつたとしている。しかし、陸奥国長岡郡や出羽国出羽郡・秋田郡のように、柵戸の移配が行われながら郡名に他国の郡名と一致する

ものが一つもない郡が存在する。これらの点から、永山説の最大の根拠は失われる(「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』同成社 二〇〇九 初出)、
『新編日本紀』天平宝字八年(七六四)正月丙辰(十八)条に「大隅・薩摩等隼人相替。授_ニ外從五位上公乎佐外正五位下、外正六位上薩摩公鷹白、薩摩公宇志並外從五位下。」とあり、隼人の朝貢の際に前公乎佐・薩摩公鷹白・薩摩公宇志がそれぞれ昇叙。この三名は史料⁵に記されている「少領外正七位下勲八等前君乎佐」、「少領外從八位下勲十等薩麻君鷹口」(透過光写真により「白」の残画が確認されている(『新日本古典文学大系 続日本紀 三』補注「二十五五」))、

「主政外少初位薩摩君宇志志」とそれぞれ同一人物と考えられている(前掲『隼人の研究』)。 (7) ..前掲(1) 井上論文、中村明蔵「大隅と阿多」(同『隼人の研究』学生社 一九七七)。

(8) ..前掲(1) -①②井上論文、中村明蔵「隼人の反乱をめぐる諸問題」(同『隼人の研究』学生社 一九七七)。

(9) ..前掲(1) -②井上論文。井上氏は、大分郷は豊後国大分郡、答西郷は豊前国上毛郡多布郷、仲川郷は豊前国仲津郡との関係をそれぞれ指摘。

(10) ..鈴木拓也「古代東北の城柵と移民政策」(同『古代東北の支配構造』吉川弘文館 一九九八)。

(11) .. ①九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報』(2)『九州歴史資料館』一九八五②同『大宰府政庁周辺官衙跡III・不丁地区遺構編』九州歴史資料館二〇一二、③同『大宰府政庁周辺官衙跡V・不丁地区遺物編2』九州歴史資料館二〇一四。

(12) .. 前掲(7)中村論文。

(13) .. 黒之瀬戸の北に位置する天草諸島の長島は、現在は鹿児島県出水郡長島・東町に属する。しかし、『続日本紀』宝亀九年(七七八)十一月乙卯(十三)条によると、遣唐大使藤原清河らが「肥後国天草郡西仲島」に漂着したとある。「仲島」は現在の長島に比定されており、古代において天草郡に属していたと考えられている。

(14) .. 前掲(5)永山論文。一方で、永山氏は「隼人世界」の領域に出水郡が置かれた地域は含まれなかつたとしているが、根拠が不明確で賛同できない。

(15) .. 前掲(3)拙稿。

(16) .. 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集・歴史学・地理学』一一一九九〇)。

(17) .. 前掲(1)②井上論文、中村明蔵①「律令制と隼人支配について」(薩摩国の租の賦課をめぐって)(同『隼人の研究』学生社一九七七)、②「隼人國の租の賦課についての再論」(同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版一九八六)、伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』四一九八四)、奥野中彦「薩摩国正

(18) .. 宮原武夫「律令国家と辺要・班田免除と租調庸賦課」(同『古代東国の調庸と農民』岩田書院二〇一四初出..一九八六)。

(19) .. 拙稿「大隅・薩摩隼人の朝貢制における諸問題—朝貢停止の意義と「上番」説の検討を中心に」(『アジア文化史研究』十六二〇一六)

(20) .. 前掲(17)奥野論文。

(21) .. 前掲(16)熊谷論文。

(22) .. 『続日本紀』天平九年(七三七)四月戊午(十四)条に「田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人」とある。

(23) .. 前掲(1)①②井上論文。

(24) .. 前掲(17)中村論文。

(25) .. 中村明蔵「天平期の隼人」(同『隼人と律令国家』名著出版一九九三)

(26) .. 前掲(17)伊藤論文。

(27) .. 永山修一「隼人支配の特質」(同『隼人と古代日本』同成社二〇〇九初出..一九九一・一九九二)

(28) .. 菊池達也「律令国家の九州南部支配」(『九州史学』一六八二〇一四)。

(29) .. 前掲(3)拙稿。

(30) .. 伊藤循「書評 永山修一『隼人と古代日本』」(『歴史学研究』八八三、二〇一一)。

(31) .. 脱稿後、菊池達也「桓武・平城期における対隼人政策の諸問題」(『ヒストリア』二五六、二〇一六)に接した。菊池氏も天平二年条および延暦十九年条の「百姓」について、「隼人」と柵戸の両者が含まれると指摘している。合わせて参考されたい。

(32) .. 前掲(11)①。九州歴史資料館において松川博一氏の指導のもと、実物調査を行つた。

(33) .. 前掲(11)①。

(34) .. 前掲(25)中村論文、(28)菊池論文。

(35) .. 前掲(27)永山論文。永山氏もほぼ同様の指摘をしている。ただし、永山氏は隼人郡における造籍は不充分であつたという立場を取るが、筆者は大隅・薩摩隼人は遅くとも天平期には編戸されていたと考える。

(36) .. 前掲(1)②井上論文。

(37) .. 前掲(17)中村論文。

(38) .. 前掲(17)伊藤論文、(27)永山論文。

(39) .. 前掲(18)宮原論文。

(40) .. 石上英一①「日本古代における調庸制の特質

日本古代における調庸制の特質(「1973年度歴史研究会大会報告」歴史における民族と民主主義)古代史部会「日本古代における律令制支配の特質と展開」

(『歴史学研究』別冊特集 一九七三)、②「古代にお

ける日本の税制と新羅の税制」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎 一九七四)

(41) .. 『続日本紀』天平勝宝六年(七五四)九月丁未(十五)条、天平神護二年(七六六)六月庚戌(三十六)条等。

(42) .. 『続日本紀』和銅七年(七一四)正月甲申(三十五)条、同年二月庚寅(二)条、靈龜元年(七一五)五月辛巳朔条等。

(43) .. 前掲(40)①石上論文。

(44) .. 前掲(27)永山論文。

(45) .. 平野邦雄「大宰府の徵税機構」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館一九六九)、佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論(主に財政面から)」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良・平安時代史論集 下巻』吉川弘文館 一九八四)。

(46) .. 延喜主計寮式に規定されている大隅・薩摩国の調庸の品目は以下の通りである。

●延喜主計寮式73大隅国条
大隅国(行程、上十二日、下六日。)

調、綿、布。
庸、綿、布。
中男作物、紙。

●延喜主計寮式 74 薩摩国条

薩摩国（行程、上十二日、下六日。）

調、塩三斛三斗・自余輸_ニ綿・布一。
庸、綿・紙・蓆。

このうち、天平八年度「薩麻国正税帳」によると、高城郡において「検校庸蓆」が行われていることが分かる。また、史料18において、「桑麻損尽」を理由に日向・大隅・薩摩三国の柵戸の調庸が免除されている点から、主要な調庸の品目は、桑・麻を原材料とする絹・布製品であったと井上・中村氏は指摘している（前掲『1』井上論文、『25』中村論文）。

(47) .. 前掲 (45) 平野・佐々木論文。平城宮出土の調錦京進木簡は、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後のみで、日向・大隅・薩摩のものは存在しない。また、『政事要略』五十三交替雜事延喜十四年八月八日条の諸国地子交易絹綿価数においても六国のみが記されている。(48) 前掲 (1) ①井上論文。(49) .. 前掲 (28) 菊池論文。

第四章 大隅・薩摩隼人の朝貢制と

九世紀初頭における転換

序論

八世紀の大隅・薩摩両国に居住する隼人には、朝貢とそれに伴う在京勤務が課されていた。朝貢とは、古代における政治儀礼の一形態で、服属国・服属集団が上京して天子に謁見し（「朝」）、服属の証としての貢納物であるミツキをおさめること（「貢」）を意味する。古代王権は、隼人や蝦夷といった列島の周縁に居住する人々、さらには新羅・渤海等の朝鮮諸国に対し朝貢を強制させることによって、彼らとの服属関係を形成・維持しようとしたのである。

隼人の朝貢が本格的にみえるのは天武・持統朝からである⁽¹⁾。そして、靈亀二年（七一六）の格において、朝貢と在京勤務の期間が六年と定められた（『続日本紀』靈亀元年五月辛卯条）。以後、大隅・薩摩隼人の来朝（いわゆる朝貢隼人）は、史料上において計一回確認することができる。しかし、延暦二十年（八〇一）に入朝停止が決定し（『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人延暦二十年六月壬寅条）、天武朝頃から続く隼人の朝貢が、この時終わりをむかえるのであつた。そしてこれ以降、中央における隼人政策は大きく変化する。まず、朝貢停止の四年後の延暦二十四年（八〇五）

正月には、大替隼人（朝貢隼人）の風俗歌舞奏上が停止され（『日本後紀』延暦二十四年正月乙酉条）、十二月には隼人司に上番する隼人の減員が決定する（『日本後紀』延暦二十四年十二月壬寅条）。また、大同三年（八〇八）正月には隼人司が廃止され、同年七月に兵部省被管として再置される（狩野文庫本『類聚三代格』卷四 大同三年七月二十六日太政官奏）。

隼人研究において、これらの隼人政策が行われた平安初期は、隼人支配の転換期の一つと考えられている。その中で特に問題となつてているのが、朝貢停止と延暦十九年（八〇〇）の大隅・薩摩両国における班田制施行との関連についてである。

隼人が居住していた大隅・薩摩両国は、建国から約一世紀近く班田制が実施されず、両国に居住する「百姓」が有するとされる田は、全て墾田であつた（『続日本紀』天平二年三月辛卯条）。両国の班田制は延暦十九年によく施行されるが（『類聚国史』卷一五九 口分田延暦十九年十二月辛未条）、この年は朝貢停止の前年に当っている。そのため、隼人の朝貢停止と両国における班田制の施行は密接な関係があると考えられてきたが⁽²⁾、本論ではこの点について再検討を行いたい。さて、隼人の入朝停止を考える上で看過してならないのが、ミツキ貢納や来朝時の風俗歌舞奏上といった一連の朝貢儀礼が廃止されたという点である。従来の研究では朝貢停止の原因を、先に述べた班田制施行との関連から考察を行つており、朝貢儀礼廃止の意義に

ついて具体的に言及したものは、管見の限りほとんど存在しない。本論で具体的に述べるが、これら一連の

儀礼は、隼人との服属関係を維持・形成するという目的の他に、官人や宮都に住む人々に対し、天皇権威を可視的に示すという重要な意味を有していたと考えられる。

また、延暦二十年の朝貢停止によつて、隼人の儀式参加のあり方も大きく変化すると考えられ、それを端的に示すのが今来隼人の成立である。

近年、鈴木拓也氏は延喜隼人式にみられる今来隼人とは朝貢隼人そのものではなく、隼人の朝貢を停止する際に南九州から來朝してきた隼人の一部を定住させたものと述べている。そして、古代王権は彼らによつて、儀式や行幸において必要とされる呪力に満ちた吠声を確保しようとしたと結論付けている⁽³⁾。

●史料 1 『続日本紀』靈亀二年（七一六）五月辛卯（十六）条
辛卯、（中略）言_二大宰府_一、（中略）又薩摩・大隅二国貢隼人、已經_二八歳_一、道路遙隔、去來不便。或父母老疾、或妻子單貧。請、限_二六年_一相替。並許_レ之。

本条によると、大隅・薩摩隼人が上京してすでに八年を経過しており、故郷に残っている父母や妻子が困窮しているため、六年を期限として相替するよう大宰府から申請があり、裁可された。ここでいう「已經_二八歳_一」というのは、和銅二年（七〇九）に上京し（『續日本紀』和銅二年十月戊申条）、翌年の元日朝賀に参列した隼人が八年間在京していることを指す。

本条によつて、大隅・薩摩隼人は、朝貢の後に六年間在京し、次の朝貢が行われた際に帰国するという六年相替制が定められた。

六年相替制以後の隼人の朝貢史料は、計十一例確認することができ、以下に掲げる。

筆者は、王権の朝貢隼人に対する必要性は、延暦二十年の段階で既に低下していたとみている。この点を先にあげた朝貢儀礼廃止や、九世紀初頭における隼人政策の転換を踏まえ、本論において具体的に論証して

いきたい。

第一節 隼人の朝貢形態とその意義

1 大隅・薩摩隼人の朝貢形態

はじめに、隼人の六年相替制が定められた、『続日本紀』靈亀二年五月辛卯条をみていただきたい。

史料2 隼人朝貢史料

①『続日本紀』養老元年（七一七）四月甲午（二十
五）条

甲午、天皇御_ニ西朝_一。大隅・薩摩二国隼人等、
奏_ニ風俗歌舞_一。授_レ位賜_レ祿各有_レ差。

②『続日本紀』養老七年（七二三）五月辛巳（十七）
条

辛巳、大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢。

同年五月甲申（二十）条

甲申、賜_ニ饗於隼人_一。各奏_ニ其風俗歌舞_一。曾帥

卅四人、叙_レ位賜_レ祿、人有_レ差。

同年六月庚子（七）条

六月庚子、隼人帰_レ郷。

③『続日本紀』天平元年（七二九）六月庚辰（二十
一）条

庚辰、薩摩隼人等貢_ニ調物_一。

同年六月癸未（二十四）条

癸未、天皇御_ニ大極殿閣門_一。隼人等奏_ニ風俗歌
舞_一。

同年六月甲申（二十五）条

甲申、隼人等授_レ位賜_レ祿各有_レ差。

同年七月己酉（二十）条

秋七月己酉、大隅隼人等貢_ニ調物_一。

同年七月辛亥（二十二）条
辛亥、大隅隼人始櫛郡少領外從七位下勲七等加
志君和多利、外從七位上佐須岐君夜麻等久々壳
並授_ニ外從五位下_一。自餘叙_レ位賜_レ祿亦各有_レ差。

④『続日本紀』天平七年（七三五）七月己卯（三十
六）条

秋七月己卯、大隅・薩摩二国隼人二百九十六人
入朝。貢_ニ調物_一。

同年八月辛卯（八）条

辛卯、天皇御_ニ大極殿_一。大隅・薩摩二国隼人等、
奏_ニ方樂_一。

同年八月壬辰（九）条

壬辰、賜_ニ二国隼人三百八十二人爵并祿_一、各有
_レ差。

⑤『続日本紀』天平十五年（七四三）七月庚子（三）
条

庚子、天皇御_ニ石原宮_一、賜_ニ饗於隼人等_一。授_ニ

正五位上佐伯宿禰清麻呂從四位下、外從五位下
葛井連廣成從五位下、外從五位下曾乃君多利志
佐外正五位上、外正六位上前君乎佐外從五位下、
外從五位上佐須岐君夜麻等久々壳外正五位下_一。

⑥『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）八月壬午（三

十一）条

壬午、大隅・薩摩両国隼人等貢_二御調_一、并奏_二

土風歌舞_一。

同年八月癸未（三十二）条

癸未、詔、授_二外正五位上曾乃君多利志佐從五

位下、外從五位下前君乎佐外從五位上、外正六

位上曾県主岐直志日羽志、加祢保佐並外從五位

下_一。

⑦『続日本紀』天平宝字八年（七六四）正月丙辰（十
八）条

丙辰、大隅・薩摩等隼人相替。授_二外從五位上
前公乎佐外正五位下、外正六位上薩摩公鷹白。
薩摩公宇志並外從五位下_一。

⑧『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月庚寅
(二十六) 条

庚寅、天皇臨_レ軒。大隅・薩摩隼人奏_二俗伎_一。
外從五位下薩摩公鷹白・加志公鳴麻呂並授_二外
從五位上_一。正六位上餌隼人麻比古、外正六位
上薩摩公久奈都・曾公足麿・大住直倭、上正六位
上大住忌寸三行並外從五位下_一。自餘隼人等賜_レ
物有_レ差。

⑨『続日本紀』宝亀七年（七七六）二月丙寅（八）

条

丙寅、御_二南門_一。大隅・薩摩隼人奏_二俗伎_一。

同年二月戊辰（十）条

戊辰、外從五位下大住忌寸三行・大住直倭並授_二

外從五位上_一。外正六位上薩摩公豐繼外從五位
下_一。自餘八人各有_レ差。

⑩『続日本紀』延暦二年（七八三）正月乙巳（二十
八）条

乙巳、饗_二大隅・薩摩隼人等於朝堂_一。其儀如_レ
常。天皇御_二閑門_一而臨觀。詔、進_レ階賜_レ物各有
差。

⑪『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦十二
年（七九三）二月己未（十）条

己未、大隅國曾於郡大領外正六位上曾乃君牛養
授_二外從五位下_一。以下率_二隼人_一入朝_上也。

以上の史料を通覧すると、朝貢儀礼の内容で特徴的なものとして、隼人側のミツキ（「調物」・「御調」）の貢納（③④⑥）と風俗歌舞（「方樂」・「土風歌舞」・「俗伎」）の奏上（①②③④⑥⑧⑨）、王権側の叙位・賜禄・賜饗（①～⑪）があげられる。以下ではこれらの意義について考察を行いたい。

まず、隼人が貢納するミツキに関して、石上英一氏の研究を踏まえながら検討する。

天平宝字四年（七六〇）に新羅使が来日した際、日本は新羅使に対し、朝貢の四条件である「専対之人、忠信之礼、仍旧之調、明驗之言」を全て満たすよう新羅側に要求した（『続日本紀』天平宝字四年九月癸卯条）。ここで注目したいのは、「仍旧之調」である。石上氏はこの「調」が賦役令に規定されている調とは異なり、服属国・服属集団の服属儀礼における貢納物を意味する「ミツキ」であるとする。そして、蝦夷・隼人が貢納した「方物」・「調物」・「御調」も、服属の証としてのミツキであつたと述べている⁽⁴⁾。首肯すべき見解であろう。

次に風俗歌舞の奏上についてみていただき。史料2によると、「天皇御_ニ西朝」（①）・「天皇御_ニ大極殿閣門」（③）・「天皇御_ニ大極殿」（④）・「天皇臨軒」（⑧）・「御_ニ南門」（⑨）とあるように、風俗歌舞は天皇出御のもとで行われたことが分かる⁽⁵⁾。風俗歌舞の意義を考える際に取りあげるべき史料が、『日本書紀』のいわゆる海幸・山幸神話の一節である。

●史料3　『日本書紀』神代下 第十段 一書第四
弟居_レ浜而嘯之。時迅風忽起、兄則溺苦。無_レ由可_レ生。便遙請_レ弟曰、汝久居_ニ海原。必有_ニ善術。願以救之。若活_レ我者、吾生兒八十連属、不_レ離_ニ汝之垣邊、當_レ為_ニ俳優之民_ニ也。於是、弟嘯已停、而風亦還息。（中略）於是兄著_ニ

犢鼻_ニ、以_レ赭塗_レ掌塗_レ面、告_ニ其弟_ニ曰、吾汚_レ身如_レ此。永為_ニ汝俳優者_ニ。乃舉_レ足踏行、學_ニ其溺苦之状_ニ。初潮漬_レ足時、則為_ニ足占_ニ、至_レ膝_ニ時、則舉_レ足、至_レ股時、則走廻、至_レ腰時、則捫_レ腰、至_レ腋時、則置_ニ手於胸、至_レ頸時、則舉_レ手飄掌。自_レ爾及_レ今、曾無_ニ廢絕_ニ。

史料3には、兄のホノスソリノミコト（「我」・「吾」・「兄」）が天皇家の祖先で弟のヒコホホデミノミコト（「弟」・「汝」）に服従する様子が記されている。本条によると、ホノスソリノミコトは「俳優之民」として、子々孫々現代にいたるまで、天皇の傍で溺れ苦しむ様を演じることを誓つたとされる。ホノスソリノミコトは隼人の祖先とされており（『日本書紀』神代下第九段本文）、本史料は隼人の服属説話と理解されている。中村明蔵・今泉隆雄両氏は、来朝時に奏上する隼人の風俗歌舞は本説話に基づくもので、天皇への服属を意味したと指摘している⁽⁶⁾。

歌舞の奏上の多くはミツキ貢納のほぼ数日後に行われており、史料2-⑥の天平勝宝元年八月条にいたつては、同日中に行われている。すなわち、ミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、天皇への服属を誓約することを意味する一連の儀礼とみて間違いないまい。

隼人によるミツキの貢納・風俗歌舞奏上の後、王権の返礼として隼人に対する叙位・賜禄・賜饗等が行われる。その後、六年間の在京勤務を行い、次の朝貢が行われ

た際に帰郷する（史料2-②）というのが、隼人の朝貢儀礼の基本的な流れである。

2 朝貢儀礼における朝堂院入場と官人参列

隼人にミツキ貢納・風俗歌舞奏上を行わせることによつて、古代王権は隼人とその支配関係を形成・維持していった。一方、これら隼人の朝貢儀礼は、官人や宮都に住む人々に対し、天皇権威を可視的に示すという意味も有していたと考える。

隼人の朝貢儀礼は史料2-⑩に「饗_ニ大隅薩摩隼人等於朝堂_ニ其儀如_レ常。」とあることから、原則として朝堂院内において行われた。そして、隼人が朝堂院に入場する際には、京内の朱雀大路を通ったと考えられる。

『続日本紀』和銅三年（七一〇）正月壬子朔条によると、元日朝賀儀の際に隼人と蝦夷が左右將軍と諸国の騎兵に率いられて朱雀大路を通つて朝堂院に入場し、元日朝賀に参列した（『続日本紀』和銅三年正月壬子朔条）。本史料は元日朝賀の事例で、左右將軍と諸國騎兵が動員されたという点に関しては特殊なものと考えられる。一方で、朝堂院に入場する際に朱雀大路を通つたという点に関しては、朝貢時においても同様であつたと考へる。

隼人は来朝して朝貢儀礼を行う際、京内の中心的街路である朱雀大路を通つて朝堂院に入場したが、当然その光景は京内に住む人々によつて見られたであろう。

熊谷公男氏は、蝦夷の上京朝貢の性格について、古代国家の支配秩序を官人や都の人々に可視的に示して王権の権威を高めようしたもので、政治的セレモニーとしての性格が強いと指摘している⁽⁷⁾。隼人の朝貢も同様で、入朝した隼人を京内の人々に見せることにより、「天皇権威が隼人の居住する南九州にまで及んでいた」ことを可視的に示すという、古代王権の意図が存在したと考えられる。

次に、朝貢儀礼における官人参列の有無についても言及したい。史料2の隼人朝貢史料から、風俗歌舞奏上といつた服属儀礼が天皇出御を伴うものであつたことは先述したが、官人の参列を明記する史料は確認できぬ。しかし、王都への朝貢は、王権と隼人の朝貢制的な支配関係を王都で行われる儀礼を通じ、人々に視覚的に示すことを主目的としたもので、政治的・象徴的な性格を強くもつっていた⁽⁸⁾。そのため、天皇出御のもとで行うこれらの儀礼において、官人等の参列者がいなないということは考えにくい。やはり、朝貢儀礼において、官人の参列もあつたとみるべきであろう。

古代王権は、「天皇が隼人を支配している」という天皇権威を、服属儀礼を通して官人達に示し、君臣関係上下の秩序の保持・強化を図つたと考えられる。

3 蝦夷の朝貢と隼人「上番」説の検討

古代において隼人の他に、東北地方に居住する蝦夷に対しても、朝貢制が行われていたことが知られている。

る。近年、菊池達也氏は、隼人と蝦夷の朝貢史料の比較検討を行い、靈龜二年の六年相替制の確立以降、隼人の来朝は蝦夷等と異なり、「朝貢」ではなく「上番」と捉えるべきであるという新しい見解を提示した（⁹）。菊池氏は隼人を上京させる最大の目的は、在京勤務であるとする。

奄美・夜久・度感・信覺・球美等、來朝各貢
方物。其儀、朱雀門左右、陣_二列鼓吹・騎兵_一。
元會之日、用_二鉦鼓_一、自_レ是始矣。

高年正月戊戌（十五）条
戊戌、蝦夷及南嶋七十七人、授レ位有レ差。

扶桑略記』養老二年（七一八）八月乙亥（十四）
乙亥日、出羽并渡鳴蝦夷八十七人來、貢馬千
疋。則授位・祿。

④『続日本紀』神護景雲二年（七六九）正月辛未（一）

●史料4 菊池説の検討を行うにあたり、八世紀における蝦夷の朝貢関係史料を概観し、隼人の朝貢儀礼との比較を行いたい。

●史料4 蝦夷朝貢關係史料

『続日本紀』和銅三年（七一〇）正月壬子朔条
三年春正月壬子朔、天皇御二大極殿一受レ朝。隼
人・蝦夷等、亦在レ列。左将軍正五位上大伴宿
禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五
位下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬
養等、於二皇城門外朱雀路東西一分頭、陳二列騎
兵、引二隼人・蝦夷等一而進。

丁卯、天皇御二重閣門一、賜二宴文武百官并隼人・
蝦夷一、奏諸方樂一。從五位已上賜三衣一襲一。
隼人・蝦夷等、亦授レ位賜レ祿各有レ差。

②『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申朔条
靈龜元年春正月甲申朔、天皇御二大極殿一受^レ朝。
皇太子始加^二礼服^一拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋

同年正月丙子(七)条
丙子、御_二法王宮_一、宴_二於五位已上_一。道鏡、_与
_二五位已上摺衣人一領、蝦夷絳袍人一領_一。賜_二
左右大臣綿各一千屯_一。大納言已下亦有レ差。
同年正月丙戌(十七)条
丙戌、御_二東院_一、賜_二宴於侍臣_一。饗_二文武百官
主典已上、陸奥蝦夷於朝堂_一。賜_二蝦夷爵及物_一、
各有レ差。

文武百官、渤海蕃客、陸奥・出羽蝦夷、各依儀拝賀。宴_ニ次侍從已上於内裏_一。賜_レ物有_レ差。

同年正月丁酉（十六）条

丁酉、（中略）陸奥・出羽蝦夷帰郷。賜_ニ爵及物_一有_レ差。

⑦『続日本紀』宝亀四年（七七三）正月丁丑朔条

四年春正月丁丑朔、御_ニ大極殿_一受_レ朝。文武百官及陸奥・出羽夷俘、各依_レ儀拝賀。宴_ニ五位已上於内裏_一、賜_レ被。

同年正月庚辰（十四）条

庚辰、陸奥・出羽蝦夷俘囚帰郷。叙_レ位、賜_レ祿有_レ差。

⑧『続日本紀』宝亀五年（七七四）正月丙辰（十六）条

丙辰、宴_ニ五位已上於楊梅宮_一、饗_ニ出羽蝦夷俘囚於朝堂_一。叙_レ位、賜_レ祿有_レ差。

同年正月庚申（二十）条

庚申、詔、停_ニ蝦夷俘囚入朝_一。

蝦夷の朝貢に関しては、今泉隆雄氏と熊谷公男氏の研究が存在する。

今泉氏は、史料4-③を除くすべてが正月行事に参列している点から、蝦夷の朝貢は七世紀後半頃から毎年定期的に行われ、正月行事への参列が原則であった

と指摘する⁽¹⁰⁾。

熊谷氏は今泉説を継承しながら、氏が述べている「正月行事への参列」という捉え方には曖昧さが残ると指摘している。そして、特定の節会への参加が定例となつていい点（史料4-⑤が十六日踏歌節会、④が七日白馬節会等）、蝦夷だけを対象とした饗給・叙位が行われている点（史料4-⑧）から、蝦夷の上京朝貢の中心は朝賀への参列であり、節会への参列はそれに對する王権側の返礼の一形態にすぎなかつたと結論付けていい⁽¹¹⁾。

史料4-①和銅三年条によると、隼人が蝦夷と共に元日朝賀儀に参列していることが分かる。しかし、史料上確認することができる隼人の朝賀参列は本条のみである。隼人は朝賀において、朝堂院正門外に陣列しきる。史料4-①の朝賀への参列は特殊な例と評価すべきであろう⁽¹²⁾。

隼人と蝦夷の朝貢儀礼を比較すると、隼人の朝貢は基本的に単独で行われるのに対し、蝦夷の場合は文武百官等と共に朝賀に参列し、その際にミツキ（「方物」）の貢納が行われたと考えられている⁽¹³⁾。また、隼人は朝貢後六年間の在京勤務を行ったのに対し、蝦夷にはそのような役割は存在せず、賜饗・叙位・賜祿後に帰郷した（史料4-⑤）。

以上の考察を踏まえ、改めて菊池説の検討を行いたい。菊池氏は隼人の在京勤務を重視し、史料2にみえた

る隼人の来朝を「朝貢」とするのではなく「上番」という言葉を用いた方が適切であると述べている。

筆者は、在京勤務を隼人支配の特殊性と評価する点に関しては賛同する。しかし、隼人の来朝を「朝貢」ではなく「上番」とする見解は、率直にいって賛同できない。

まず、先にあげた史料2-②養老七年五月辛巳条には、「大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢」とあり、隼人の来朝をはつきりと「朝貢」と明記している¹⁴⁾。また、「朝貢」とは、来朝してミツキを貢納することを意味するが、実際に隼人がミツキを貢納したことは、史料2-③④⑥から明らかである。隼人の朝貢時に行われるミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、王権への服属を意味する重要な政治儀礼であり、天皇出御を伴うものであつた（史料2-①③④⑧⑨）。隼人の来朝を「上番」とするのは、これら一連の儀礼を軽視した解釈といえる。以上の点から、隼人の来朝とそれに伴うミツキの貢納・風俗歌舞の奏上といった諸儀礼は、朝貢と称して何ら問題はない。

近年、隼人の在京勤務を特に重視し、隼人の上京は「朝貢」ではなく、「上番」という言葉を用いるべきであるという見解が提示されている。確かに隼人の在京勤務は蝦夷にはみられず、隼人支配の特殊性と評価しきてよいであろう。しかし、隼人の来朝を「朝貢」と明記する史料が存在し（史料2-②）、朝貢の本義であるミツキの貢納を隼人が実際に行っている（史料2-③④⑥）。これらの点から、隼人の来朝とそれに伴う諸儀礼は、朝貢と称して何ら問題はなく、「上番」と捉える見解には賛同できない。

小結

八世紀における大隅・薩摩隼人の朝貢形態とその意義について、蝦夷の入朝史料等の比較や近年の研究動向を踏まえながら考察を行つた。

大隅・薩摩隼人の朝貢儀礼は、隼人側のミツキの貢納と風俗歌舞の奏上が行われ、王権への服属を意味する

第二節 延暦二十年における朝貢停止の問題

1 八世紀後半における隼人の朝貢

隼人の朝貢は、史料2-⑪の延暦十二年以降、史料上確認することができず、その八年後の延暦二十年（八〇一）六月に、朝貢停止が決定する。

●史料 5 『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延
暦二十年（八〇二）六月壬寅（十二）条
壬寅、停_三大宰府進_二隼人_一。

これにより、天武朝から続く隼人の朝貢制は終わりを告げることになる。以下では諸先行研究を踏まえながら、隼人の朝貢停止の意義に関する問題の所在を明らかにしたい。

さて、隼人の朝貢は靈亀二年格（史料 1）によつて、六年相替制が定められた。しかし、史料 2を見る限り、必ずしも規定通りには行われていない。特に八世紀後半の宝亀₁延暦期にかけて、六年相替制が崩れしていく傾向にある。

八世紀後半の朝貢の間隔を箇条書きにして示したが、これらをみると、宝亀七年の朝貢から朝貢年数に遅れが出はじめ、特に延暦二年（七八三）～延暦十二年（七九三）までの間は十年も間隔が空いている。そして、史料 2-⑪の延暦十二年は確認できる最後の朝貢史料で、八年後の延暦二十年に隼人の朝貢停止が決定する。通説では延暦十二年が最後の朝貢と考えられているが¹⁵、永山修一氏は、『類聚国史』延暦十一年八月壬寅条を最大の根拠として、延暦十二年の六年後の延暦十八年前後に朝貢が行われたと推測しているのである¹⁶。

●神護景雲三年（七六九）【史料 2-⑧】

←七年

●宝亀七年（七七六）【史料 2-⑨】

←七年

●延暦二年（七八三）【史料 2-⑩】

←十年

●史料 6 『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延
暦十一年（七九二）八月壬寅（二十）条

壬寅、制、頃年、隼人之調、或輸或不_レ輸。於_二政事_一、甚涉_二不平_一。自今以後、宜_レ令_二偏輸_一。

史料 6によると、「隼人之調」が近年、「或輸或不_レ輸」という状況であるため、「偏輸」するよう定められたことが記されている。

永山氏は本史料の「隼人之調」を朝貢時のミツキと解釈し、「隼人之調」を規定通り六年ごとに貢納するよ

●延暦十二年（七九三）【史料 2-⑪】

う命じたものが、延暦十一年の制であると述べている。

そして、翌年の延暦十二年（七九三）に隼人の朝貢が行われ（史料2-⑪）、史料上確認することができないが、その六年後の延暦十八年前後に朝貢が行われたと推測している。

しかし、先述した永山説は、先に掲げた延暦十一年条の史料解釈に最大の問題がある。氏は「隼人之調」を朝貢時のミツキと捉え、本史料を隼人の朝貢関係史料と解釈している。しかし、第三章において検討したが、ミツキとは「天皇へ服属の証としてたてまつる貢献物」で、隼人のミツキの貢納もすべて「貢」と表記されている（史料2-③④⑥）。それに対し、本条の「隼人之調」は、「貢」ではなく、田租や調庸のように「輸」と記されており¹⁷、朝貢時のミツキでないことは明らかである。すなわち、史料6の延暦十一年制は朝貢關係史料ではなく、本史料を根拠として延暦十八年前後に朝貢が行われたという、永山氏の解釈は成立しない。

以上の点から、隼人の最後の朝貢は、通説通り延暦十二年と筆者は考える。隼人の六年相替制は、八世紀後半頃から次第に規定通り行われなくなり、延暦二十年に隼人の朝貢停止が決定するのである。

2 隼人の朝貢停止と

大隅・薩摩両国における班田制施行

隼人の朝貢停止の意義を考察する上で、関連が深いと考えられてきた史料が、『続日本紀』天平二年三月辛卯条と『類聚国史』延暦十九年十二月辛未条に記されている、大隅・薩摩両国の墾田と「百姓」である。

●史料7 大隅・薩摩両国墾田制史料

①『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯（七）条

大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建^レ国以来、未^ニ曾^レ班^ニ田。其所^レ有田、悉是墾田。相承為^レ佃、不^レ願^ニ改動^一。若從^ニ班授^一、恐多^ニ喧訴^一。於^レ是、隨^レ旧不^レ動。各令^ニ自佃^一焉。

②『類聚国史』卷一五九 口分田 延暦十九年（八〇〇）十二月辛未（七）条

收^ニ大隅・薩摩両国百姓墾田^一、便授^ニ口分^一。

史料7-①によると、大隅・薩摩両国の「百姓」の田は全て墾田で、もし収公したら反発が予想されると大宰府から報告があった。朝廷はこれに基づき、従来通り墾田を耕作させるよう決定し、両国の口分田班給は、史料7-②の延暦十九年（八〇〇）によく実施される。すなわち、大隅・薩摩両国は建国から約一世紀近く、班田制が行われていなかつたことが分かる。さて、

ここで注視すべきなのが、班田制が施行された翌年に、隼人の朝貢制が停止された点である。

周知の通り、八世紀の両国は隼人支配という役割を担う国であった。そのため多くの先行研究では、史料7を隼人関係史料と捉え、両国における班田制施行と朝貢制の停止は密接な関係があると解釈されてきた¹⁸。代表的なものとして、中村氏と永山氏の先行研究があげられる。

中村氏は大隅・薩摩両国における墾田制を隼人にに対する特殊な支配体制（「非律令制的性格」と評価し、班田制の代わりの政策として朝貢制が行われたとする。そして、両国における班田制施行と史料5の朝貢停止は、隼人に対する律令制的支配の適用を意味すると評価している¹⁹。

永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかつたという立場をとる。そして、班田制適用と朝貢の停止によつて律令制的賦課が行われ、隼人の公民化が完遂したと解釈し、以後彼らは「隼人」と呼称されることはなくなると述べている²⁰。

中村・永山氏をはじめ、史料7-②の大隅・薩摩両国における班田制施行と隼人の朝貢停止を結びつける解釈に共通するのは、史料7-①②の墾田を有するとされる「百姓」を隼人と限定的に解釈している点である。史料7-①②の「百姓」の内実については第三章において具体的に検討をしている。以下では「百姓」を

隼人と限定的に解釈する先行研究の再検討を、第三章の内容も踏まえながら行う。

最初に注目したい史料が、柵戸と「百姓」の関係を記した『続日本紀』天平宝字四年十月癸酉条である。

●史料8 『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）十月癸酉（十七）条

癸酉、陸奥柵戸百姓等言、遠離_ニ郷閑_一、傍無_ニ親情_一。吉凶_二相問_一、緩急不_ニ相救_一。伏乞_ニ本居父母・兄弟・妻子、同貫_ニ柵戸_一。庶蒙_ニ安堵_一。許_レ之。

史料8には「陸奥柵戸百姓」とある通り、柵戸を「百姓」身分と明記している²¹。この点から、大隅・薩摩両国における柵戸も、当然「百姓」身分と考えるべきである。また、史料7-①の「建_レ国以来」という記載も、大隅・薩摩両国における柵戸政策の推移を踏まれば、整合性があるといえる。

●史料9 薩摩国建国関連史料

①『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申朔条
八月丙申朔、薩摩・多々良・隔_レ化逆_レ命。於_レ是發_レ兵征討、遂校_レ戸置_レ吏焉。

②『続日本紀』大宝二年十月丁酉（三）条
丁酉、先是、征_ニ薩摩隼人_一時、禱_ニ祈大宰所
部神九處_一、実賴_ニ神威_一、遂平_ニ荒賊_一。爰奉_ニ
幣帛_一、以賽_ニ其禱_一焉。唱更国司等（今薩摩國_ニ也。）言、於_ニ國內要害之地_一、建_レ柵置_レ戍守之。
許焉。

史料 10 大隅国建国関連史料

①『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙未（三）
条

夏四月乙未、（中略）割_ニ日向國肝坏_一贈於_ニ大
隅・始襤四郡_一、始置_ニ大隅国_一。

②『続日本紀』和銅六年七月丙寅（六）条

秋七月丙寅、詔曰、授以_ニ勲級_一、本拠_レ有_レ功。
若不_ニ優異_一、何以勸獎。今討_ニ隼賊_一將軍并士卒
等、戰陣有_レ功者一千二百八十餘人、並宜_ニ隨_レ
勞授_レ勲焉。

③『続日本紀』和銅七年（七一四）三月壬寅（一五）
条

壬寅、隼人昏荒野心、未_レ習_ニ憲法_一。因移_ニ豐前
國民二百戸_一、令_ニ相勸導_一也。

史料 9-①によると大宝二年（七〇二）八月に「薩
摩・多櫛」の征討を経て、「校_レ戸置_レ吏」が完了した

ことが記されている。中村氏は、「置吏」とは国司の設置を意味し、本条において薩摩国の前身である「唱更国」が成立したと指摘しており筆者も賛同する²²⁾。唱更国成立の約二ヶ月後に、同国内の要地に城柵と守備兵の設置が決定するが（史料 9-②）、これらが隼人支配のために置かれたことはいうまでも無い。城柵の運営には、城柵に付随する柵戸の存在が必要不可欠で、この時、唱更国内の出水・高城地域において柵戸の移配が行われたとみられている²³⁾。

大隅国は和銅六年（七一三）に日向國の肝坏（属）_一贈於（贈与）_ニ大隅・始襤（羅）_一の四郡を割いて成立したことが史料 10-①に明記されている。大隅国成立の約二ヶ月後には隼人征討の叙勲が行われているおり（史料 10-②）、薩摩と同様に当国が隼人の征討を経て成立したことが分かる。

史料 10-③によると、大隅国成立の翌年の和銅七年（七一四）三月には、隼人の教化を目的として、豊前国から二〇〇戸の移民が行われた。移配先が薩摩と大隅のどちらに当たるか本条からは不明確であるが、前年に隼人の征討を経て大隅国が成立した点、大隅国桑原郡には「豊国」・「大分」・「答西」・「仲川」のようない豊前・豊後国_ニの地名を冠する郷を確認することができ、移配先は大隅国と考へるべきであろう²⁴⁾。これらの点から大隅・薩摩両国の柵戸を中心とした移配政策が、隼人の征討を経た両国の建国直後に行われたことが分かる。

以上を整理する。まず陸奥国に「柵戸百姓」とする史料が存在するため（史料8）、大隅・薩摩両国の柵戸も同様に「百姓」身分と考えてよい。また、史料上確認することができる大隅・薩摩における柵戸の移配記事は両国の建国直後にみられ（史料9・10）、史料7-①の「建国以来」と整合し、彼らが有する墾田の多くは、移配後に開墾したものとみられる。これら点から、史料7の「百姓」に、柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていたとみて間違いない²⁵。

従来の研究において、隼人の朝貢停止の意義は、史料7-②の大隅・薩摩両国における墾田収公と班田制施行との関連で考察されてきた。しかし、先の検討から、史料7の「百姓」に柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていることは明らかである。

中村氏は両国における墾田制を、隼人の「非律令制的性格」と評価しており、永山氏は史料7-②の班田制施行を隼人に対する律令制的賦課適用の画期の一つと積極的に評価している。しかし、これらの見解は「百姓」を隼人に限定することが出来ない以上、再検討の必要がある。

以上を整理する。まず陸奥国に「柵戸百姓」とする史料が存在するため（史料8）、大隅・薩摩両国の柵戸も同様に「百姓」身分と考えてよい。また、史料上確認することができる大隅・薩摩における柵戸の移配記事は両国の建国直後にみられ（史料9・10）、史料7-①の「建国以来」と整合し、彼らが有する墾田の多くは、移配後に開墾したものとみられる。これら点から、史料7の「百姓」に、柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていたとみて間違いない²⁵。

中村氏は墾田制を隼人支配の特殊性と評価し、両国における班田制施行と朝貢停止は、隼人に対する律令制の適用を意味すると述べている。また、永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかつたという立場をとり、班田制適用と朝貢の停止によつて、隼人の公民化が完遂したと解釈している。

しかし、これらの説の問題点は、史料7の「百姓」を隼人と限定して解釈している点である。まず、陸奥国の柵戸を「百姓」身分と明記する史料が存在し（史料8）、大隅・薩摩両国における柵戸も当然「百姓」身分と考えてよい。また、大隅・薩摩両国の柵戸政策は、それぞれの建置直後に行われており、史料7-①の「建国以来」と整合する。

これらの点から、史料7の「百姓」には、柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていたと考えるべきである。「百姓」を隼人と限定することができない以上、隼人の朝貢制停止を、大隅・薩摩両国における班田制施行と結びつける従来の解釈は再検討の必要がある。

れてきた。

中村氏は墾田制を隼人支配の特殊性と評価し、両国における班田制施行と朝貢停止は、隼人に対する律令制の適用を意味すると述べている。また、永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかつたという立場をとり、班田制適用と朝貢の停止によつて、隼人の公民化が完遂したと解釈している。

節では、隼人朝貢停止の歴史的意義について考察を行いたい。

まず、朝貢停止の意義を考える上で注目すべきなのが、朝貢儀礼が廃止されるという点である。第一節において述べたが、隼人のミツキ貢納と風俗歌舞の奏上は、王権への服属を意味する重要な政治儀礼であった。朝貢停止によつてこれらの儀礼が廃止されるが、この点は朝貢を行わることによつて、隼人とその服属関係を形成・維持するという、天武朝から続く隼人政策が変化したことの意味する。

一方、八世紀から行われていたとされる、元日・即位・蕃客入朝儀や大嘗祭等における隼人の儀式参加は、延喜隼人司式に規定されており、入朝停止以降も存続していた。しかし、これららの儀式における隼人のあり方も、朝貢停止以前とそれ以降では大きく異なると考えられる。それを端的に示すのが、今来隼人の成立である。

●史料 11 延喜隼人司式①大儀条

凡元日即位及蕃客入朝等儀、官人二人、史生二人率大衣二人、番上隼人廿人、今来隼人廿人、白丁隼人一百卅二人、分陣二応天門外之左右。
（蕃客入朝、天皇不_レ臨_レ軒者不_レ陣。）群官初入自_二胡床一起、今来隼人發_二吠声_一三節。
（蕃客入朝、不_レ在_二吠限。）其官人著_二当色、横刀_一。大入衣及番上隼人著_二当色、横刀、白赤木綿、耳形鬘

一。自余隼人皆著_二大模布衫（襟袖著_二両面襷）。
布袴、（著_二両面襷。）緋帛肩巾、横刀、白赤木綿、耳形鬘（番上隼人以上横刀私備）。執_二楯槍一並坐_二胡床一。

●史料 12 延喜隼人司式②大嘗条

凡踐祚大嘗日、分陣二応天門内之左右一、其群官初入發_レ吠。悠紀入官人并彈琴、吹笛、擊百子、拍手、歌舞人等、（彈琴二人、吹笛二人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、舞二人。）從_二興禮門參_二入御在所屏外一、北向立奏_二風俗歌舞。主基入亦准_レ此。

●史料 13 延喜隼人司式③駕行条

凡遠從駕行者、官人二人、史生二人、率_二大衣二人、番上隼人四人及今来隼人十人_一供奉。
（番上以上並帶_二横刀_一騎_レ馬。但大衣以下著_二木綿鬘一。今來著_二緋帛肩巾、木綿鬘_一、帶_二横刀_一、執_レ槍步行。）其駕經_二国界及山川道路之曲_一、今來隼人為_レ吠。

●史料 14 延喜隼人司式⑦今来吠声条

凡今来隼人、令_二大衣習_一吠。左發_二本声_一、右發_二末声_一、惣大声十遍、小声一遍、訖一人更發_二細声_一二遍。

●史料 15 延喜隼人司式⑧正月十五日条

凡正月十五日、史生一人并大衣率_二今來隼人_一、就_二主殿寮_一發_レ声一節。及進_二御薪_一。

●史料 16 延喜隼人司式⑪今來時服条

凡今來隼人給_二時服及塩_一。春夏男別絹一尺、_二袴_一腰料_二。布二端_二丈_一尺朝服一領料、一端衣二領料、二丈一尺袴三腰料_二。庸布一段、_二履直_一糸三銖、_二縫_一衣袴_二料_一。塩一斗。_二漬_一菜料_二。女絹三丈、_二下裙料_一。布二端三丈、_二三丈衣二領料、一端表裙二腰料、一端下裙二腰料_二。庸布一段、_二履直_一糸三銖。_二縫_一衣袴_二料_一。秋冬男絹一疋一尺、綿三屯、布二端、庸布一段、糸三銖、塩一斗。女絹一疋、綿三屯、布二端三丈、庸布一段、糸三銖。其糧每月一給。男日黒米三升、塩三勺。女日黒米二升、塩二勺。其三年一給布衾及鋪設_一。人別調布一段、綿十三屯、席一枚、折薦二枚。_二女同_一。並限_二一身_一。若有_レ死者、給_二贈物_一。人別絨一疋、調布二端、庸布一段、白米五斗、酒一斗、腊一斗五升、塩三升。

●史料 17 延喜隼人司式⑫今來死亡条

凡今來隼人身亡者、_二取畿内隼人_一充之、廿人為_レ限。其時服春夏人別庸布一段、秋冬庸布二段、庸綿三屯。糧人別日黒米二升、塩三勺。亦三年一度給_二布衾_一。人別調布一端、綿十三屯。

延喜隼人司式によると、今來隼人は元日・即位・蕃客入朝等の大儀（史料11）・大嘗祭（史料12）²⁶・行幸（史料13）・御薪進上儀（史料15）において吠声を発し、時服・糧等が支給された（史料16・17）。また、欠員が生じた場合、畿内隼人より補任される規定であった（史料17）。

今來隼人の性格については、中村明藏氏と鈴木拓也氏の先行研究が存在する。

中村氏は、今來隼人とは、本来は来朝した大隅・薩摩隼人（朝貢隼人）を指すと述べている。そして、彼らが儀式や行幸等で吠声を発するのは、南九州に居住していた隼人が発する吠声に、邪靈を払う能力があると考えられてきたことによると指摘している²⁷。

一方、鈴木拓也氏は、今來隼人は朝貢隼人そのものではなく、延暦二十年（八〇一）の隼人朝貢停止に伴い（史料5）、南九州から来朝した隼人を畿内に定住させたものと指摘しており²⁸、以下にその根拠を記す。

①史料16の今來時服条に記されている「並限_二一身_一」という一文は、今來隼人が朝貢隼人のように上京六年で帰郷するのではなく、畿内に定住していることを前提に立法されている可能性が高い。つまり、今來時服条は畿内に定住した朝貢隼人の時服支給規定。

②畿内に定住した最初の今來隼人（朝貢隼人）が死亡

した場合の欠員補充規定（男性二十名を上限として畿内隼人から補任）が、今來死亡条（史料17）。

また、今來死亡条のもとになつた単行法として、大同三年十二月五日条及び大同四年正月七日太政官符をあげている。

●史料18 『日本後紀』大同三年（八〇八）十二月壬子（五）条

勅、定額隼人、若有レ闕者、宜下以ニ京畿隼人一、隨レ闕便補上之。但衣服・糧料、莫レ同ニ旧人一。特准ニ衛士一給之。其女者不レ在ニ補限一。

●史料19 『類聚三代格』卷四大同四年（八〇九）正月七日太政官符

太政官符

応レ充ニ便補隼人糧一事

右々大臣宣。奉レ勅、定額隼人、若有レ闕者、自今以後、宜下以ニ京畿隼人一、隨レ闕便補上之。但衣服糧料莫レ同ニ旧人一。特准ニ衛士一給之。其女者不レ在ニ補限一。

大同四年正月七日

鈴木氏は史料18・19にみえる「定額隼人」を今來隼人と考へ、両史料が『延喜式』隼人司今來死亡条のもとになつたと指摘している²⁹⁾。そして、来朝してき

た最後の朝貢隼人を畿内に定住させたのは、儀式や行幸において、呪力に満ちた吠声を確保しようとしたためと結論付けている。中村・鈴木両氏の先行研究を整理したが、中村氏は今來隼人ニ朝貢隼人と解釈しているが、鈴木氏は今來隼人は隼人の朝貢停止以降に成立し、朝貢隼人（その系譜を引くが）そのものではないと指摘している。以下に筆者の見解を述べたい。

まず、鈴木氏の指摘する、今來隼人の成立過程にしては非常に説得力があり、首肯すべき見解である。一方、鈴木氏は朝貢隼人に對する呪力信仰という考えについては中村説を繼承し、今來隼人成立の意義を、「朝貢隼人と同等の呪力を維持させるため」と結論付けている。しかし、この点に關しては、今來隼人の定数や、儀式の際に臨時に招集される白丁隼人の性格等から、再検討の必要があると筆者は考える。

2 今來隼人の成立意義に関する問題

—鈴木説の再検討を中心に—

鈴木氏は今來隼人の成立意義を、朝貢隼人と同等の呪力を維持させるためと結論付けた。しかし、延暦二十年の朝貢停止によつて、在京勤務を行う南九州の隼人が補充されなくなる。仮に、大儀・行幸等における朝貢隼人の必要性があれば、六年相替制は継続されてしまうべきなのに、そつはならなかつた。この点は朝貢停止の段階において、朝貢隼人の必要性が大幅に低下

していったことを意味する。また、それを裏づける別の事実として、儀式に参加する今来隼人の人数があげられる。

八世紀における朝貢隼人の入朝者数は、和銅二年には一八八名（『続日本紀』和銅二年十月戊申条）、養老七年には六二四名（史料2-②）、そして天平七年には二九六名が（史料2-④）それぞれ確認できる。養老七年条の六二四名という人数について中村氏は、この朝貢が養老四年（七二〇）に起きた隼人最後の反乱鎮圧後に行われており、その恭順の意を示すためのもので、人数に関しては例外と見るべきと述べている。

以上の点から、八世紀における朝貢隼人の人数は平均して二〇〇～三〇〇名前後で、八世紀の大儀には、数百人規模の朝貢隼人が参加していたと推測される。それに対し、今来隼人の人数は僅かに二十名であり、朝貢隼人と比較してあまりに少ない。この点を考えると注目すべきなのが、今来隼人と共に儀式に参加した白丁隼人の存在である。

●史料20 延喜隼人司式⑥諸国隼人条

凡大儀者、預前申レ官、喚_ニ集諸國隼人、令レ供_ニ其事_ニ。仍給_ニ間食_ニ。

白丁隼人（諸国隼人）は、大儀の際に畿内及び周辺諸国から臨時に喚集され（史料20）、総数は一三二名である。その装束は今来隼人と同一であったが（大模

布衫・布袴・緋帛肩巾・白赤木綿・耳形鬘等）、吠声を発せず、大儀にのみ動員される隼人であった（史料11）。

鈴木氏は、朝貢隼人の役割は朝貢停止以後、大儀などの諸儀式と行幸に参加して吠声を発する今来隼人と、大儀にのみ参加して吠声を発しない白丁隼人に分化したと指摘し、白丁隼人は今来隼人と同じく、隼人の朝貢停止以後に成立した隼人と述べている、すなわち白丁隼人とは、朝貢停止以前における数百人規模の朝貢隼人の儀式参加を擬制する、いわばエキストラ的な隼人と評価することができよう。当然、彼らに対する呪力への期待は無いと考えられる。

以上を整理する。まず、延暦二十年の朝貢停止は、在京勤務を行つた南九州の隼人が補充されなくなることを意味する。そして、朝貢隼人が数百人規模で大儀に参加したのに対し、朝貢停止以降に成立した今来隼人の人数は僅かに二十名である。また、白丁隼人は朝貢隼人の儀式参加を擬制する、いわばエキストラ的な隼人に過ぎない。以上の点から、朝貢隼人の必要性は朝貢停止の段階で大幅に低下していたとみるべきである。

さて、隼人研究において定説となつてゐる「朝貢隼人に対する呪力信仰」という解釈に關しても、大衣・番上隼人の性格を踏まえながら言及したい。

延喜隼人司式によると、今来隼人と共に儀式参加や行幸從駕を行つた隼人として、大衣・番上隼人があげられる。

●史料 21 延喜隼人司式⑨大衣条

凡大衣者、_二押_一譜第内_一、置_二左右_一各一人。_二隅_一為_レ左、_二阿多_一為_レ右、_二教_一導_二隼人_一、_二催_一造_二雜物_一、_一候_レ時令_レ吠。若有_レ闕者申_レ省、省即申_レ官補之。

●史料 22 延喜隼人司式⑩番上隼人条

凡番上隼人廿人。有_レ闕者取_二五畿内及近江、丹波、紀伊等国隼人幹了者_一、申_レ省補之。不_レ在給_二時服及糧_一之限上。

史料 21 によると、大衣は隼人司における隼人の統率者で、「譜代内」より補任するとあり、畿内隼人の有力氏族から任命されたとみられる。そして、今來（朝貢）隼人の吠声は、大衣から教習される規定であった。また、番上隼人は、畿内及び周辺諸国の隼人で「幹了」な者から補任された（史料 22）。延喜隼人司式によると、吠声を発するのは朝貢隼人の系譜を引く今來隼人であり、番上隼人にそのような役割を見出しができない。しかし、第一章において論証したが、八世紀代の隼人には吠声を伴う夜間宮城門警備という、延喜式に見られない役割が存在しており、その役割を担つたのは朝貢隼人ではなく、畿内隼人より補任される番上隼人であった。隼人の畿内移配は六世紀後半頃まで遡及可能であり

⁽³⁰⁾、大化前代において彼らは、特定の王族に対する近習と吠声を伴う王宮警固を行っていた。令制下における番上隼人はその系譜を引く隼人である。そして、番上隼人の夜間宮城門警備の役割は、遅くとも大同三年（八〇八）における兵部省被管官司として隼人司が再置された際には、消滅したと考えられる。

古代王権の隼人に対する原初的な呪力信仰は、大化前代においては存在していたと筆者も考える。しかし、このような概念が、令制下まで変質せずに存続していたかは疑問である。

特に、大儀・行幸における吠声は、畿内隼人の大衣から教習される規定であった。この点は、隼人の吠声が「南九州の伝統的な呪的技能」などではなく、王権によって儀式的・制度的に整備された、いわば「創出された伝統技能」であることを意味する。

いずれにせよ、八世紀段階における隼人の吠声は、番上隼人も行っており、朝貢隼人に限定することはできない。そのため、隼人研究において通説となつてゐる、「朝貢隼人の呪力信仰」という解釈には再検討の必要があろう。

3 踏歌節会における風俗歌舞停止

朝貢停止の歴史的意義を考える上で、最後に踏歌節会における風俗歌舞奏上の問題について取りあげたい。八世紀代における隼人の風俗歌舞は、来朝時と大嘗祭の他に、踏歌節会における奏上が一例のみ確認する

ことができる。

●史料 23 『続日本紀』天平宝字七年（七六三）正月
庚申（十七）条

庚申、帝御^二閣門^一、饗^二五位已上及蕃客、文武百官主典已上於朝堂^一。作^二唐・吐羅・林邑・東國・隼人等樂^一、奏^二内教坊踏歌^一。客主主典已上次レ之。賜^下供^二奉踏歌^一百官人及高麗蕃客綿上有レ差。

本条によると、五位以上・蕃客・文武百官の主典以上を朝堂において饗し、唐・吐蕃・林邑・東国、そして内教坊の踏歌の共に、「隼人等樂」（風俗歌舞）が奏上された（ただし、踏歌節会は通常正月十六日に行われる規定）。

踏歌節会における風俗歌舞奏上が確認できるのは本条のみだが、この点と関係がある史料として、延暦二十四年（八〇五）における、大替隼人（朝貢隼人）の風俗歌舞奏上停止があげられる。

●史料 24 『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）正月
乙酉（十五）条

乙酉、永停^二大替隼人風俗歌舞^一。

史料 24 は隼人の朝貢停止が決定した四年後の史料である。史料上確認することができた最後の朝貢は、

史料 2-⑪の延暦十二年（七九三）条で、延暦二十年（八〇一）に朝貢停止が決定する。当然、朝貢儀礼と

しての風俗歌舞奏上はこの段階において既に停止していたと考えるべきで、史料 24 の風俗歌舞が来朝時のものでないことは明らかである。また、大嘗祭における

風俗歌舞は延喜式に規定があり、当然それとも異なる。ここで注目すべきなのが、史料 24 の日付で、正月十五日、すなわち踏歌節会の前日である。また、本条が

来朝時・大嘗祭における風俗歌舞に該当しない点、踏歌節会において風俗歌舞が奏上された用例が存在する点（史料 23）を踏まえると、史料 24 は踏歌節会における風俗歌舞奏上の停止を意味すると考えられる³¹。

八世紀代において、朝貢隼人の風俗歌舞は、入朝時と大嘗祭の他に、正月十六日の踏歌節会においても奏上されていたと考えられる。しかし、延暦二十年の朝貢停止により、朝貢儀礼としての風俗歌舞は廃止され、その四年後には踏歌節会における風俗歌舞も停止される。以後、隼人の風俗歌舞は大嘗祭に限定され、大儀や行幸と同じく、畿内隼人によって代行されるのである。

結語

本章において、延暦二十年の朝貢停止をはじめとした九世紀初頭における隼人政策転換の歴史的意義を考察した。最後に要点をまとめたい。

隼人の来朝時に行われる隼人のミツキ貢納と風俗歌

舞の奏上（史料2）は、王権への服属を意味する重要な政治儀礼であつた。また、これらの儀礼は、官人や宮都に住む人々に対し、天皇権威を可視的に示すという意味も有していた。

隼人の朝貢は、八世紀後半頃から次第に規定通り行われなくなり、延暦二十年に朝貢停止が決定するが（史料5）、その背景については、前年に行われた大隅・薩摩両国における班田制施行との関係が指摘されてきた。中村氏は墾田制を隼人支配の特殊性と評価し、両国における班田制施行と朝貢停止は、隼人に対する律令制の適用を意味すると述べている。また、永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかつたという立場をとり、班田制適用と朝貢の停止によつて、隼人の公民化が完遂したと解釈している。しかし、これらの説の問題点は、史料7の「百姓」を隼人と限定して解釈している点である。

まず、陸奥国の柵戸を「百姓」身分と明記する史料が存在し、大隅・薩摩の柵戸も当然「百姓」身分と考えてよい。また、両国の柵戸政策はそれぞれの建置直後に行われており、史料7-①の「建レ国以来」と整合する。「百姓」を隼人と限定することができない以上、隼人の朝貢制停止の原因は、班田制施行とは別のところにあつたと考へるべきであろう。

延暦二十年の隼人の朝貢停止によつて隼人側のみツキ貢納と来朝時における風俗歌舞奏上が廃止される。

この点は、朝貢を行わることによつて、隼人との附属関係を形成・維持するという、天武朝から続く、隼人に対する政策が変化したこと意味する。

そして、隼人の朝貢停止に伴い、隼人の儀式参加のあり方も大きく変化することになるが、それを端的に示すのが、今來隼人と白丁隼人の成立である。

大儀・行幸等の際に吠声を発する今來隼人は、鈴木拓也氏が明らかにした通り、朝貢隼人の一部をそのまま畿内に定住させたものと考えられる。しかし、その定数は僅かに二十名で、数百名規模で儀式に参加したとされる朝貢隼人と比較してあまりに少ない。また、欠員が生じた場合は、畿内隼人から補任される規定であった。そして、一三二名の白丁隼人が今來隼人と同じ装束を着用して大儀に参加したが、彼らは今來隼人と異なり吠声を発せず、諸国から臨時に招集される隼人である。すなわち、白丁隼人とは八世紀代における朝貢隼人の儀式参加を擬制する、いわばエキストラ的な隼人にすぎない。

鈴木氏は今來隼人成立の意義を「朝貢隼人と同等の呪力を維持させるため」と指摘している。しかし、朝貢の停止は新しく大隅・薩摩隼人が補充されなくなることを意味し、先述した今來・白丁隼人の性格も踏まえて考えれば、朝廷内における朝貢隼人の必要性は、朝貢停止の段階において、大幅に低下していたとみるべきである。

この点をさらに別の面から裏づける史料として、延

暦二十四年条における大替隼人（朝貢隼人）の風俗歌舞奏上停止があげられる（史料24）。八世紀の大隅・薩摩隼人の風俗歌舞は来朝時の他に、大嘗祭と踏歌節会の際に奏上されたと考えられる。来朝時の風俗歌舞は、延暦二十年の段階で既に停止しており、史料24は踏歌節会における風俗歌舞奏上の停止を意味する。これによつて、隼人の風俗歌舞が行われる場は、大嘗祭のみとなる。

また、この時期における、隼人司に上番する畿内隼人の動向についても言及したい。八世紀の隼人司は衛門府の被管官司であり、隼人司に上番した番上隼人（畿内隼人より補任）は、八世紀代において大儀参列や行幸従駕の他に、吠声を伴う夜間宮城門警備を行つたと考えられる。特に夜間宮城門警備は大化前代から続く、恒常的且つ重要な役割であつた。しかし、延暦二十四年（八〇五）十二月には隼人司に上番する隼人の減員が決定し、さらには大同三年（八〇八）正月には隼人司が廃止され、同年七月に兵部省被管として再置される。夜間宮城門警備の役割は延喜隼人司式には規定されておらず、遅くとも大同三年の段階において消滅したと考えられる。

このように、延暦二十年における隼人の朝貢停止は、八世紀代における隼人のあり方を大きく変貌させた。朝貢隼人が行つた朝貢儀礼と踏歌節会における風俗歌舞奏上は廃止され、大儀や行幸等における役割は畿内隼人が代行することになる。

延喜隼人司式は、朝貢停止をはじめとした九世紀初頭における隼人政策の転換を経て成立した史料である。特に、畿内隼人が朝貢隼人の在京勤務を擬制するという規定は、まさに「創出された伝統」と呼ぶのに相応しいといえる。

註

- (1) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(同『隼人の研究』学生社 一九七七)、永山修一「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』同成社 二〇〇九 初出・一九八九)。
- (2) 井上辰雄「隼人と大和政権」(学生社 一九七四、前掲(1)中村論文・「律令制と隼人支配について」薩摩国の租の賦課をめぐつて) (同『隼人の研究』学生社 一九七七)、奥野中彦「薩摩国正税帳をめぐつて—律令制と薩摩」(鹿児島県立短期大学地域研究所年報)十二(一九八三)、伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』四 一九八四)、永山修一「隼人の消滅」(同『隼人と古代日本』同成社 二〇〇九 初出・一九八九)、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(山中章・仁藤敦史編『国立歴史民俗博物館研究報告第一三四集』国立歴史民俗博物館 二〇〇七)。
- (3) 前掲(2)鈴木論文。
- (4) 石上英一①「日本古代における調庸制の特質 日本古代における調庸制の特質(「1973年度歴史学研究会大会報告—歴史における民族と民主主義」古代史部会 日本古代における律令制支配の特質と展開)」(『歴史学研究』別冊特集 一九七三)、②「古代における日本の税制と新羅の税制」(朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎 一九七四)。
- (5) 養老職員令 60 隼人司条によると、「正一人(掌下、検校隼人)、及名帳、教習歌舞、造作竹笠」

一事上。)とあり、隼人司正の職掌とした歌舞の教習がある。

- (6) 前掲(1)中村論文、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館一九八六)
- (7) 熊谷公男『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館 二〇〇四

- (8) 前掲(7)熊谷論文。
- (9) 菊池達也「隼人の「朝貢」」(『史学研究』二七六 二〇一二)。

- (10) 前掲(6)今泉論文。

- (11) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編『講座 東北の歴史 第三巻 境界と自他の認識』清文堂 二〇一三)。

- (12) 前掲(6)今泉論文、前掲(10)熊谷論文。
- (13) 前掲(6)今泉論文、前掲(10)熊谷論文。
- (14) 鈴木拓也「律令国家と夷狄」(『岩波講座 日本歴史 第5巻 古代5』岩波書店 二〇一五)。この点について、鈴木氏も同様の指摘を行つている。

- (15) 前掲(1)中村論文。
- (16) 前掲(1)永山論文。
- (17) 田租について、養老田令 2 田租条には「凡田租、國土准收穫早晚、九月中旬起輸」とあり、田租の賦課を「輸」と表記し、『続日本紀』にも多く見られる。また、田租納入を課せられた水田を「輸租田」といい、田租の収納を記載した文書として「輸租帳」が存在す

る。(天平十二年「遠江国浜名郡輸租帳」)。

調庸の賦課についても、養老賦役令 3 調庸物条に「凡調庸物、毎年八月中旬起輸。」とあり、こちらも「輸」の表記が用いられ、『続日本紀』にも同様の例が確認できる。調庸は原則として中央(西海道の場合は大宰府)におさめられ、律令国家の財源となる。

(18) .. 前掲(2) 井上論文、前掲(2) 中村論文、前掲(2) 奥野論文、前掲(2) 伊藤論文、前掲(2) 永山論文、前掲(2) 鈴木論文。

(19) .. 前掲(2) 中村論文。

(20) .. 前掲(2) 永山論文。

(21) .. 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集・歴史学・地理学』二十一一九九〇)。

(22) .. 中村明藏「薩摩国の成立について」(同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版 一九八六)。

(23) .. 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題」隼人統治を中心として」(同『正税帳の研究』塙書房 一九六七)。出水郡は肥後国と隣接し、天平八年度「薩

麻国正税帳」の郡司構成をみると、「肥君」や「大伴部」といった肥後国に盤踞する豪族が多くみえる。また、高城郡の「合志」「飽多」「宇土」「詫萬」の四郷は肥後国の郡名と一致しているという特徴がある。これらの点を踏まえ井上氏は、出水・高城の両郡は柵戸をはじめとした肥後国からの非隼人系の移民を中心に構成されたものと指摘しており、筆者も賛同する。

(24) .. 前掲(23) 井上論文。井上氏は、大分郷は豊

後国大分郡、答西郷は豊前国上毛郡多布郷、仲川郷は豊前国仲津郡との関係をそれぞれ指摘している。

(25) .. 筆者は、史料 7 の「百姓」は、柵戸を中心とした非隼人系住民の他に、令制国制立以前から南九州を拠点としていた、隼人系住民の両者が含まれていると考える(第三章参考)。

(26) .. 史料 12 の延喜隼人司式②大嘗条には今来隼人と明記されていない。しかし、延喜隼人司式において吠声を確認できるのは全て今来隼人であり、大嘗祭において吠声を発したのも今来隼人と考えられる。

(27) .. 中村明藏「隼人の呪力とその系譜」(同『隼人の研究』学生社 一九七七)、「隼人司の役割について」(同『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版 一九八六)。

(28) .. 前掲(2) 鈴木論文。

(29) .. 「定額隼人」の意味に関する鈴木氏は、「定額」とは何らかの定数を指すとして、①朝貢を停止した段階で畿内に残された隼人の人数、②彼らに支給される一定額の時服や食料の二つの可能性があると述べている(前掲(2) 鈴木論文)が、恐らく①であろう。「定額隼人」とは、最後の朝貢隼人の中から、人数を定めて畿内に残留させたものと考えられる。

(30) .. 通説では、隼人の畿内移配は天武・持統朝が画期と考へられている。しかし、『日本書紀』天武十四年(六八五)六月甲午(二十)条における大隅直等に対する忌寸賜姓記事から、隼人の畿内移配は天武朝以前に行われていたとみるべきである。また、『日本書紀』

敏達十四年（五八六）八月己亥（十五）条から、遅く
とも六世紀後半には隼人の朝廷出仕が行われており、
隼人の畿内移配はそれ以前に行われていたと筆者は考
える。（第一章参照）

（31）・隼人入朝時以外の歌舞奏上に関しては、菊池
達也氏も註にて指摘している。（前掲『9』菊池論文）

終章

総括

本学位論文では、古代王権の隼人支配の構造とその転換を、四章構成で考察してきた。最後に本論文で取り扱った諸問題をもとに、古代王権の隼人支配の展開過程を再構成し、併せて今後の課題に言及して総括したいと思う。

一 大化前代

「畿内移配政策と朝廷出仕」

古代王権は、大化前代において南九州を拠点とした隼人の一部を畿内に移配させ、朝廷に出仕させた。隼人の朝廷出仕は遅くとも六世紀後半の敏達朝において行われ、畿内移配はそれ以前に行われていたと考えられる。

隼人の朝廷出仕の内容として、近習制と王宮警固の役割が挙げられる。

大化前代において、朝廷に出仕した畿内隼人は、特定の王族と個人的な君臣関係を結び、身辺警護等を行つた。この点は、大化前代における隼人関係史料から分かる。また、神代紀における隼人の説話には、隼人がミカキ（王宮を区画する大垣）の傍らを離れず、「吠狗」に代つて天皇に供奉するという、王宮警固の由来が付記されている。そして隼人は王宮警固の際に、邪

靈を払うとされた吠声（「吠狗」）を発したと考えられ、古代王権の隼人に対する、原初的な呪力信仰が伺えよう。

令制下に入ると、畿内隼人は隼人司に上番勤務を行つた。そして、特定の王族に対する近習の役割は消滅するが、王宮警固の役割は、令制下においても存続した。

神代紀に付記された王宮警固の由来には「至今」とある。この点は吠声を伴う王宮警固の役割が、少なくとも『日本書紀』編纂段階まで行われていたことを示す。また、『万葉集』に詠まれている隼人の「名負夜声」（夜間吠声）は、延喜隼人司式に規定されていない隼人の役割といえる。そして、隼人司は、宮城諸門の警備等を担つた衛門府の被管官司で、さらには衛門督の職掌に「隼人」が含まれている。

以上の点を踏まえると、八世紀の隼人には、吠声を伴う夜間宮城門警備の役割が存在したと考えられる。そして、この役割は、大化前代における朝廷出仕との系譜関係を踏まえれば、番上隼人が担つたとみるべきである。番上隼人は畿内隼人の「幹了」な者から補任され、さらには武官的な性格を有しており、宮城門警備を行う隼人に相応しいといえる（第一章）。

二 七世紀末から八世紀初頭

「大隅・薩摩両国の建置と六年相替制の成立」

大宝律令が施行される前後の、七世紀末から八世紀初頭にかけて、朝廷は大規模な南九州政策を行った。

朝廷は文武三年（六九九）の第一次覓国使（目的地は「南嶋」）の帰朝の後に、南九州における国制施行のために第二次覓国使を派遣したが、国制施行に反対する「薩摩隼人」を中心とした隼人系豪族等に襲撃されてしまう。これによつて朝廷と「薩摩隼人」（広域の薩摩地域に居住する隼人）との対立が深まり、大宝年間の史料にみえる「薩摩隼人」の反乱と朝廷による征討軍派遣につながつた。

「薩摩隼人」の征討を経て、大宝二年八月に「置吏」、すなわち唱更国が設置され、薩摩地方に令制国を置くという目標は達成された。また、「置吏」と同時に「校戸」が成し遂げられ、征討の主対象となつた「薩摩隼人」は、大宝二年の造籍において戸籍登載された可能性が高い。（第二章）。

また、和銅六年（七一三）に日向国から贈喰・始羅・大隅・肝属の四郡を割いて、大隅国が成立するが、その約二ヶ月後には隼人征討の叙勲が行われており、薩摩国と同様に隼人の征討を経て成立されたことが分かる。恐らく大隅国が建置後されて程なく、大隅隼人も編戸されたと筆者は推測する。大隅・薩摩両国の建置は、それまで支配が不充分であった大隅・薩摩隼人を令制国

に編成したことを意味する。

大隅・薩摩両国が成立した八世紀初頭は、隼人の朝貢制を考える上でも重要な時期であつた。隼人の朝貢は天武・持統朝頃から本格化するが、靈龜二年（七一六）の格において、朝貢の後に六年間在京し次の朝貢が行われた際に帰国するという六年相替制が定められた。

来朝時に大隅・薩摩隼人が行つたミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、王権への服属を意味する重要な儀礼であった。これらの儀礼を通して、王権と隼人との服属関係が形成・維持されていった。そして、隼人の朝貢には官人や宮都に住む人々に対し、天皇権威を可視的に示すという重要な意味も有していた。

古代において、隼人の他に、東北地方に居住する蝦夷に対しても、朝貢制が行われていたことが知られている。一方、蝦夷の朝貢儀礼は八世紀に入ると元日朝賀儀礼に組込まれた。また、隼人の朝貢は在京勤務を伴うものであつたのに対し、蝦夷にはそのような役割は存在せず、朝貢後すぐに帰郷したと考えられている。靈龜二年以降、大隅・薩摩隼人の来朝は史料上において計一回確認することができ、延暦二十年（八〇一）に朝貢停止が決定する（第四章）。

三 天平期から八世紀後半

一 隼人郡・非隼人郡の成立と「隼人之調」

大隅・薩摩両国の建置直後に、朝廷は隼人支配のため城柵の設置と大規模な柵戸移配を行い、両国内において隼人郡・非隼人郡が成立した。

隼人郡とは在地の隼人系住民を中心に構成された郡で、薩摩国の薩摩・甑島・日置・伊作・阿多・河辺・頬娃・揖宿・給黎・谿山・麿嶋の十一郡、大隅国では贈於・大隅・始羅・肝属の四郡がそれに該当する。それに対し、薩摩国出水郡・高城郡、大隅国桑原郡は柵戸をはじめとした非隼人系住民によつて構成されていた（非隼人郡）。両者の行政上の区分が成立した時期の下限は、天平八年度「薩麻国正税帳」および不丁地区出土木簡から天平期頃である。

さて、柵戸を中心とした非隼人系住民は移配先で編附され、令制的調庸賦課が行われていた。一方の大隅・薩摩隼人は、柵戸と同じく編戸された「百姓」身分であつたが、令制的調庸賦課は行われず、隼人独自の賦課が存在した。それが延暦十一年条に記載されている「隼人之調」であつた。

本条の「隼人之調」について、従来の先行研究ではそのほとんどが隼人の朝貢時のミツキと解釈している。しかし、ミツキとは、「天皇へ服属の証としてたてまる貢献物」で、隼人のミツキの貢納はすべて「貢」と表記されている。それに対し、「隼人之調」は、「貢」

すものではなく、田租や調庸のようになら「輸」すものであり、朝貢時のミツキではないことは明らかである。

「隼人之調」は延暦十一年条及び延喜式記載の「隼人調布」、そして大宰府における調綿京進史料を踏まえて考えると、大隅・薩摩隼人に賦課され、大宰府に輸納されたものと考えられる。そして、大宰府に集積された「隼人之調」は、府で消費される分を除き京進されたとみられる。

八世紀を通じ、大隅・薩摩隼人に「隼人之調」という特殊な賦課が行われ、柵戸を中心とする非隼人系住民と、支配のあり方が大きく異なつていたのである（第三章）。

四 延暦二十年から九世紀初頭

一 朝貢停止と儀式参加における変化

隼人の朝貢は、八世紀後半頃から次第に規定通り行われなくなり、延暦二十年に隼人の朝貢停止が決定し、ミツキ貢納と来朝時における風俗歌舞奏上は行われなくなる。また、その四年後の延暦二十四年には踏歌節会における風俗歌舞奏上も停止する。

隼人の朝貢停止は、朝貢を行わせることによつて隼人との服属関係を形成・維持するという、天武朝から続く、隼人に対する政策が変化したこと意味し、隼人支配における重大な転換の一つと評価することができ

そして、隼人の朝貢停止に伴い、隼人の儀式参加のあり方も大きく変化することになるが、それを端的に示すのが、今來隼人と白丁隼人の成立である。

儀式・行幸等の際に吠声を発する今來隼人は、鈴木拓也氏が明らかにした通り、朝貢隼人の一部をそのまま畿内に定住させたものと考えられる。しかし、その定数は僅かに二十名で、数百名規模で儀式に参加したとされる朝貢隼人と比較してあまりに少ない。また、欠員が生じた場合は、畿内隼人から補任される規定であった。そして、大儀の際に一三二名の白丁隼人が今來隼人と同じ装束を着用して参列したが、彼らは今來隼人と異なり吠声を発せず、諸国から臨時に招集される隼人である。すなわち、白丁隼人とは八世紀代における朝貢隼人の儀式参加を擬制する、言わばエキストラ的な隼人にすぎない。

また、八世紀の隼人司は衛門府の被管官司であり、隼人司に上番した番上隼人は、大化前代における朝廷出仕の系譜を引く役割として、恒常的な夜間宮城門警備を行つた。しかし、延暦二十四年（八〇五）十二月には隼人司に上番する隼人の減員が決定し、さらには大同三年（八〇八）正月には隼人司が廃止され、同年七月に兵部省被管として再置される。夜間宮城門警備の役割は延喜隼人司式には規定されておらず、遅くとも大同三年の段階において消滅したと考えられる。このように、延暦二十年における隼人の朝貢停止及

びそれに伴う諸政策によつて、八世紀代における隼人のあり方が大きく変貌した（第四章）。

朝貢隼人が行つた朝貢儀礼と踏歌節会における風俗歌舞奏上は廃止され、大儀や行幸等における役割は畿内隼人が代行することになる。畿内隼人が朝貢隼人の在京勤務を擬制するという、延喜隼人式に規定されている隼人の役割は、まさに「創出された伝統」と呼ぶのに相応しいといえる。

本学位論文では、古代王権の隼人に対する支配論理やその歴史展開を、中央（朝廷）・地方（南九州）の問題とそれぞれ照らし合わせながら考察した。また、その中で特に蝦夷研究の成果を積極的に取り入れた。

隼人と蝦夷は共に列島の周縁部に居住し、古代王権は彼らに対し、征討や城柵の設置、そして朝貢制など、共通した政策を行つた。一方で、その内実や展開過程に関しては、多くの相違点も存在する。古代王権による隼人支配の構造を明らかにする上で、蝦夷支配との共通点・相違点を正確に把握し、両者の比較検討を行うことは、非常に重要な筆者は考える。

さて、本学位論文は文献史学による研究が中心となり、考古学の成果を充分に踏まえることができなかつた。また、隼人支配に関する基礎的事実の復元に重点

を置き、歴史像・歴史観の構築という点に関しても非常に不充分なままで終わってしまった。これらの点は、今後の課題点として挙げられよう。